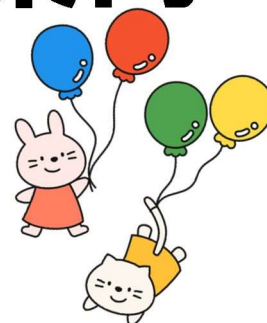


令和 8 年度版 認可保育施設利用案内



もくじ

保育相談センターについて	P1	5. 利用申込み後（待機中）の手続きについて	P41
入園申込み案内動画について	P2	教育・保育給付認定変更受付期間一覧表	P43
1. 認可保育施設について	P3	6. 内定・入園後について	P45
2. 教育・保育給付認定について	P5	教育・保育給付認定変更受付期間一覧表	P46
3. 認可保育施設の申込みについて	P7	7. 追加書類の提出方法について	P48
令和8年度 4 月一斉受付スケジュール	P8	8. 利用者負担（保育料）・副食費の免除判定について	P49
年度途中受付スケジュール	P9	9. 利用者負担（保育料）の納付方法について	P53
年度途中希望園・きょうだい区分変更期間	P10	10. 一時預かり事業（一時保育）について	P54
他市区町村から浜松市への申込み	P12	11. 病児・病後児保育について	P55
他市区町村への申込み	P12	12. こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について	P56
必要書類や注意点	P13	13. FAQ（よくあるご質問）	P57
きょうだい申込みの方法	P23	14. 土曜日等の共同保育について	P60
申込書類の提出方法	P34	15. 認可保育施設一覧	P61
4. 選考について	P36		

《令和 8 年度におけるクラス年齢と児童の生年月日》 ※令和 8 年 4 月 1 日の前日の年齢

クラス年齢	児 童 の 生 年 月 日					
0 歳児	令和 7 年	(2025 年)	4 月 2 日	～		
1 歳児	令和 6 年	(2024 年)	4 月 2 日	～	令和 7 年	(2025 年) 4 月 1 日
2 歳児	令和 5 年	(2023 年)	4 月 2 日	～	令和 6 年	(2024 年) 4 月 1 日
3 歳児	令和 4 年	(2022 年)	4 月 2 日	～	令和 5 年	(2023 年) 4 月 1 日
4 歳児	令和 3 年	(2021 年)	4 月 2 日	～	令和 4 年	(2022 年) 4 月 1 日
5 歳児	令和 2 年	(2020 年)	4 月 2 日	～	令和 3 年	(2021 年) 4 月 1 日

英語・ポルトガル語版はこちらから

Click here for English/Portuguese version
Versão do Guia em Português e Inglês

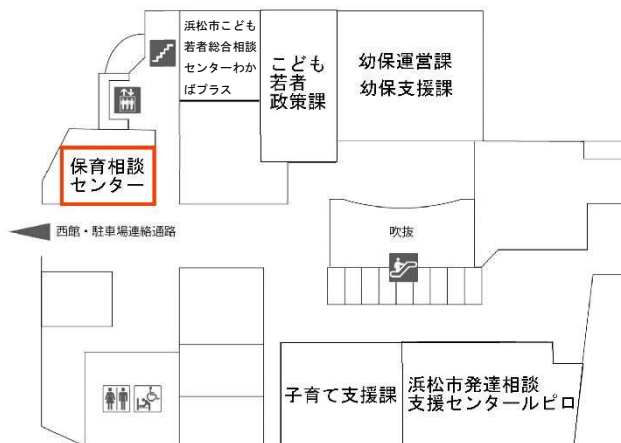


保育相談センター

〒430-0933 浜松市中央区鍛冶町100番地の1 ザザシティ浜松 中央館5階

幼保支援課 保育相談センター ☎053-457-2833

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）



認可保育施設の入園手続きに関する相談、一時預かり事業（一時保育）などの保育サービスの利用の相談などを保育相談センターで受け付けています。

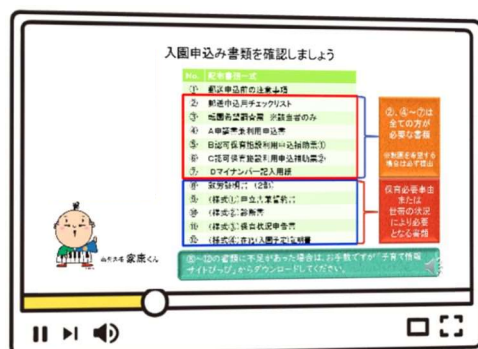
電話相談、オンライン相談（ビデオ通話）、窓口相談があります。オンライン相談ご希望の場合は、SMS またはメールに相談用の URL をお送りしますので、保育相談センターにお電話ください。各相談、予約制ではありません。

入園申込みに関する一通りの説明に要する時間は、30 分程度です。認可保育施設利用案内をお手元にご準備いただくと、スムーズに相談が進みます。（なくても相談は可能です。）

窓口相談は混雑している場合がありますので時間に余裕をもってお越しください。

令和8年度 浜松市認可保育施設 入園申込み案内動画 を作成しました！

詳しく説明してありますので必ずご覧ください

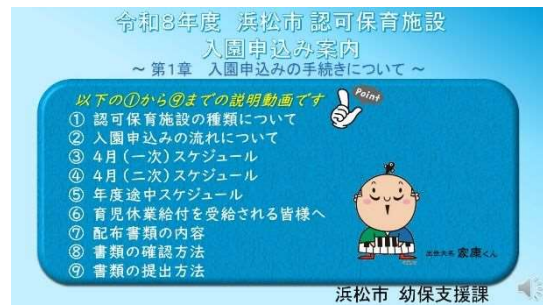


<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/s-youho/annaidouga.html>

検索

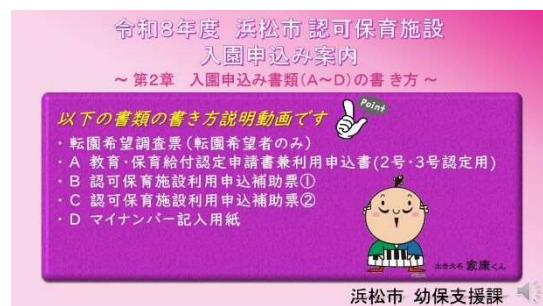
第1章 入園申込みの手続きについて

- ① 認可保育施設の種類について
- ② 入園申込みの流れについて
- ③ 4月（一次）スケジュール
- ④ 4月（二次）スケジュール
- ⑤ 年度途中スケジュール
- ⑥ 育児休業給付を受給される皆様へ
- ⑦ 配布書類の内容
- ⑧ 書類の確認方法
- ⑨ 書類の提出方法



第2章 入園申込み書類（A～D）の書き方

- ① 転園希望調査票（転園希望者のみ）
- ② **A** 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書（2号・3号認定用）
- ③ **B** 認可保育施設利用申込補助票①
- ④ **C** 認可保育施設利用申込補助票②
- ⑤ **D** マイナンバー記入用紙および本人確認書類



1. 認可保育施設について

「子ども・子育て支援新制度」における小学校就学前の認可保育施設について、市内では大きく分けて次の種類があります。

①認定こども園 【令和8年度施設数：92】

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。

②保育所 【令和8年度施設数：49】

保護者が就労等によりお子さまを保育できない場合、保護者に代わって保育を行う施設です。

③小規模保育事業 【令和8年度施設数：54】

- ・ 保育所より少人数の定員（6～19人）で、0歳児から2歳児までの保育を行います。
- ・ 卒園後は連携施設（※）で引き続き受け入れ、教育または保育を提供します。

④事業所内保育事業 【令和8年度施設数：12】

- ・ 事業所の従業員のお子さまを対象（従業員枠）とした施設で、地域のお子さま（地域枠）も受け入れ、一緒に保育を行います。
- ・ 地域のお子さまは、0歳児から2歳児までを対象とし、卒園後は連携施設（※）で引き続き受け入れ、教育または保育を提供します。

※ 連携施設・・・認定こども園、幼稚園または保育所（幼稚園は従来型の私立幼稚園を含む）
（連携施設についてはP61以降の「認可保育施設一覧」をご覧ください。）

認可外保育施設について

- ① **認証保育所**…市が定める独自の基準を満たし、市が審査の上認証した施設。
- ② **企業主導型保育事業**…企業の就労形態に対応した保育サービスを提供している認可外の事業所内保育施設。企業の従業員の子ども（従業員枠）が対象ですが、施設によっては保育を必要とする地域の子ども（地域枠）も受け入れて一緒に保育を行います。
- ③ **その他の認可外保育施設**…市に保育サービスの実施の届け出がされた施設。

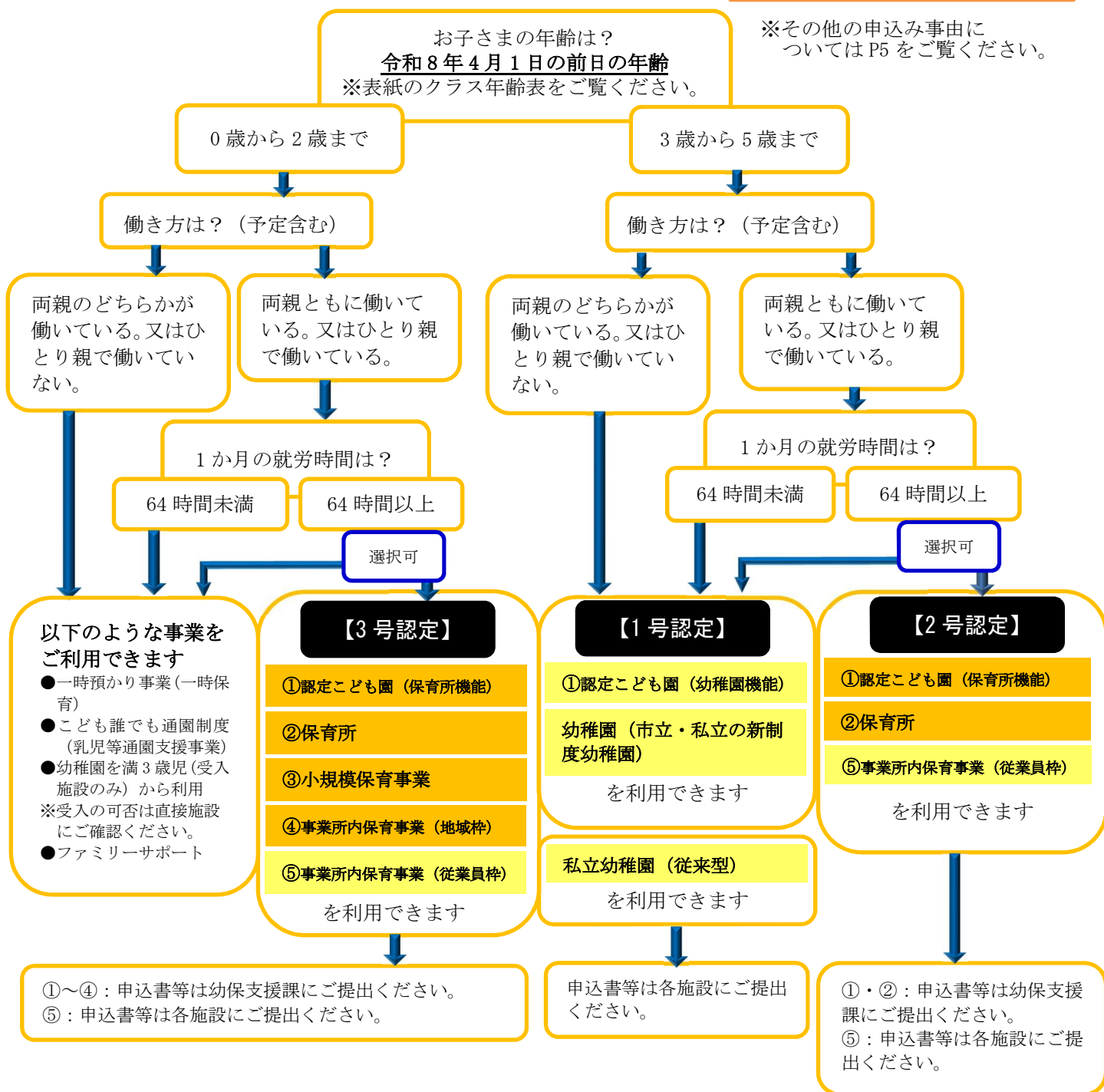
※施設への直接申込みとなります。受託年齢、利用料、預けられる時間、入園条件等は施設によって異なるため、詳細については施設に直接ご確認ください。

認可外保育施設
に関する詳しい
ご案内はこちら
から



利用できる認可保育施設を確認しよう！

保護者が就労の事由で申込み場合



【注意事項】

- ◆ 【3号認定】のうち0歳児クラスを希望する方は施設の受託年齢を必ずご確認ください。
※P61以降の「認可保育施設一覧」をご覧ください。
- ◆ ③または④の施設を希望する方は、3歳児からの連携施設（保育所等）を必ずご確認ください。

2. 教育・保育給付認定について

認可保育施設を利用するには、2号または3号の教育・保育給付認定申請および利用申込みが必要となります。

認定区分	対象となる児童の年齢 (令和8年4月1日の前日の年齢) ※表紙のクラス年齢表をご覧ください。	利用する 保護者の条件	利用できる主な施設
1号認定 ※	満3歳から 小学校就学前まで	特になし	認定こども園（幼稚園機能） 幼稚園
2号認定		就労等により お子さまを保育 できない場合 (保育を必要と する事由を参 照)	認定こども園（保育所機能） 保育所 事業所内保育事業（従業員枠）
3号認定	0歳から2歳まで		認定こども園（保育所機能） 保育所 小規模保育事業 事業所内保育事業（従業員枠・地域枠）

※ 新制度に移行しない従来型の私立幼稚園を希望する場合、1号の認定申請は不要です。

1号の認定申請は、利用する幼稚園等で入園を決定次第、施設からご案内をさせていただきます。

2号または3号認定の要件（保育を必要とする事由）

2号または3号の認定を受けられるのは、保護者のいずれもが下記の「保育を必要とする事由」1～9のいずれかに該当し、お子さまを保育できない場合です。未就学児のきょうだいがいる場合、認可保育施設・認可外保育施設（認証保育所・企業主導型保育事業を含む）・幼稚園・児童発達支援施設に通っていない場合はすべての児童の申込みが必要となります。

保育を必要とする事由	保護者の状況	利用できる期間 (認定期間)
1 就労	月64時間以上の就労 (フルタイム・パートタイム・居宅内外労働)	就労が継続している期間
2 妊娠・出産 ※1	母親が出産間近な状態又は出産後間がない場合	出産予定日から起算して前8週間の月の1日から出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の月末 ※2
3 疾病等・障がい	保護者が疾病等で入院している場合や障がいを持っている場合	疾病等が回復するまで
4 介護・看護	親族の介護・看護が常時必要である場合	介護・看護の必要がなくなるまで
5 災害復旧	地震、火災、風水害等の災害復旧にあたる場合	復旧が完了するまで
6 求職活動	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	効力発生日から90日を経過する日の月末 ※3
7 就学・職業訓練	保護者が大学等に在学している場合や、職業能力開発施設等で職業訓練を受けている場合	卒業予定日・終了予定日の月末
8 児童虐待・DV	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間
9 育児休業	育児休業取得時に、すでに保育施設を利用している子どもがいて、継続利用が必要と認められる場合	育児休業取得期間 (又はその月末)

※1 認定期間満了後は退園していただきます。(基本的には一時預かり事業(一時保育)の利用をお願いしています。)引き続き在園を希望する場合は、生まれた子とともに再度、2号または3号の認定申請および利用申込みをしていただき、あらためて利用調整(選考)となります。

※2 個別の状況により最大産後6か月を経過する日の翌日の月末までの延長を可能とします。入所時に意向を確認させていただきます。また、多胎児の場合は、出産予定日から起算して前14週間の月の1日から利用できます。

※3 入園後90日以内に利用基準(月64時間以上)を満たす「就労証明書」を提出していただきます。「就労証明書」が提出されず、他の保育を必要とする事由にも該当しない場合には退園していただきます。

◎上表の事由に該当する場合でも、ご希望の認可保育施設に空きがない場合には入園できませんので、あらかじめご承知おきください。

◎「就労」等の「妊娠・出産」以外の事由で申し込む方で、入園希望月の1日が産前・産後休暇期間中の場合には、「妊娠・出産」事由での認定となります。

◎待機となられた方で、令和8年度中に認定期間が満了(3歳到達による認定期間満了を除く)となった以降は、選考の対象となりませんのでご注意ください。認定期間満了後は、再度、2号または3号の認定申請および利用申込みが必要となります。

保育標準時間・短時間認定について

2 号または 3 号認定については、保護者の就労時間等により、「保育標準時間認定」、「保育短時間認定」に区分されます。利用者負担（保育料）や延長（時間外）保育の取り扱いも、この区分に応じて異なります。1 日の利用可能時間は原則、保育標準時間認定は 11 時間まで、保育短時間認定は 8 時間までとなっています。（実際の保育時間は、仕事の時間と通勤に必要な時間等、ご家庭の状況に応じて異なります。）

保育を必要とする事由	保育標準時間（最長 11 時間）認定	保育短時間（最長 8 時間）認定
就労	1 か月あたり <u>120 時間以上</u> ※1	1 か月あたり <u>120 時間未満</u> ※2 ※下記《保育短時間認定について》参照
介護・看護		
就学・職業訓練		
求職活動	選択不可	保育短時間認定のみ
妊娠・出産	保護者の希望により選択が可能	
疾病等・障がい		
災害復旧		
児童虐待・DV		
育児休業	育児休業取得前の認定区分と同じ（例：取得前が保育短時間認定であった場合は、育児休業中も保育短時間認定）	

※1 保護者のどちらかが、1 か月あたり 120 時間以上の就労等が確認できる場合は、原則、保育標準時間認定となります。

※2 保護者のどちらかが、1 か月あたり 120 時間以上の就労等が確認できない場合は、原則、保育短時間認定となります。

《保育短時間認定について》

- 各施設が設定する 8 時間の保育短時間を超えた場合、延長（時間外）保育料が発生する場合があります。（各施設の延長保育の実施の有無は P62～P69 「認可保育施設一覧」をご確認ください。）
- 通勤・送迎距離や時差勤務（シフト制）による理由により、保育短時間認定では利用が困難な場合、あらかじめ保育標準時間として認定申請が可能です。

支給認定証

- 教育・保育給付認定申請および利用申込みの手続き後、「支給認定証」を交付します。
- 認定変更等の手続きの際に必要なになりますので、紛失しないよう保管しておいてください。
- 「支給認定証」は、初回の利用調整の結果通知と併せて発送します。
- 浜松市に転入予定、出生前申込みをされた方については、住民票登録後に「支給認定証」を交付します。
- 転園申込みをされた方については、「支給認定証」はすでに交付済のため改めて交付はしません。
- 入園後に、年齢が満 3 歳に到達し、3 号認定から 2 号認定に変更となった場合、「支給認定証」は施設経由で交付します。
- 教育・保育給付認定の認定期間内であっても、保育の必要性が認められない場合等には、認定を取り消すことがあります。（認定が取り消された場合、選考の対象となりません）

《支給認定証の認定内容変更や再発行を希望する場合》

「【第 6 号様式】教育・保育給付認定変更申請書」や「【第 8 号様式】支給認定証再交付申請書」の提出が必要となります。専用封筒に入れ、必要書類を添付して、幼保支援課に郵送してください。

手続きの詳細については P41～P44・P46・P48 をご覧ください。

3. 認可保育施設の申込みについて

認定申請および利用申込みの前に

- ・ 申込児童やきょうだいの利用者負担（保育料）の未払いがある方は、必ず支払いを済ませてからお申込みください。支払いが確認できない場合、選考の対象外となる場合があります。
- ・ 施設によって保育内容に様々な特色があるため、利用申込みをする前に必ず施設を見学してください。内定を辞退されますと、施設の運営に支障が出る場合があります。また、令和9年3月（令和8年度中）までの利用調整上で減点（-7点）されますので、希望園選びには十分ご注意ください。
- ・ 入園は先着順ではありません。申込期間が終わり、申込数が募集数を超えた場合は、利用調整基準表に基づき選考を行い、利用者を決定します。
- ・ 未就学児のきょうだいがいる場合、認可保育施設・認可外保育施設（認証保育所・企業主導型保育事業を含む）・幼稚園・児童発達支援施設に通っていない場合はすべての児童の申込みが必要となります。
- ・ 育児休業取得中の方は、入園月（以前）に復職することを条件として、認定申請および利用申込みをすることができます。認可保育施設に入園できた場合は、必ず入園月中に復職してください。ただし、勤務先の都合等により、月初に復職しなければならない場合は入園月翌月の1日までに復職してください。
- ・ 施設ごとに、会費（後援会費・父母会費等）や体操服・園服等の費用が別途かかる場合があります。
- ・ 4月申込みに限り、出産予定日が令和8年2月3日までの方のみ出生前申込みが可能です。希望する施設の受託年齢を確認のうえお申込みください。出産後は必ず幼保支援課 保育相談センター（☎053-457-2833）にご連絡ください。ただし、出生が遅れ、令和8年2月4日以降となった場合は、受託年齢を満たさないため4月入園はできません。
※各施設の受託年齢につきましては、P62～P69「認可保育施設一覧」をご確認ください。
- ・ 土曜保育等の保育を希望する場合は、希望施設の土曜日等の共同保育を確認のうえお申込みください。
※土曜日等の共同保育につきましては、P60「令和8年度実施施設一覧」をご確認ください。

お子さまの発達や行動、体について心配がある場合

お子さまが障がいをお持ちである場合や、発達面（言葉の遅れや落ちつきがない等）、健康面（病歴や持病等）に不安がある場合は、必ず利用申込み前に希望する施設へお子さまと一緒に見学に行き、施設の担当者にご相談ください。なお、施設の受入態勢が整わず、入園をお受けできない場合もありますので、期間に余裕をもってお早目にご相談ください。

また、お子さまが医療的ケアを必要とする場合には、申込み時に別途必要となる書類がありますので、あらかじめ幼保運営課 指導グループ（☎053-457-2117）にご相談ください。

医療的ケアに関する詳しいご案内はこちらから

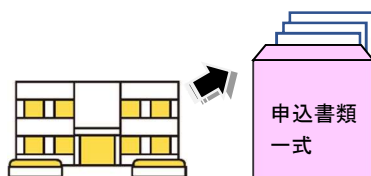


申込みの流れについて

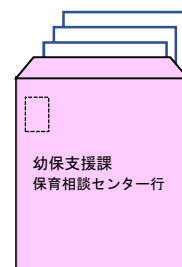
1 施設と見学する日程を調整して、希望する施設を選びます



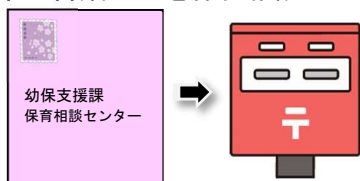
2 保育相談センター、各こども家庭センターで申込書類一式を受け取ってください



3 申込書類一式を整えます



4 申込書類一式を保育相談センターに郵送します



- 必ず切手を貼ってください
- 締切日当日消印有効となります（P8～P10 参照）
- 不足書類があると受付できない場合があります
- 書類は順番通りにそろえてください（P34 参照）

5 浜松市が教育・保育給付認定、利用調整を行います

内定

入園面接・利用の開始

保留

次回以降の選考へ

令和8年度4月一斉受付スケジュール ※先着順ではありません

募集人数は子育て情報サイト「ぴっぴ」のホームページで確認できます。

ぴっぴ

検索



【一次受付】

◆書類配布：令和7年10月1日（水）～

幼保支援課 保育相談センター、各こども家庭センターで配布します。

◆募集人数公表：令和7年10月1日（水）

※1 子育て情報サイト「ぴっぴ」で公表します。公表は13時頃を予定しています。

※2 職員の確保状況などの理由で募集人数が変更となる場合があります。

必ず令和7年11月25日（火）公表の確定値を確認してください。

必ず施設見学をしてください！

◆郵送受付期間：令和7年10月1日（水）～令和7年10月15日（水）【締切日当日消印有効】

※3 **先着順ではありません**ので、不備なく書類をそろえて受付期間内に郵送してください。

※4 不備等が確認された場合は受付ができないことがあります。

※5 提出書類の内容に不備等が確認された場合は保育相談センターから連絡させていただきます。

【幼保支援課 保育相談センター】 ☎053-457-2833

◆募集人数（確定値）・申込状況公表：令和7年11月25日（火）

※6 募集人数の確定値、申込状況を子育て情報サイト「ぴっぴ」で公表します。公表は13時頃を予定しています。

◆希望園等変更期間：令和7年11月26日（水）～令和7年11月28日（金）8時30分から17時15分まで

※7 希望園変更またはきょうだい区分変更は保育相談センターにお電話ください。

【幼保支援課 保育相談センター】 ☎053-457-2833

期間中 **1人1回限り**となります。

●一次選考●

★結果通知発送日：令和8年1月9日（金）

※8 自宅に届くのは発送日の翌日以降となります。なお、電話による結果についての問合せはできかねます。

【二次受付】

新規申込み

内定

保留

◆募集人数・申込状況公表：令和8年1月26日（月） ※1に同じ

◆郵送受付期間：令和8年1月26日（月）

～令和8年1月30日（金）【締切日当日消印有効】 ※3※4※5に同じ

一次選考対象世帯のみで、期間中 **1人1回限り**となります。

◆希望園等変更期間：令和8年1月26日（月）～令和8年1月30日（金）8時30分から17時15分まで

※7に同じ

※9 申込状況は令和8年1月26日（月）に子育て情報サイト「ぴっぴ」で公表します。公表は13時頃を予定しています。

●二次選考●

二次選考の対象世帯は、令和8年1月26日（月）から令和8年1月30日（金）までの受付期間に申込みをした世帯と一次選考対象世帯で入園保留になった世帯となります。

入園
面接

★結果通知発送日：令和8年2月25日（水） ※8に同じ

内定

保留

5月選考へ

※申込みは原則、令和9年3月（令和8年度中）入園選考まで有効

令和8年4月1日現在、保留となった方について

- 求職活動や妊娠・出産等の場合を除き、令和9年3月（令和8年度中）まで入園選考の対象となります。募集枠に空きが生じて入園内定となった場合は、入園内定月の前月18日前後に電話連絡させていただきます。
- 二次選考終了後に内定の取下げまたは在園児の退園があった場合、二次選考までに申込みされ、保留となった方を対象に繰上げ内定となる場合があります。なお、繰上げ内定の方には電話連絡させていただきます。

令和8年4月1日現在、内定となった方について

- 「保育料決定通知書（0～2歳児クラスのみ）」、「入所承諾書（保育所のみ）」、「副食費免除決定通知（3歳児クラス以上の該当者のみ）」の発送は3月下旬頃を予定しています。面接で特に指摘がなければ、事実上の入園決定となります。

年度途中受付スケジュール ※先着順ではありません

◆書類配布

令和7年10月1日(水)～

幼保支援課 保育相談センター、各こども家庭センターで配布します。

必ず施設見学を
してください！

◆新規申請書類・追加書類受付期間【保育相談センターあて郵送：締切日当日消印有効】

入園希望前々月の20日頃～入園希望前月の3日頃(詳細はP10をご覧ください)

- ※1 先着順ではありませんので、不備なく書類をそろえて受付期間内に郵送してください。
- ※2 不備等が確認された場合は受付ができないことがありますので、日程に余裕をもって郵送してください。
- ※3 提出書類の内容に不備等が確認された場合は保育相談センターから連絡させていただきます。

【幼保支援課 保育相談センター】 ☎053-457-2833



◆募集人数・申込状況公表

入園希望前月1日(閉庁日の場合は翌閉庁日)(詳細はP10をご覧ください)

- ※4 子育て情報サイト「びっぴ」で公表します。公表は13時頃を予定しています。

◆希望園・きょうだい区分変更期間

書類受付締切後定められた2日間(土日祝除く)(詳細はP10をご覧ください)

- ※5 希望園変更またはきょうだい区分変更は保育相談センターにお電話ください。

【幼保支援課 保育相談センター】 ☎053-457-2833



希望園変更は、各期間中
1人1回限りとなります。

内定

選考

保留

入園内定月の前月18日前後に電話連絡させていただきます。

【幼保支援課 入所管理グループ】

☎053-457-2867

初月のみ「保育施設入園保留通知」を郵送します。

なお、利用申込書類は、求職活動や妊娠・出産等の場合を除き、令和9年3月(令和8年度中)入園申込みまで有効となります。令和9年度も引き続き申込みを希望される場合は、新たに申込みの手続きが必要となります。(申込みを取下げる場合は、取下書の提出が必要となります。P44をご覧ください。)

入園面接

内定した認可保育施設等で面接を行います。(面接を受けない場合は、内定取消しとなる場合があります。)後日、入園決定と保育料決定等の通知を郵送します。

翌月の選考へ

申込みは原則、求職活動や妊娠・出産等の場合を除き、令和9年3月(令和8年度中)入園申込みまで有効となります。令和9年度も引き続き申込みを希望される場合は、新たに申込みの手続きが必要となります。(申込みを取下げる場合は、取下書の提出が必要となります。P44をご覧ください。)

利用開始(入園)

入園は、毎月1日からとなります。

辞退される場合は、速やかに幼保支援課にご連絡ください。

【幼保支援課 入所管理グループ】

☎053-457-2867

追加書類の提出について

申込みの内容に変更があった場合は、追加提出書類受付期間内(P10参照)に書類を提出してください。「書類の提出方法について」はP41～P43・P48をご覧ください。



年度途中申請書類受付期間・募集人数等公表日について

入園希望月ごとに書類の受付期間があります。期間外の受付はできかねますのでご注意ください。

※**A**教育・保育給付認定申請書兼利用申込書(2号・3号認定用)の利用希望期間の開始月が空欄の場合は、書類を受付した期間の入園希望として受付します。

入園希望月	新規申請書類 追加提出書類	受付期間	募集人数等公表日
令和8年 5月	令和8年 3月23日(月)～令和8年 4月 3日(金)		令和8年 4月 1日(水)
6月	4月20日(月)～	5月 7日(木)	5月 1日(金)
7月	5月20日(水)～	6月 3日(水)	6月 1日(月)
8月	6月22日(月)～	7月 3日(金)	7月 1日(水)
9月	7月21日(火)～	8月 5日(水)	8月 3日(月)
10月	8月20日(木)～	9月 3日(木)	9月 1日(火)
11月	9月24日(木)～	10月 5日(月)	10月 1日(木)
12月	10月20日(火)～	11月 5日(木)	11月 2日(火)
令和9年 1月	11月20日(金)～	12月 3日(木)	12月 1日(火)
2月	12月21日(月)～令和9年 1月 6日(水)		令和9年 1月 4日(月)
3月	令和9年 1月20日(水)～	2月 3日(水)	2月 1日(月)

※募集人数および申込み状況については、子育て情報サイト「ぴっぴ」で公表します。

※子育て情報サイト「ぴっぴ」での募集人数等の公表は、上記公表日の13時頃を予定しています。

※消印が受付期間を過ぎている書類については翌月選考からの対象となります。

年度途中希望園・きょうだい区分変更期間

入園希望月ごとに希望園・きょうだい区分変更の受付期間があります。

希望園変更は、各期間中1人1回限りとなります。

受付時間は8時30分から17時15分までとなります。

期間外の受付はできかねますのでご注意ください。

お手元に令和8年度認可保育施設利用案内(この冊子)をご用意のうえ、お電話ください。【幼保支援課 保育相談センター】 ☎053-457-2833

募集人数等の確認
はこちらから



入園希望月	希望園・きょうだい区分変更期間	募集人数等公表日
令和8年 5月	令和8年 4月 9日(木)～令和8年 4月10日(金)	令和8年 4月 1日(水)
6月	5月12日(火)～	5月13日(水)
7月	6月10日(水)～	6月11日(木)
8月	7月 9日(木)～	7月10日(金)
9月	8月12日(水)～	8月13日(木)
10月	9月10日(木)～	9月11日(金)
11月	10月13日(火)～	10月14日(水)
12月	11月11日(水)～	11月12日(木)
令和9年 1月	12月10日(木)～	12月11日(金)
2月	令和9年 1月12日(火)～令和9年 1月13日(水)	令和9年 1月 4日(月)
3月	2月11日(木)～	2月12日(金)

※募集人数及び申込み状況については、子育て情報サイト「ぴっぴ」で公表します。

※子育て情報サイト「ぴっぴ」での募集人数等の公表は、上記公表日の13時頃を予定しています。

※希望園を変更する場合は、必ず通える施設を選んでください。

内定を辞退されますと、施設の運営に支障が出る場合があります。また、令和9年3月(令和8年度中)までの利用調整上で減点(-7点)されますので、希望園選びには十分ご注意ください。

希望園・きょうだい区分の変更について

希望園・きょうだい区分を変更したい場合には変更期間内（P8・P10 参照）に保育相談センターにお電話ください。希望順位のみの変更や区をまたいだ施設の変更も可能です。

【幼保支援課 保育相談センター】 ☎053-457-2833

電話の前にチェックしましょう

申込時には忘れずに
希望施設を
記入しましょう！

《希望施設変更時の確認事項》

- ☐ 希望施設の受託年齢の確認をしました
- ☐ 小規模保育事業・事業所内保育事業の連携先を確認しました
- ☐ 認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業は上乗せ徴収金がある施設があることを確認しました
- ☐ 延長保育の実施の有無や時間を確認しました
- ☐ 土曜日等の共同保育の確認をしました
- ☐ 以下に希望園を記載しました



＜希望施設変更内容 保護者控え＞

【申込時】

希望順位	施設 No.	施設名称
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望		
第6希望		
第7希望		

【変更後】1回目（ 月 日）

希望順位	施設 No.	施設名称
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望		
第6希望		
第7希望		

【変更後】2回目（ 月 日）

希望順位	施設 No.	施設名称
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望		
第6希望		
第7希望		

【変更後】3回目（ 月 日）

希望順位	施設 No.	施設名称
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望		
第6希望		
第7希望		

【変更後】4回目（ 月 日）

希望順位	施設 No.	施設名称
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望		
第6希望		
第7希望		

【変更後】5回目（ 月 日）

希望順位	施設 No.	施設名称
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望		
第6希望		
第7希望		

《きょうだい区分変更時の確認事項》

- ☐ ①・③を選択（同施設） ⇒ きょうだい各々の第1～第7希望の施設をそろえました
- ☐ ③・④を選択（別時期） ⇒ の場合、入所できなかった子の預け先は決まっています
※きょうだいのいずれかが家庭保育の場合、申込児童は認可保育施設に入所することはできません。

電話の前にチェックしましょう



＜きょうだい区分変更内容 保護者控え＞

【申請時】

希望 NO.	アルファベット ※③・④のみ

【変更後】1回目（ 月 日）

希望 NO.	アルファベット ※③・④のみ

【変更後】2回目（ 月 日）

希望 NO.	アルファベット ※③・④のみ

他市区町村から浜松市への申込みについて

●入所希望月の前月末までに浜松市へ転入予定の方

申込み先	浜松市
必要書類	浜松市の申込書類を使用してください。
申込み方法	申込受付期間内（P8・P10 参照）に申込書類一式を保育相談センターに郵送してください。 「 A 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書」裏面に転入予定先等を必ず記入し、全ての方が必要な書類等に加え、申込児童名・生年月日が分かる書類の写し、令和7年度市区町村民税（非課税）課税証明書等の課税状況の分かる書類も必要となります。詳細はP13～P16をご覧ください。
利用調整（選考）	浜松市在住の方と同じ基準で行います。
結果	浜松市から直接ご自宅に利用調整（選考）結果を郵送します。 （5月以降の内定の方には入園内定月の前月18日前後に電話連絡させていただきます。）
転入手続き後	転入手続きが完了しましたら、幼保支援課の担当にお電話ください。 ＜内定の場合＞入所管理グループ（☎053-457-2867）にお電話ください。 ※入園が内定した場合、入園日（各月1日）の前月末までに浜松市へ転入手続きをしてください。なお、浜松市への転入がされなかった場合は、入園取り消しとなります。 ＜保留の場合＞保育相談センター（☎053-457-2833）にお電話ください。

●入所希望月の前月末までに浜松市へ転入予定のない方

必ずお住まいの市区町村に連絡をしてから手続きを進めてください。

申込み先	お住まいの市区町村
必要書類	お住まいの市区町村の申込書類を使用してください。
申込み締切日	お住まいの市区町村から浜松市への書類送付に時間を要する場合がありますので、受付締切日（P8・P10 参照）の1週間程度前までにご提出ください。
利用調整（選考）	浜松市在住の方よりも優先度は低くなります。
結果	お住まいの市区町村から利用調整（選考）結果を連絡します。

他市区町村への申込みについて

- ・申込期間や申込方法、必要書類等は市区町村によって異なります。また、入園申込制限がある場合もありますので、申込み前に必ず申込み予定の市区町村に確認してください。
- ・浜松市外へ転出予定の方で申込み予定の市区町村へ直接申込みが可能な場合は、直接申込みをしてください。
- ・浜松市を通しての申込みが必要な場合は、保育相談センター（☎053-457-2833）に連絡し、必要書類をそろえて、申込み市区町村の受付締切日の2週間程度前までに、保育相談センターにご提出ください。申込先の市区町村の受付締切日までに間に合わなかった場合の責任は負いかねます。
- ・転出予定の方で浜松市を通して申込みを行った方は、住民票の異動と同時に、浜松市からの申込みの取下げをし、転出先の市区町村で再度入園申込みを行ってください。転出先自治体で手続きを行わないと、内定取り消しや申込取下げとなる場合があります。

必要書類や注意点について

利用調整に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことを確認の上、提出してください。

提出した書類は返却できませんので、写しをとって保管しておいてください。(育児休業中の方は勤務先・ハローワークから提出した書類の写しを求められる場合があります)



★＝申込み時に不足・不備があると、申込み自体が無効となる書類

▲＝申込み時に不足・不備があっても申込み自体は有効となるが、利用調整基準点に加点されないまたは減点になる書類

＜全ての方が必要な書類＞

必要な書類	注意点	記入要領
郵送申込用チェックリスト	書類の提出前にチェックリストに沿って確認し、保護者チェック欄の該当箇所に☑後、書類の一番上に同封してください	
★ A 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書(2号・3号認定用)	記入要領をご覧ください	P17 P18
★ B 認可保育施設利用申込補助票① ※きょうだい複数人で申込みの場合はコピー可とします	1. 出産予定について⇒出産予定の有無について該当箇所に☑をしてください 2. 調査項目について⇒各時点での住民票上の住所を記入してください 3. 保護者の就労状況について⇒令和6年1月以降に勤務履歴がある方、現在就労中または就労内定の方は該当箇所に記入してください 4. 世帯の状況⇒該当する方のみ、記入してください 5. 祖父母の状況⇒同居の有無に関わらず、記入してください 6. きょうだいの状況⇒申込みをしない小学校就学前のきょうだいがいる方のみ記入してください	P19 P20
★ C 認可保育施設利用申込補助票② (児童状況確認)	1. 申込児童の保育状況⇒申込児童の過去の認可保育施設利用状況、現在の保育状況、入園選考の結果待機となった場合の保育状況について記入してください ※待機となった場合の保育状況が未記入の場合は家庭での保育可能とみなします 2. きょうだいと同時に申込みをする場合⇒「同時申込みする場合の意向」について漏れのないように記入してください 3. 申込児童の健康状況⇒申込児童の現在の健康状況について記入してください	P21 P22
★ D マイナンバー記入用紙 および本人確認書類	申請者（教育・保育給付認定申請保護者）の本人確認書類の添付が必要となります	P25 P26

【別表１】★保育を必要とすることを証明する書類 ※父・母それぞれ最低一つずつ必要となります。

【例】父：就労 母：親族の介護 を理由に保育が必要な場合

父→類型Ａ 《必要な書類》様式 就労証明書

母→類型Ｆ 《必要な書類》様式 No.① 申立書兼誓約書、診断書（任意様式可）

（診断書の代わりに要介護認定通知・障害者手帳等の写しでも可）

類型	保護者等の状況	⇒	様式 No.	必要な書類（様式名）	注意点 追加で必要となる書類	記入要領
A	雇用されている方 （内定含む）	⇒	★	就労証明書	※内職の方…勤務者の申告に基づき、雇用主の方に記入を依頼してください ※自営業の方…ご自身で記入してください ※転入予定の方…転入後の就労先の就労証明書を提出してください 追加書類なし	P28
	内職の方					
	自営業の方					
	農業・漁業・林業の方					
B	求職活動または起業準備を行っている方	⇒	★ ①	申立書兼誓約書	追加書類なし	P29 P30
C	妊娠・出産の方				★親子健康手帳（母子健康手帳）（表紙と分娩予定日が分かるページ）の写し	
D	入院・療養中の方				★様式②診断書 ※きょうだい分についてはコピーを添付してください	P29 P30 P31
E	障がいがある方				★障害者手帳または療育手帳等（氏名・等級・有効期限が分かるページ）の写し	P29 P30
F	親族の常時介護・看護または施設通所の付添いをしている方				★診断書（任意様式可） ※きょうだい分についてはコピーを添付してください ※診断書の代わりに要介護認定通知・障害者手帳等の写しでも可としています	
G	災害により自宅や近隣の復旧にあたっている方				幼保支援課にご確認ください	
H	保護者が学校に通っている方 （就学内定含む）				★①在学証明書または（入学前の場合）合格通知書の写し ★②カリキュラムの写しまたは指導教授による在籍を証明するもの（任意様式）	
I	保護者が死亡、行方不明等のため不存在の場合				幼保支援課にご確認ください	

＜ひとり親家庭として申請できる条件と必要書類＞

世帯の状況	保育を必要とすることが分かる証明書の提出が必要な対象者	ひとり親家庭と認定するために追加で必要な書類
離婚かつ別居（住民票が別）が成立している場合	現在、申込児童を監護している方	なし
離婚調停中で住民票が別の場合		★離婚調停中であることが分かる裁判所の書類の写し

※以下の状況の場合、ひとり親家庭としての申請はできないため、父母ともに保育を必要とすることが分かる証明書を提出してください。

- ・離婚成立または離婚調停中であるが、住民票が同居の場合
- ・住民票は別住所であるが、離婚成立や離婚調停ができていない場合

【別表2】 世帯の状況により必要となる書類 ※当てはまらない場合は、提出不要です。

＜以下に該当する方＞

世帯の状況		様式 No.	必要な書類	注意点	記入 要領
申込児童	認証保育所・認可外保育施設・事業所内保育事業（従業員枠）・企業主導型保育事業に預けている	⇒ ▲ ③ ④	（ 保育状況申告書 + 入所契約書の写し ） または 在籍（入園予定）証明書	在籍（入園予定）証明書を提出する場合は保育状況申告書と入所契約書の写しの提出は不要です	P32 P33
	親族等に預けている	⇒ ▲ ③	保育状況申告書 + （親族が市外在住の場合） 保育を行っている親族の 身分証明書の写し	身分証明書は氏名・住所 地が分かるページの 写しを添付してくださ い	P32
	同伴就労している	⇒ ▲ ③	保育状況申告書		P32
就学前の 以外の きょう だいの 申込 児童	幼稚園・認証保育所・認可外保育施設・企業主導型保育事業または児童発達支援施設を利用している（認可保育施設を利用している場合は対象外）	⇒ ★ ③ ④	（ 保育状況申告書 + 入所契約書の写し ） または 在籍（入園予定）証明書	在籍（入園予定）証明書を提出する場合は保育状況申告書と入所契約書の写しの提出は不要です	P32 P33
（父・母・申込児童のうち） 外国籍の方がいる		⇒ ★	在留カードの写し	表裏の両面の写しを添付してください	—
申込児童と住民票上の <u>同世帯</u> に 障害者手帳等の交付を受けてい る方がいる		⇒ ▲	障害者手帳または 療育手帳等の写し	氏名・等級・有効期限 の分かるページの写し を添付してください	—
同地番（2世帯住宅含む）の親族 を <u>日常的に</u> 介護・看護や入院・通 院・通所の付添いをしている		⇒ ▲ ①	申立書兼誓約書及び 障害者手帳等証明資料の 写し	基準点の類型が「F 親 族の介護・看護」以外 の方が対象です	P29 P30
生活保護を受給している		⇒ ▲	生活保護証明書の写し	担当のケースワーカー に依頼をしてください	—
申込児童に集団保育の必要があ ると医師や専門家の所見がある		⇒ ▲	診断書もしくは 医師等の意見書	診断書・意見書は任意 様式で構いません	—
保護者が里親の方		⇒ ★	措置決定通知書の写し		—
<u>転園希望の方</u> （現在、浜松市の認 可保育施設に通いながら、別の認 可保育施設を希望する方）		⇒ ★	転園希望調査票		P27
<u>浜松市外からの転入予定の方</u>		⇒ ★	申込児童名・生年月日が 分かる書類の写し	マイナンバーカード、 健康保険証等の写しを 添付してください	—
出産予定がある場合		⇒ ★	親子健康手帳（母子健康 手帳）の写し	表紙と分娩予定日が分 かるページの写しを添 付してください	—

<該当の基準日・期間の住所が浜松市以外の方>

世帯の状況	必要書類
【基準日：令和7年1月1日】 令和7年1月1日現在、浜松市に住民登録がない方 ※令和7年1月2日以降に浜松市に転入された方 ※単身赴任等で保護者の住民票が浜松市にない方等	以下のいずれか1つ ▲令和7年度市区町村民税（非課税）課税証明書 （令和7年1月1日現在の居住地の市区町村が発行する合計所得、控除額が分かるもの） ※きょうだい申込みの場合、きょうだいのいずれかに原本を添付すればコピーでも構いません 【給与所得の方】 ▲令和7年度住民税特別徴収税額通知書の写し ⇒ ※対象者氏名、税額計算に関わる項目がすべてわかるように写しを添付してください 【事業をなさっている方】 ▲令和7年度住民税納税通知書の写し ※対象者氏名、税額計算に関わる項目がすべてわかるように写しを添付してください ※以下の場合には保育料が最高額（17階層）・副食費免除対象外となります。また、選考で同一点数となった場合の優先段階5の扱いが最高額となります。 ・証明書等未提出の場合 ・年度誤りの場合（正：令和7年度） ・証明書誤りの場合
【期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日】 令和6年中に海外勤務期間がある方	⇒ 【海外の収入が分かるもの】 ▲令和6年中の海外勤務期間中の所得額や社会保険料等（1月～12月の12か月分）の各種控除等が分かる証明書類 ※外国語の証明の場合、日本語訳を添付してください

<令和8年1月1日現在、浜松市に住民登録がない場合>

令和8年9月以降の利用者負担額（保育料）を決定するにあたり、令和8年度の課税資料（例年、当該年度の6月頃発行開始）の提出を依頼する場合があります。

入園のタイミングによっては提出締切日まで期間が短いことがありますので、該当する方はあらかじめご準備いただくことをおすすめします。

<証明日／発行日について>

就労証明書、診断書、在籍証明書等の各種証明については、証明日／発行日が証明書等提出日から3か月以前の場合は無効となりますので、ご注意ください。

★＝申込み時に不足・不備があると、申込み自体が無効となる書類

▲＝申込み時に不足・不備があっても申込み自体は有効となるが、利用調整基準点に加点されないまたは減点になる書類

書類のダウンロード
はこちらから



A 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書(2号・3号認定用)【記入要領】

A

記入した申込書の写しを必ず
とっておいてください。

第2号様

施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付
(あて先) 浜松市長

私はこの申請から教育・保育給付認定期間終了までの間、次に掲げる
・子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の
町村民税の情報(同一世帯者を含む)並びに世帯情報を閲覧、取得
・上記情報に基づき決定した利用者負担額及び副食費の徴収免除に係る事項について、教育・保育施設等に対して施すこと

【重要】

黒のボールペンで丁寧に記入してください
鉛筆、消せるボールペン等での記入は無効となります
修正する場合は、修正箇所には二重線を引き、余白に正しい
情報をご記入ください(訂正印は必要ありません)
修正テープや修正ペンは使わないようにご注意ください

《1》保護者氏名を記入してください
※父・母どちらでも構いません

《2》連絡先を記入してください
第一連絡先に「○」を記入してください

保護者	氏名	ハマツ ハナコ	電話	自宅	053-XXXX-XXXX
		浜松 花子	携帯	父	090-△△△△-△△△△
			母	090-△△△△-△△△△	
	現住所	〒430-3652 浜松市中央区元城町103-2 コーポ			
	令和7年1月1日現在の住所 (現住所と同じ場合は「同上」と記入)		同上		

《3》令和7年1月1日現在の住所を記入してください
※令和7年1月1日現在の住所が浜松市外の方は、
令和7年度市区町村民税課税(非課税)証明書等の
課税資料を提出してください

認定 申請 児童	個人番号(マイナンバー)	1 2 3 4 5 6 7	性別	生年月日	障害者手帳等の有無
	フリガナ	ハマツ シロウ	男	令和7年 5月 5日	有・無
	氏名	浜松 二郎	男		

《4》入園を希望する児童名を記入してください
※出生前申込みをする場合(4月申込みのみ)は
「●●(名字)ベビー」とし、生年月日には出産
予定日を記入してください

認定申請児童以外の同居 (同地番) 家族	個人番号(マイナンバー)	ハマツ タロウ	就労先・学校等の 名称	障害者手帳 等の有無
	浜松 太郎	〇〇株式会社	有・無	
	個人番号(マイナンバー)	ハマツ ハナコ		
	浜松 花子	母	S63.11.15	●●病院
	ハマツ フユコ			
	浜松 冬子			
	ハマツ イチロウ			
	浜松 一郎			
	ハマツ アキオ			
	浜松 秋夫			
ハマツ ハルコ				
浜松 春子	祖母	S34.9.8	病氣療養中	有・無

《5》申込児童以外の同居
(同地番) 家族全員を記入
してください

《6》障害者手帳・療育手帳・障害者年金等に
該当する場合は、有に○を付けてください
※有の場合、障害者手帳・療育手帳・障害者
年金証書等の写しを提出してください
(氏名、等級などが記載されているページ)

《7》単身赴任等で別居している方の
氏名等を記入してください

氏名	続柄	生年月日

《8》ひとり親家庭の場合、その
理由に☑を入れ、事実発生日を
記入してください

ひとり親家庭の場合 その理由	☐ 離婚 ☐ 死別 ☐ 離婚調停中 ☐ 未婚 (☐ 認知 ☐ 未認知) ☐ 失踪 ☐ 服役(拘禁) ☐ その他() 事実発生日(平成・令和 年 月 日)
生活保護の状況	☒ なし ☐ 申請中 ☐ あり (平成・令和 年 月 日受給開始)

利用希望期間	令和 8 年 4 月 0 1 日 から	☒ 小学校就学前まで ☐ 令和 年 月末日まで
--------	---------------------	---

《9》生活保護の受給状況に☑を入れてください
※ありの場合は、受給開始日を記入し、生活保護証明書の写しを提出してく
ださい
※生活保護証明書がない場合は、担当のケースワーカーにご相談ください

《10》利用希望期間を記入して
ください
※空欄の場合は書類を受付した
期間の入園希望月とみなします

認定区分	☐ 2号認定（満3歳から小学		《11》希望する保育認定時間・その理由に☑を入れてください ※求職活動事由での申込みの場合、保育短時間認定となります ※その他不明な点についてはP5～P6をご覧ください			
希望する保育認定時間	☒ 保育標準時間（最長11時間） （理由） ☒ 就労時間が短時間開所		☐ 通勤時間がかかるため（片道 分） ☐ その他（ ）		☐ 求職中のため ☐ その他（ ）	
保育を必要とする事由	※当てはまる事由すべてに☑をしてください 父 ☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 児童虐待・D V ☐ その他（ ）		母 ☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 （出産予定日：令和 年 月 日） ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 児童虐待・D V ☐ その他（ ）			

希望順位	施設 No.		《12》父母の保育を必要とする事由にそれぞれ☑を入れてください			
第1希望	○	○	○	○○こども園	☒	☐
第2希望	△	△	△	△△保育園	☒	☐
第3希望	□	□	□	□□こども園	☒	☐
第4希望	×	×	×	××保育園	☒	☐
第5希望	●	●	●	●●保育園	☒	☐
第6希望	▲	▲	▲	▲▲こども園	☒	☐
第7希望					☐	☐

転入／転居予定がある方	転入／転居予定先	〒	転入／転居予定日	令和 年 月 日頃	
	結果通知送付希望先	☐ 現住所（令和 年 月 日頃まで） ・ ☐ 転入／転居予定先 ☐ その他 [送付先住所：〒]			
	転入／転居後の同居家族	父・母・申込児童・兄・姉・弟・妹・祖父・祖母・その他（ ） ※就労事由で申込みを予定している方のみ記入してください。			
	転入後の就労状況	《13》施設 No.・施設名称を記入し、見学済み施設には☑を入れてください （施設名称は省略せず、P62～P69「認可保育施設一覧」と同じ名称を記入してください） ※施設 No.と施設名称が異なる記載の場合、施設名称が優先されます ※希望園は必ず見学に行き、内定したら必ず通える施設を記入してください やむを得ず見学できない場合は必ず施設に電話連絡をしてください 内定を辞退されますと、施設の運営に支障が出る場合があります ※0歳児クラスを希望する方は施設の受託年齢を必ず確認してください →受託年齢に達していない施設への申込みはできません P62～P69「認可保育施設一覧」をご覧ください			

※市記録欄

《14》浜松市への転入及び浜松市内での転居を予定している方は必ず記入してください
 ※転入／転居予定先や予定日が未定の場合には「未定」と記入してください
 ※就労事由で申込みする場合には転入／転居後の就労状況の該当する箇所必ず☑を入れてください
 ※転入／転居後の就労先がまだ決まっていない場合には求職活動事由での申込みとなります

《15》世帯構成の変更予定がある方のみ記入してください
 ※申請書類は入園希望月の申込み締切日時点での世帯状況にて提出してください

B 認可保育施設利用申込補助票①【記入要領】

きょうだい申込みの場合 コピー可
※両面コピーしてください

B

記入した申込書の写しを必ず
とっておいてください。

児 童 名	浜松 二郎	生 年 月 日	令和 年 月 日
		和 年 月 日	令和 年 月 日

★きょうだいで申込みをする方は申込児童分を両面コピーして提出

1 出産予定について 該当箇所には、親子健康手帳（母子健康手帳）のコピー（表紙と分

《1》これから生まれる予定のお子さまがいる
ご家庭については、出産予定日と出産予定の
お子様の入園希望時期を記入してください

出産予定	☐ 無	☒ 有 出産予定有の場合⇒	予定日	令和 8 年 6 月 30 日
			出産予定のお子さまの入園希望時期	令和 8 年 6 月

《2》該当時点での住民票上の住所を父・母
それぞれ記入してください

父親の状況		母親の状況	
令和 7 年 1 月 1 日現在の住所	☒ 浜松市 ☐ 浜松市外 ※浜松市外の方は下記に住所をご記入ください。 (住所:)	☐ 浜松市 ☒ 浜松市外 ※浜松市外の方は下記に住所をご記入ください。 (住所: 静岡市 〇〇区 〇〇町 〇〇番地)	
令和 8 年 1 月 1 日現在の住所 ※令和 8 年 1 月 1 日以降に申込み をする方のみご記入ください	☐ 浜松市 ☐ 浜松市外 ※浜松市外の方は下記に住所をご記入ください。 (住所:)	☐ 浜松市 ☐ 浜松市外 ※浜松市外の方は下記に住所をご記入ください。 (住所:)	

3 保護者の就労状況について 該当箇所には、内容を
★の項目は利用調整基準

《3》令和 6 年 1 月から現在までの勤務履歴について
記入してください

内 容	父親の状況	母親の状況
①令和 6 年 1 月から現在までの 勤務履歴	☐ 無 … 設問は以上です。裏面へお進みください。 ☒ 有 (現在も同じ勤務先) … ③についてご記入ください。 ☐ 有 (現在と違う勤務先) … ②③についてご記入ください。	☐ 無 … 設問は以上です。裏面へお進みください。 ☐ 有 (現在も同じ勤務先) … ③についてご記入ください。 ☒ 有 (現在と違う勤務先) … ②③についてご記入ください。
②前勤務先情報 ※現在と同じ勤務先の場合は 記入不要です	・前勤務先名 () ・勤務期間 (平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日) ・前々勤務先名 () ・勤務期間 (平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)	・前勤務先名 (△△クリニック) ・勤務期間 (平成・令和 26 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 1 月 31 日) ・前々勤務先名 () ・勤務期間 (平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)
※③現在、就労中または就労先が決まっている方のみご記入ください	勤務先等名称 〇〇株式会社 経営者が親族の場合は父親との関係 ()	勤務先等名称 ●●病院 経営者が親族の場合は母親との関係 ()
通勤時間	自宅 ⇒ 職場 片道 分	自宅 ⇒ 職場 片道 分
★職種	事務職	
★仕事内容	営業	
★雇用年月日	昭和・平成・令和 25 年 4 月 7 日	昭和・平成・令和 年 月 日
★雇用期間 ※定めがある場合のみ	平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 更新: ☐ 有 【 月毎 】 ・ ☐ 無	平成・令和 7 年 6 月 7 日 ~ 令和 8 年 5 月 31 日 更新: ☒ 有 【 12 月毎 】 ・ ☐ 無
★単身赴任	☐ 無 ☐ 赴任中 ☐ 赴任予定 期間をご記入ください 平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	☒ 無 ☐ 赴任中 ☐ 赴任予定 期間をご記入ください 平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
《4》利用調整基準点や認定期間に関わる項目 のため該当箇所は必ず記入してください	月 日	令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 7 年 6 月 30 日
	月 日	令和 7 年 7 月 1 日 ~ 令和 8 年 5 月 4 日
育児休業延長の可否	☐ 可 ☐ 否 ※可の場合は延長期間をご記入ください (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)	☒ 可 ☐ 否 ※可の場合は延長期間をご記入ください (令和 8 年 5 月 5 日 ~ 令和 8 年 11 月 4 日)

《5》有期雇用の場合は雇用期間、雇用更新の有無を
必ず記入してください

【現在、育児休業中の方のみご記入ください】利用調整の取扱いについて、希望する選択肢に☑してください

☒ ① 認可保育施設への入所を希望する

(利用調整において通常の順位で選考を行います。入園が

☐ ② 希望する認可保育施設に入所できない場合は、育児

(利用調整において利用調整基準点が減点となります。これは選考での優先順位を下げるものであり、休日を確保する
ものではありません。)

※上記の選択を変更する場合には追加書類提出期間内に「育児休業の延長に伴う入園選考順位に関する変更届」の
提出が必要となります。

※やむを得ない理由なく内定を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付
の延長が認められない場合があります。

《6》育児休業中の方は必ずどちらかの選択肢
に☑してください
取扱いについては P40 をご参照ください

(裏面へつづく)

《7》ひとり親世帯の方はひとり親の理由に
☒を入れ、事実発生日を記入してください

《8》同一世帯に障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当受給対象児童・障害年金受給者がいる場合には対象の方の氏名・申請児童との続柄を記入してください

ひとり親世帯の方は理由を選択してください。	☐ 離別 ☐ 死別 ☐ 離婚調停中 ☐ 未婚 (☐ 認知) 上記に該当する場合その事実発生日 (平成
-----------------------	---

同一世帯に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合にご記入ください。	手帳所持者の氏名 (申込児童との続柄)	浜松 春子 (祖母)	()
	手帳名	(身体障害者) 手帳 (3) 級	() 手帳 () 級
	特別児童扶養手当受給の有無	☐ 無 ☐ 有 () 級	☐ 無 ☐ 有 () 級
	障害年金等の受給の有無	☒ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有

【外国籍の方】 日本語の理解度について	C わからない	B ふつう	A よくわかる
	1 . 2 . 3 . 4 . 5	1 . 2 . 3 . 4 . 5	1 . 2 . 3 . 4 . 5
	1 . 2 . 3 . 4 . 5	1 . 2 . 3 . 4 . 5	1 . 2 . 3 . 4 . 5

《9》外国籍の方は自己評価による日本語の理解度に
☐を付けてください

《10》申込児童からみた祖父母の状況をわかる範囲で記入してください

祖父の状況	父方		母方	
	(フリガナ)	ハママツ アキオ	(フリガナ)	スズキ ヨシコ
	氏 名	浜松 秋夫 (68) 歳	氏 名	駿府 三郎 (63) 歳
	住 所	☒ 同居 ☐ 同居予定 (年 月 頃) ☐ 別居 (住所をご記入ください)	住 所	☐ 同居 ☐ 同居予定 (年 月 頃) ☒ 別居 (住所をご記入ください) 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番地
	連絡先	053-XXX-XXXX	連絡先	
祖母の状況	父方		母方	
	(フリガナ)	ハママツ ハルコ	(フリガナ)	スズキ ヨシコ
	氏 名	浜松 春子 (66) 歳	氏 名	駿府 美子 (61) 歳
	住 所	☒ 同居 ☐ 同居予定 (年 月 頃) ☐ 別居 (住所をご記入ください)	住 所	☐ 同居 ☐ 同居予定 (年 月 頃) ☒ 別居 (住所をご記入ください) 同上
	連絡先	同上	連絡先	同上

6 きょうだいの状況 申込みをしない小学校就学前のきょうだいについてご記入ください。

※当該児童 (児童名①・児童名②) が次の場合は当該児童の申込みが必要となります。

- ・一時預かり事業 (私立幼稚園の2歳児預かりを含む) を利用している場合
- ・保護者が自宅で保育／同伴就労している場合
- ・保育施設等に入園する予定がある場合でも入園希望月に在籍していない場合

児童名①	浜松 一郎	申込児童との続柄	兄	生年月日	令和 3年 9月 8日	
今後の保育状況	① ☐ 認定こども園 (保育園機能：2号・3号認定) ・保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業 ② ☐ 認定こども園 (幼稚園機能：1号認定) ③ ☒ 幼稚園 ④ ☐ 認証保育所 ⑤ ☐ 企業主導型保育事業 ⑥ ☐ 認可外保育施設 (認証保育所・企業主導型保育事業以外) ⑦ ☐ 児童発達支援施設 ①～⑦に該当の場合 (施設名： ▲▲幼稚園) ⑧ ☐ 同居の親族が保育を行う (続柄：) ⑨ ☐ 別居の親族が保育を行う (住所：) (続柄：) ⑩ ☐ 知人が保育を行う ⑪ ☐ その他 ()					
	児童名②		申込児童との続柄		生年月日 令和 年 月 日	
	今後の保育状況	① ☐ 認定こども園 (保育園機能：2号・3号認定) ・保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業 ② ☐ 認定こども園 (幼稚園機能：1号認定) ③ ☐ 幼稚園 ④ ☐ 認証保育所 ⑤ ☐ 企業主導型保育事業 ⑥ ☐ 認可外保育施設 (認証保育所・企業主導型保育事業以外) ⑦ ☐ 児童発達支援施設 ①～⑦に該当の場合 (施設名：) ⑧ ☐ 同居の親族が保育を行う (続柄：) ⑨ ☐ 別居の親族が保育を行う (住所：) (続柄：) ⑩ ☐ 知人が保育を行う ⑪ ☐ その他 ()				

《11》認可保育施設の申込みをしない小学校就学前のきょうだいの氏名・保育状況等を記入してください
 該当のきょうだいがいる場合には、「様式③保育状況申告書」または「様式④在籍 (入園予定) 証明書」を一緒に提出してください

C 認可保育施設利用申込補助票②（児童状況確認）【記入要領】

C	認可保育施設利用申込補助票②	児童名	生年月日
	記入した申込書の写しを必ず とっておいてください。	浜松 二郎	令和 7年 5月 5日

★きょうだいで同時申込みをする場合、必ずきょうだいで同時申込みをください。

1 現在の保育状況・待機となった場合の保育状況 該当する箇所には○または状況について

現在の 保育 状況	① 自宅で保育（□父 □母）	② 同居の祖父母（□祖父 □祖母）	③ 育児休業中（□父 ☒ 母）	施設名（ （□正規入園 □一時預かり事業） 期 間（令和 年 月頃から利用している） 利用頻度（月平均 日利用） 利 用 料（□月額 □日額 ￥ 円） ⑨⑩の場合は選択してください。⇒（□従業員枠 □地域枠）
	④ □ 認定こども園（幼稚園機能：1号認定）			
	⑤ □ 認定こども園（保育園機能：2号・3号認定）			
	⑥ □ 幼稚園 ⑦ □ 保育所 ⑧ □ 小規模保育事業			
	⑨ □ 事業所内保育事業 ⑩ □ 認証保育所			
	⑪ □ 企業主導型保育事業			
	⑫ □ 認可外保育施設（認証保育所・企業主導型保育事業以外）			
	⑬ □ 児童発達支援施設			
	⑭ □ 保育ママ・ファミリーサポート事業 ⑮ □ その他の			
	⑯ 同伴就労（□父 □母） 危険物の取扱いの有無：□無 □有 有の			
⑰ 親族（住所： 児童との関係）				
待機 の場合	☐ 上記の「現在の保育状況」で示した状態を継続する。【上記番号を選択： 番】 ☒ 上記の「現在の保育状況」以外の保育を検討する。【具体的に： 企業主導型保育事業を利用する】 ※未記入の場合、家庭での保育可能とみなします			《3》下の子の出産（又は育児休業取得）時に浜松市内の認可保育施設を退園した場合には、退園した児童の名前、生年月日、退園した施設名、退園年月を記入してください

2 きょうだいで同時申込みをする場合

（1）申込児童のうち下の子の出産（又は育児休業取得）

退園した児童名	退園した児童生年月日	令和 年 月 日
退園した施設名	退園年月	令和 年 月末退園

※未記入の場合、調整点番号14に該当する場合でも適用しません

（2）意向について下表より該当の番号をご記入ください。意向は必ずきょうだいでそろえてください。

No.	同時申込みする場合の意向	希望 No.
①	申込児童全員が同時期・同施設の入園ができなければ入園を希望しない（同時期・同施設）	
②	きょうだいが別施設の入園となっても良いが同時期でなければ入園を希望しない（同時期・別施設）	
③	きょうだいが別時期の入園でも良いが同施設でなければ入園を希望しない（別時期・同施設）	
④	きょうだいが別時期・別施設の入園でもよい（別時期・別施設）	

③・④を選択した方は以下の質問にお答えください。

質問1 入園内定した場合の意向をお答えください。希望を1箇所選択し、☒して

2人きょうだい同時申込みの方		3人きょうだい同時申込みの方	
● きょうだいのうち1人のみ内定となった場合		● きょうだいのうち2人以上内定となった場合	
A	□ 上の子が内定しなければ入園を希望しない	D	□ 上の子が内定しなければ入園を希望しない
B	□ 下の子が内定しなければ入園を希望しない	E	□ 中の子が内定しなければ入園を希望しない
C	□ どちらの子が先でもよい	F	□ 下の子が内定しなければ入園を希望しない
		G	□ 上の子と中の子が共に内定した場合のみ入園を希望
		H	□ 上の子と下の子が共に内定した場合のみ入園を希望
		I	□ 中の子と下の子が共に内定した場合のみ入園を希望
		J	□ どの子が先でもよい

質問2 入園できなかったお子様の入園できるまでの保育の見通しをご記入ください。（記入例：認証保育所を利用する。）

上の子	
中の子	
下の子	

※いずれかのお子様が入園できた場合、入園できなかったお子様の家庭保育（専業主婦）（専業主夫）

《5》きょうだいのいずれかが入園できなかった場合の保育状況を記入してください

※きょうだいのいずれかが認可保育施設に入園した場合、入れなかったお子様については家庭保育の選択はできません（保護者との同伴就労を除く）

《6》申込児童の申込み時点での健康状況を記入してください
(申込み時点でわかっている範囲で記入してください)

3 申込児童の健康状況 全ての項目について必ず

★重要★入所した場合、内定施設に共有される内容になりますので、漏れのないよう正確にご記入ください。

アレルギー等	☐ 無	☒ 有 ☒ 気管支喘息 ☐ アトピー性皮膚炎 ☐ アレルギー性結膜炎 ☐ 春季カタル ☐ アトピー性角結膜炎 ☐ アレルギー性鼻炎 ☐ アナフィラキシー ☐ 内服薬処方 ☐ エピペン処方 ☒ アレルギー(☐ 花粉・ ☐ 虫・ ☐ 動物・ ☐ ハウスダスト・ ☒ 食物・ ☐ その他())
食物アレルギー等 による食事制限	☐ 不明 ☐ 無	☒ 有 ☐ 鶏卵 ☒ 牛乳・乳製品 ☐ 小麦 ☐ 蕎麦 ☐ ピーナッツ ☐ 大豆 ☐ ごま ☐ ナッツ類 ☐ 甲殻類 ☐ 軟体類・貝類 ☐ 魚類 ☐ 魚卵 ☐ 肉類 ☐ 果物類 ☐ その他()
持病	☒ 無	☐ 有 病名
通院	☐ 無	☒ 有 ☐ 週 日 ☒ 月 1 日 ☐ 年 回 診断内容(病名等) 気管支喘息
入院歴	☒ 無	☐ 有 令和 年 月 頃 ~ 令和 年 月 頃 診断内容(病名等)
処方薬	☒ 無	☐ 有 与薬: ☐ 経口 ☐ 注入 ☐ 坐薬 ☐ その他() 服薬時間: ☐ 朝 ☐ 昼 ☐ 夕 ☐ その他()
医療的ケア ※医療的ケアが必要な 場合には、事前に必ず 幼保運営課指導グルー プ(TEL:053-457-2117) へご連絡ください。	☒ 無	☐ 以前有(令和 年 月 頃まで 内容:) ☐ 有 【医療的ケアの内容】 () 内は該当に○を付けてください。 ☐ 経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう) 頻度: ☐ 吸引(口腔・鼻腔・気管切開部) 頻度: ☐ カニューレ管理(カニューレ・Tチューブ) 頻度: ☐ 導尿 頻度: ☐ インスリン注射 ☐ インスリンポンプ ☐ 血糖値測定管理 ☐ 人工肛門 ☐ 酸素療法 ☐ 人工呼吸器 ☐ その他(具体的に:) 頻度: 【主治医情報】 かかりつけ医: 病院 科 主治医 保育施設において集団保育及び医療的ケアを受けることについて主治医に相談していますか ☐ はい(主治医の意見:) ☐ いいえ(未相談)
子育てで心配している こと、困っていること	☒ 無	☐ 有 内容: (例: 言葉が遅い・視線が合わない等) 相談先機関:
療育機関への通所	☒ 無	☐ 有 療育機関: 通所頻度: ☐ 月 日 ☐ 週 日
相談支援事業所の 利用	☒ 無	☐ 有 事業所名:
障害者手帳や手当等 の受給状況	☒ 無	☐ 有 ☐ 身体障害者手帳() 級 ☐ 精神障害者保健福祉手帳() 級 ☐ 療育手帳(A・B) ☐ 特別児童扶養手当() 級 ☐ その他()
出生時の状況	妊娠週数: 38 週 出生体重: 2800 g	
乳幼児健診の状況	※受診済みの健診に☑してください。指摘があった場合は「健診時の指摘事項」にご記入ください。 ☒ 1 か月児健診 ☒ 4 か月児健診 ☐ 10 か月児健診 ☐ 1 歳 6 か月児健診 ☐ 3 歳児健診	
健診時の指摘事項	☒ 無	☐ 有 内容:
入所/集団保育にあたり 配慮が必要なこと	☒ 無	☐ 有 内容:

内定した施設に、記入されている健康状況をあらかじめ
お伝えすることがあります

きょうだい申込みの方法を確認しよう！

> [基準]

就学前のきょうだいが同時に申込みをした場合、「**C**認可保育施設利用申込補助票②(児童状況確認)」に記入された意向を基に利用調整を行います。申込児童のうち複数の施設と利用調整が可能な場合は、希望順位に関係なく**同施設入園を優先して調整**を行います。

> [利用調整方法]

下表のとおり、同施設入園を優先します。ただし、同施設調整が複数可能な場合には希望順位を優先します。

(例) きょうだい共に希望する施設が同じ場合

	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望
第1子	利用調整可	利用調整可	利用調整可	×	×	×	×
第2子	×	利用調整可	利用調整可	×	×	利用調整可	利用調整可

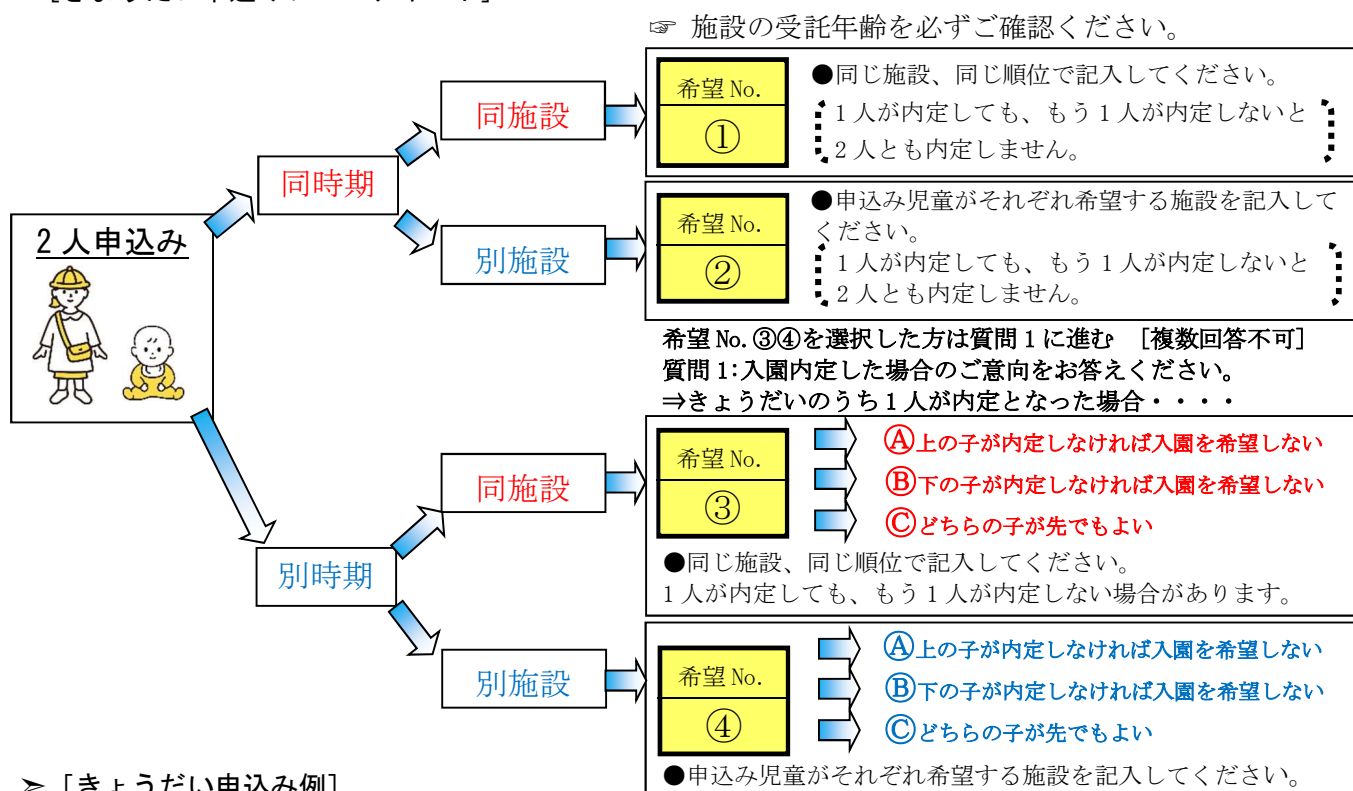
【結果】

	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望
第1子	—	内定	—	—	—	—	—
第2子	—	内定	—	—	—	—	—

※利用調整可とは順位が募集人数枠内のことをいいます

(例) の場合、第1希望の施設は第2子が利用調整できないため、第2希望・第3希望での調整となります。この場合、希望順位の高い第2希望に内定となります。

> [きょうだい申込みフローチャート]



> [きょうだい申込み例]

ケース①				
順位	現在の保育状況	保護者の希望	どちらかが内定の場合の意向	選択
上の子	認定こども園の幼稚園機能に通園中	通っている認定こども園の保育所機能に入園したい	仕事復帰したいので下の子 <u>だけでも入園させたい</u>	③ B
下の子	育休明けの入園希望	上の子が通っている認定こども園の保育所機能に入園したい		

ケース②				
順位	現在の保育状況	保護者の希望	どちらかが内定の場合の意向	選択
上の子	職場の認可外保育施設に通っている	通っている施設が 2 歳で退園となるのでどうしても入園したい	下の子は入園できなかったら職場の認可外保育施設に入園できるため <u>上の子だけでも入園させたい</u>	④ A
下の子	育休明けの入園希望	仕事復帰したいので入園したい		

選択した希望 No. によっては調整できない場合があります。

(例) 希望 No. ① (同時期・同施設) を選択した場合、下表のように全ての児童が保留となります。

	第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望	第 4 希望	第 5 希望	第 6 希望	第 7 希望
第 1 子	利用調整可	利用調整可	×	×	利用調整可	×	×
第 2 子	×	×	×	利用調整可	×	利用調整可	利用調整可



	第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望	第 4 希望	第 5 希望	第 6 希望	第 7 希望
第 1 子	保留	保留	保留	保留	保留	保留	保留
第 2 子	保留	保留	保留	保留	保留	保留	保留

(例) 希望 No. ② (同時期・別施設) を選択した場合、下表のようにきょうだい別々の施設となる可能性があります。なお、いずれかのきょうだいが第 1 希望～第 7 希望で調整が見つからない場合、全ての児童が保留となります。

	第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望	第 4 希望	第 5 希望	第 6 希望	第 7 希望
第 1 子	利用調整可	利用調整可	×	×	利用調整可	×	×
第 2 子	×	×	×	利用調整可	×	利用調整可	利用調整可



	第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望	第 4 希望	第 5 希望	第 6 希望	第 7 希望
第 1 子	内定	—	—	—	—	—	—
第 2 子	—	—	—	内定	—	—	—

(例) 希望 No. ③B (別時期・同施設・下の子優先) を選択した場合、下表のように上の子は保留となる可能性があります。

	第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望	第 4 希望	第 5 希望	第 6 希望	第 7 希望
第 1 子	利用調整可	利用調整可	×	×	利用調整可	×	×
第 2 子	×	×	×	利用調整可	×	利用調整可	利用調整可



	第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望	第 4 希望	第 5 希望	第 6 希望	第 7 希望
第 1 子	—	—	—	—	—	—	—
第 2 子	—	—	—	内定	—	—	—

(例) 希望 No. ④B (別時期・別施設・下の子優先) を選択した場合、下表のように別々の施設となる可能性があります。

また、上の子の利用調整ができない場合、下の子のみ内定となる可能性があります。

	第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望	第 4 希望	第 5 希望	第 6 希望	第 7 希望
第 1 子	利用調整可	利用調整可	×	×	利用調整可	×	×
第 2 子	×	×	×	利用調整可	×	利用調整可	利用調整可



	第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望	第 4 希望	第 5 希望	第 6 希望	第 7 希望
第 1 子	内定	—	—	—	—	—	—
第 2 子	—	—	—	内定	—	—	—

<希望 No. ③で選考の結果、きょうだいのいずれかのみが内定となった際の手続き>

きょうだいで複数園に希望を出していたが、いずれかのきょうだいが内定したことにより、翌月以降の利用調整（選考）で保留となったお子さまが内定したお子さまと同じ施設のみを希望される場合、希望園変更の手続きが必要となります。手続きがなされない場合、内定したお子さまと別の園で内定となる場合があります。なお、内定を辞退されますと、利用調整で減点（-7 点）となりますのでご注意ください。

D マイナンバー記入用紙【記入要領】

D

マイナンバー記入用紙および本人確認書類

(あて先) 浜松市長

教育・保育給付認定及び利用調整に関する申請(届出)に関して、マイナンバー(個人番号)を提出し、

《1》申込児童のマイナンバーを記入してください

1 申請(利用申込み)に係る児童

氏名	生年月日	マイナンバー(個人番号)
(フリガナ) ハママツ ジロウ		
浜松 二郎	令和 7年 5月 5日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

2 児童の保護者

※A教育・保育給付認定申請書の保護者欄(教育・保育給付認定の申請者)に記入した方を上段にご記入ください。

※上段の申請者は裏面に番号確認書類及び本人確認書類の添付

《2》A教育・保育給付認定申請書の保護者欄(上部)にした保護者を上段に記入してください

申請者	氏名	児童との続柄	生年月日	マイナンバー(個人番号)
○	(フリガナ) ハママツ ハナコ	母	昭和63年 11月 15日	1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4
	浜松 花子			
	(フリガナ) ハママツ タロウ	父	昭和57年 9月 10日	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8
	浜松 太郎			

※市記入欄※

☐ 記載されている個人番号が正しい番号であることを確認した。(番号確認) ☐ 申請者が個人番号の正しい持ち主であることを確認した。(身分確認)	確認書類/対応記録			
	番号確認	マイナンバーカード(裏)	通知カード	住民票の写し
備考	記入不要	マイナンバーカード(表)	運転免許証	
		パスポート	在留カード	
		身体障害者手帳	精神障害者保健手帳	療育手帳
		A 顔写真なしの公的証明書 【「氏名」と「生年月日」または「住所」の記載のあるもの】		
		保険証	年金手帳(基礎年金番号通知書)	
		その他()		
		B 顔写真付の証明書【顔写真の掲載があるもの】		
		学生証		
		法人が発行した証明書()		
		公的機関発行の資格証明書()		
その他()				
確認者押印欄	その他	番号補記	電話確認	郵送指示

マイナンバー本人確認

【重要】

マイナンバー等の写しははがれないように
しっかりのりづけしてください

A教育・保育給付認定申請書 の「保護者」欄に記入した方の本人確認書類（**1**番号確認と**2**身分確認）を貼付してください。

1番号

マ
※



《3》**A**教育・保育給付認定申請書の
保護者欄（上部）にした保護者の
マイナンバー（個人番号）が分かる
面の写しを貼付してください

番号確認書類としてマイナンバーが
記載された住民票の写しを貼付する
場合、発行日から3か月以内のものを
貼付してください

2

身分
確認
書類

2身分

①
貼

1.

・

・

・

・

2.

【

所」の証

・保険証

・年金手帳



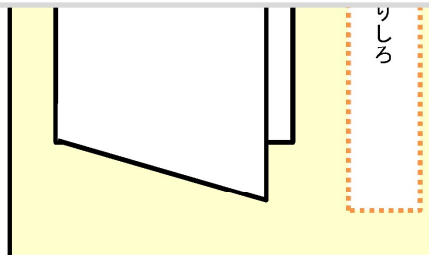
《4》**A**教育・保育給付認定申請書の
保護者欄（上部）にした保護者の
身分証明書の写しを貼付してくだ
さい

2

のりしろ

本人確

はみ出す場合は右図のよ
うに折りたたんで貼付け
てください。



りしろ

※転園を希望される方は必ずご提出ください

転園希望調査票

今回、転園申込みを希望されるお子さまが現在、浜松市の認可保育施設に通われている場合は、必ず、以下の質問にご回答いただき、こちらの用紙をご提出ください。

転園希望先に内定した場合、浜松市から現在通われている施設へ転園が決まったことをお伝えします。

《1》転園を希望されるお子さまの情報について記入してください

問1 現在、お子さまはどちらの施設に通われていますか？

児童氏名	施設 No.	施設名
遠州 冬子	●●●	●●こども園

※施設 No. は「令和8年度版認可保育施設利用案内」の「認可保育施設一覧」を参照しご記入ください。
※「令和8年度版認可保育施設利用案内」に記載のない施設に通われている場合は提出不要です。

問2 現在通われている施設はどのような施設ですか？該当する箇所に☑を付けてください。

☒ ①認定こども園（保育機能：2号・3号認定）

☐ ②認定こども園（幼稚園機能：1号認定）

☐ ③保育所（市立・私立）

☐ ④小規模保育事業

☐ ⑤事業所内保育事業（地域枠）

☐ ⑥事業所内保育事業（従業員枠） ☞質問は以上となります

☞①・③・④・⑤の施設に☑をされた方は問3～問5の質問に回答してください

②・⑥の施設に☑をされた方は以上となります（利用調整上は転園扱いとはなりません）

《2》現在お子さまが通っている施設の種類の☑を入れてください

問3 申込児童が在園中に生まれた（生まれる）下の子はいますか？

☐ はい

☒ いいえ ☞問5へお進みください

《3》在園児下の子（在園中に生まれた下の子）の有無について記入してください

問4 申込児童が在園中に生まれた（生まれる）下の子は、在園児下の子として入園を予定していますか？

☐ はい

入園希望月：令和 年 月

☞在園児下の子も含めた利用調整と

☐ いいえ（在園児下の子優先入園の権利を放棄し

《4》在園児下の子（在園中に生まれた下の子）の有無について記入してください

問5 今回の申込みで転園できなかった場合、現在通われている施設にはそのまま通われますか？

☒ そのまま通い続ける…利用調整基準点に0.8を乗じた点数での選考となります

☞こちらの用紙を「郵送申込用チェックリスト」届（転園申込用）は記入しないでください。

☐ 退園する……………利用調整基準点はそのま

☞裏面の退園届（転園申込用）をご記入のうえ、スト」の次にご提出ください

※ 転園希望先の入園の可否にかかわらず、現在通われている施設は退園となりま

《5》利用調整（選考）の結果、転園できなかった場合、現在通われている施設の利用の意向について☑を入れてください

《6》記入日、保護者の氏名を記入してください

現在通っている施設へ「退園届」を提出してください。

以上の内容に相違ありません。

記入日：令和 7年 10月 3日

保護者署名：遠州 四郎

就労証明書【確認事項】

【重要】

自営業者以外は必ず雇用先の事業所の方に記入・作成をお願いしてください
 ※保護者の方が記入・作成した場合は無効となります
 浜松市に申込みの場合、No. 7・12・16 は任意記載事項となります

浜松市長 宛

《1》宛先は「浜松市長 宛」になっていますか？

《2》証明日は記入されていますか？
 ※証明日が証明書の提出日3か月以前の場合は無効となります

証明日 西暦 2025 年 9 月 10 日
 事業所名 (医)〇〇会
 氏名 静岡 太郎
 所在地 浜松市中央区△△町△△番地
 電話番号 053 - □□□ - 〇〇〇〇
 担当者名 遠州 二郎
 記載者連絡先 053 - △△△ - □□□□

下記の内容について、事実であることを証明してください。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	
		☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス業 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 福祉サービス業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☒ 医療・福祉

《3》本人氏名・生年月日は記入されていますか？

2 本人氏名 浜松 花子 生年月日 1988 年 11 月 15 日

《4》雇用年月日は記入されていますか？
 ※無期雇用の場合は、雇用開始日が記入されていることを確認してください

期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2025 年 6 月 1 日 ~ 2026 年 5 月 31 日

《5》右上欄に記載の所在地（証明書発行事業所住所）と異なる就労先の場合、住所は記入されていますか？

名称 〇〇病院
 住所 浜松市中央区●●町●●番地

《6》雇用の形態の該当箇所に☑は入っていますか？

☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☒ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員
☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託

月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 175 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分)

6 就労時間 (固定就労の場合) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日

平日 9 時 0 分 ~ 17 時 45 分 (うち休憩時間 60 分)

土曜 時 分 ~ 時 分

日祝 時 分 ~ 時 分

合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間

就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日

主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分

就労継続 年 月 年 月 年 月 年 月

《8》育児休業取得期間は正しく記入されていますか？

9 育児休業の取得 ※取得予定を含む ☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2025 年 7 月 1 日 ~ 2026 年 5 月 4 日

10 産休・育休以外の休業の取得 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 期間 年 月 日 ~ 年 月 日

11 復職(予定)年月日 ☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 5 月 5 日

12 育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む ☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2026 年 5 月 5 日 ~ 2026 年 5 月 5 日

13 保育士等としての勤務実態の有無 ☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無

14 (雇用契約の)満了後の更新の有無 ☐ 有 ☒ 有(予定) ☐ 無

15 入所内定時育休短縮可否 ☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否

16 育休延長可否 ☐ 可 ☒ 可(予定) ☐ 否

17 単身赴任期間(予定含む) 年 月

18 備考欄 12ヶ月毎の更新予定有

19 保護者記載欄 児童名 浜松 二郎 2025 年 月 日 生

《9》復職(予定)年月日は正しく記入されていますか？

《10》有期雇用の場合、雇用契約満了後の更新の有無に☑は入っていますか？

《11》「☑否」の場合でも入所月内での復職が条件となりますので、事前に勤務先と調整してください

《12》No. 14 (雇用契約の) 満了後の更新の有無が「☑有」または「☑有(予定)」の場合、更新の頻度について記入されていますか？

《13》保護者記入欄は保護者の方が手書きで記入してください

きょうだい申込みの場合 コピー可
 ※ご自身でコピーをしてください
 ※きょうだいのいずれかに必ず原本を添付してください

証明書の内容について、発行元に電話で確認する場合があります。

保護者の方が偽装、変造(無断作成・改変)した場合、刑法において「私文書偽造罪」「私文書変造罪」「私電磁的不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ますので、ご注意ください。

様式①申立書兼誓約書【記入要領】

様式①

申立書兼誓約書

(あて先) 浜松市長

申立日 令和 7 年 10 月 3 日

【必須項目】

記入日を記入してください

下記の状況により児童の家庭保育が困難であるもの

① 求職活動の場合
＜誓約文＞

【追加書類】必要なし

下記の事項について事実と相違ありません。認定（継続を含む）の申請にあたり、現在求職活動中（起業準備を含む）のため、就労証明書の提出ができません。認定開始日（継続の場合は前職退職日）から90日を経過する日の月末までに就職し、就労証明書を提出いたします。なお、90日を経過する日の月末までに利用基準（月64時間以上）を満たす就労をしない場合は、認定が取り消しとなることに同意します。また、認可保育施設※を利用している場合には、認定期間満了後、認可保育施設※を退所いたします。

※認可保育施設…認定こども園（保育園機能）・保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業

求職活動の方法 (該当するものに☑)	☒ ハローワークを利用している ☐ 民間職業紹介所を利用している ☐ 労働者派遣会社を利用している ☐ 求人企業等に応募し、現在採用面接を受けている ☐ 起業準備を行っている ☐ その他 ()
求職活動の頻度	平均 週 2 日 ・ 月 日
求職活動開始日 ※予定を含む	令和 7 年 9 月 27 日
求職活動中の 保育状況	☒ 親族 [☒ 祖母 ☐ 祖父 ☐ その他 ()] ☐ 保育施設名等 () ☐ 正規入園 ☐ 一時預かり事業 ☐ その他 ()

現在の求職活動の状況について記入してください

② 妊娠・出産の場合
＜誓約文＞

【追加書類】親子健康手帳等のコピー（表紙と分娩予定日の分かるページ）

下記の事項について事実と相違ありません。妊娠・出産を理由とする認定期間が出産予定日から前8週間（多胎児の場合には前14週間）の月の1日から産後8週間を経過する日の翌日の月末までとなることに同意します。また、認可保育施設※を利用している場合には、認定期間満了後、認可保育施設※を退所いたします。

※認可保育施設…認定こども園（保育園機能）・保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業

出産予定日	令和 8 年 6 月 30 日
医療機関名	△△△病院

出産予定日・出産予定医療機関名を記入してください

申込みする際には、親子健康手帳（母子健康手帳）の写しを必ず添付してください

③ 疾病・負傷の場合

【追加書類】様式② 診断書

傷病名	〇〇病	☐ 入院 ☒ 通院（自宅療養） (該当するものに☑)
入院・通院期間	平成・令和 7 年 2 月 1 日 ~ 令和 年 月 日	
通院状況	平均 月 (2) 日 ・ 週 () 日 程度	
医療機関名	□□病院	
所在地	浜松市中央区	

疾病・負傷の状況について記入してください
申込みする際には、様式②診断書を必ず添付してください

①～⑦のうち保育ができない理由として
当てはまる箇所のみ記入してください

＜保護者記入＞

どちらかを○で
囲んでください。

申込中・在園中

浜松 二郎

父・母

第一希望/在園施設名

児童生年月日

〇〇こども園

R7・5・5

住所 浜松市中央区元城町 103-2 コーポハママツ 101

申立者 浜松 花子

電話番号 090-□□□□-□□

※自署しない場合は、押印してください。

※申立者は申

【必須項目】

申立者欄には保育ができない方の名前を記入してください

例：母が求職活動事由で申し立てをする場合、母の名前を記入してください

お持ちの手帳の種類、保育の可否について記入してください

申込みする際には、手帳の写し（氏名・等級・有効期限がわかるページ）を必ず添付してください

④

手帳の種類	(身体障害者)手帳 (2)級
保育の可否	☐ 可 ☒ 否 (該当するものに☑)

⑤介護・看護・施設通所の付添いの場合

【追加書類】診断書、障害者手帳等または介護認定状況が分かる証明資料のコピー

介護・看護・付添いを している時間等 (すべてご記入ください)	平均 週 (5) 日 午前 午後 (8) 時 (30) 分～午前 午後 (6) 時 (00) 分			
(該当箇所を)記入してください	氏 名	浜松 春子		
	生 年 月 日	昭和 34 年 9 月 8 日	児童との続柄	祖母
	住 所	☒ 同居 ☐ 別居 (該当するものに☑) ※別居の場合は下記に住所を記入		
	傷 病 名	〇〇病		
	入院・通院・通所 の 状 況	☐ 入院 ☐ 通院 (自宅療養) ☐ 通所 (該当するものに☑) 医療機関名または施設名 (××病院)		
	各種手帳の内容	(身体障害者)手帳 (3)級		
	介護認定の状況	要介護 ()		

⑥就学 (または予定)

【追加書類】①在学
②カリキュラム

就学の状況について記入してください

申込みする際には、以下の2点を添付してください

①在学証明書または (入学前の場合) 合格通知書の写し

②カリキュラムの写し (授業時間がわかるもの) または指導教授による
在籍を証明するもの

学 校 名	△△△△
所 在 地	浜松市中央区〇〇町△△番地
電 話 番 号	053-000-0000
在 学 期 間	平成・令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日
在 学 状 況	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土 ☐ 日 (該当曜日に☑) 1 日平均 (7) 時間受講
卒業後の就労	☒ 予定有 ☐ 予定無 (該当するものに☑) 令和 年 月 日 (予定)

⑦その他の場合

【追加書類】状況の分かる書類

保育できない理由

介護・看護の状況について記入してください

申込みする際には、介護・看護対象者の状況が分かる診断書 (任意様式可)、障害者手帳等の写し
または介護認定状況が分かる証明資料の写しのいずれか1つを必ず添付してください

があります。

※この用紙は「幼保支援課」で受領または「子育て情報サイトぴっぴ」からダウンロードできます。

【問い合わせ先】浜松市役所 幼保支援課

認可保育施設の申込みをする場合	保育相談センター TEL:053-457-2833
認可保育施設に在籍している場合	入所管理グループ TEL:053-457-2867
幼稚園・認定こども園 (幼稚園機能) での預かり保育や認可外保育施設の無償化申請をする場合	給付グループ TEL:053-457-2826
認証保育所の保育料負担軽減認定申請をする場合	事業グループ TEL:053-457-2118

書類のダウンロードは
こちらから



様式②診断書【記入要領】

【重要】

担当医師に記入を依頼してください

様式②

＜保護者記入＞

どちらかを○で 囲んでください。	児童名	児童との続柄
	浜松 二郎	母
申込中・在園中	第一希望／在園施設名	児童生年月日
	〇〇こども園	R7・5・5

診 断 書

(あて先) 浜松市長

証明日 令和 7年 9月 1日

所在地 浜松市浜名区〇〇町△△番地

※証明日が証明書提出日3ヶ月以前

医療機関名 〇〇〇〇病院

の場合

《1》証明日は記入されていますか？

電話番号 053-000-0000

下記の

※証明日が証明書提出日3ヶ月以前の場合は無効となります

担当医師 遠州 夏子

遠州

※担当医師の印、証明日の記入がないものは無効となります。

《2》担当医師の記名・押印はありますか？

※ 以下の内容は担当医師が記入してください。

氏 名	浜松 花子	(昭和・平成・令和) 63年 11月 15日生
傷 病 名	〇〇病	
病 状	呼吸器障害、倦怠感	
治療期間 (該当するものに☑)	通院	通院期間 平成・令和 7年 2月 1日から 令和 年 月 日頃まで
		通院の頻度 □月 ☒ 週 2回
	入院	☐ 入院予定 入院開始予定日 令和 年 月 日
		☐ 入院中 入院期間 平成・令和 年 月 日から 令和 年 月 日頃まで (退院後 □通院予定あり □通院予定なし □未定)
総合所見 (日常生活能力の程度) (該当するものに☑)	☐ 常時、臥床、また安静を保つ必要がある。 ☐ 日常生活に支障があり、多くの介助・支援が必要である。 ☒ 基本的に日常生活はできるが、療養が必要である。	

《3》氏名、傷病名、症状に記載漏れはありますか？

《4》治療期間の記載漏れはありますか？

《5》総合所見のいずれかに☑は入っていますか？

※この用紙は「幼保支援課」で受領または「子育て情報サイトぴっぴ」からダウンロードできます。

【問い合わせ先】浜松市役所 幼保支援課	
認可保育施設の申込みをする場合	保育相談センター TEL:053-457-2833
認可保育施設に在籍している場合	入所管理グループ TEL:053-457-2867
幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)での預かり保育や認可外保育施設の無償化申請をする場合	給付
認証保育所の保育料負担軽減認定申請をする場合	事業

書類のダウンロードはこちら



きょうだい申込みの場合 コピー可
※きょうだいのいずれかに必ず原本を添付し、
ご自身でコピーをしてください

様式③保育状況申告書【記入要領】

様式③

保育状況申告書

(あて先) 浜松市長

申告日 令和 7年 10月 3日

次のとおり《1》記入日を記入してください

《保護者記入欄》

どちらかを○で
囲んでください。

申込中 ・ 在園中

児 童 名

《2》保護者の住所、氏名、
電話番号を記入してください

(保護者)

住 所 浜松市中央区元城町 103-2 コーポハママツ 101

氏 名 浜松 花子

電話番号 090-□□□□-□□□□

※自署しない場合は、押印してください。

児 童 名	浜松 二郎	☒ 男・女	令和 7年 5月 5日生
期 間	令和 7年 9月 1日 ~ 令和 13年 3月 31日		
保 育 時 間	午前 7時 30分 ~ 午後 6時 00分		
日 数 ・ 曜 日	利用日数: 週 5 日 / 月 20 日 利 用 日: ☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ 不 期		
利 用 内 容	親族等に 預けている場合	【追加書類】身分証明書のコピー ※ 氏名: 浜松 桃子 住所: 磐田市●●町▲▲番地 連絡先: 090-■■■■-■■■■ 児童からみた続柄: 祖父 ・ 祖母 ・ 知人 ・ ☒その他 (叔母)	
	施設を 利用している場合 (該当するものに☑)	【追加書類】 入所契約書 (契約施設・契約者・契約期間・保育時間が分かるページ) のコピー ※一時預かり事業利用の場合には提出不要 施設名: ○○保育園 (☒正規利用 ☐一時預かり事業) ☐ 認定こども園 (幼稚園機能: 1号認定) ☐ 認定こども園 (保育園機能: 2号・3号認定) ☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 小規模保育事業 ☐ 事業所内保育事業 (☐従業員枠 ☐地域枠) ☐ 認証保育所 ☐ 企業主導型保育事業 (☐従業員枠 ☐地域枠) ☒ 認可外保育施設 (認証保育所・企業主導型保育事業以外) ☐ 児童発達支援施設	
	同伴就労を している場合	勤務先等名称: ○○株式会社 住所: 浜松市中央区○○町□□番地 連絡先: 053-■■■■-■■■■ 危険物の取扱いの有無: ☐有 ☒無 有の場合⇒対象物 ☐大型機械 ☐劇薬 ☐火気 ☐刃物 ☐その他 ()	

《3》預けている期間、時間帯、曜日等を
記入してください

《4》対象児童の保育状況について該当箇所のみ記入してください

- ・「親族等に預けている場合」は、お子さまを保育している方の身分証明書の写しを添付してください※親族等が市外在住の場合のみ
- ・「施設を利用している場合」は、入所契約書の写しを添付してください
- ・「同伴就労をしている場合」は、同伴している勤務先の状況を記入してください

ダウンロードは
から



様式④在籍（入園予定）証明書【記入要領】

【重要】

施設の方に記入を依頼してください

様式④

在籍（入園予定） 証明書

（あて先） 浜松市長

証明日 令和 7年 9月 3日

※証明日が証明書提出日3ヶ月以前

の
下

《1》証明日は記入されていますか？

※証明日が証明書提出日3ヶ月以前の場合は無効となります

《保護者証

どちらかを○で
囲んでください。

申込中 ・ 在園中

浜松 二郎

第一希望/在園施設名

児童生年月日

〇〇こども園

R7・5・5

所在地

浜松市中央区●●町□□番地

施設・事業所名称

△△△幼稚園

代表者名

遠州 太郎

電話番号

053-XXX-□□□□

担当者名

遠州 太郎

※代表者印、証明日の記入は必ずしも必要ありません

幼△
稚△
園△

《2》施設側の記名・押印はありますか？

※ 以下の内容は施設が記入してください。

利用施設	施設種別 (該当するものに☑)	☐ 認定こども園（幼稚園機能：1号認定） ☐ 認定こども園（保育園機能：2号・3号認定） ☒ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 小規模保育事業 ☐ 事業所内保育事業（ ☐ 従業員枠 ☐ 地域枠） ☐ 認証保育所 ☐ 企業主導型保育事業（ ☐ 従業員枠 ☐ 地域枠） ☐ 認可外保育施設（認証保育所・企業主導型保育事業以外） ☐ 児童発達支援施設	
	施設名	△△幼稚園	
保護者	氏名	浜松 太郎	
	住所	浜松市中央区元城町 103-2 コーポハママツ 101号	
児童	在籍（入園予定）児童名	浜松 一郎	
	生年月日	令和 3年 9月 8日	令和 年 月 日
	在籍・利用（予定）期間 (終了期間については該当するものに☑して記入)	令和 7年 4月 1日 ☐ ~令和 年 月 日 ☒ ~小学校就学前まで	令和 年 月 日 ☐ ~令和 年 月 日 ☐ ~小学校就学前まで
	利用期間の更新の有無 (該当するものに☑)	☐ 有 (か月更新) ・ ☒ 無	☐ 有 (か月更新) ・ ☐ 無

《3》施設種別、児童名、在籍期間等の記入に誤りはありませんか？

※この用紙は「幼保支援課」で《4》利用期間の更新がある場合、更新の有無は記入されていますか？

【問い合わせ先】 浜松市役所 幼保支援課

認可保育施設の申込みをする場合

保育相談センター

TEL:053-457-2833

認可保育施設に在籍している場合

入所管理グループ

TEL:053-457-2867

書類のダウンロードは
こちらから



きょうだい申込みの場合 コピー可

※きょうだいのいずれかに必ず原本を添付し、
ご自身でコピーをしてください

申込書類の提出方法について

- ◆すべての書類がそろったら、申込書類一式を以下の順に並び替え、**保育相談センターに郵送**してください。
- ◆提出した書類は返却できませんので、**写しをとって保管しておいてください**。勤務先やハローワークから申込みした書類の写しを求められる場合があります。**提出した書類のコピー等は対応しかねます**。
- ◆電話等による書類の到着確認のお問い合わせは対応しかねます。
郵送の記録を残したい場合には、**特定記録等をご利用ください**。

<保育が必要なことを
確認する書類>

- ・就労証明書
- ・様式①申立書兼誓約書
- ・様式②診断書

その他必要書類

就労証明書等（父・母）

D マイナンバー記入用紙

C 認可保育施設利用申込補助票②

B 認可保育施設利用申込補助票①

A 申請書兼利用申込書

転園希望調査票 ※転園希望の方のみ

郵送申込用チェックリスト

〒430-8652

浜松市中央区元城町 103-2

浜松市役所
幼保支援課
保育相談センター 行



出世大名 家康くん

その他必要書類が複数ある場合、以下の順番で並べてください。

1. **様式③** 保育状況申告書
+ 入所契約書の写し
2. **様式④** 在籍（入園予定）証明書
3. 令和7年度市民税課税（非課税）
証明書等の課税資料
4. 在留カードの写し
5. 医師や専門家から集団保育が
必要であるとする所見が記載
された診断書等
6. その他

きょうだい申込みの場合、申請書等は**申込児童1名につき、1部ずつ必要**となります

ただし、**B補助票①、就労証明書、診断書、様式④在籍（入園予定）証明書、課税（非課税）証明書等の課税資料**については、きょうだいのいずれかに原本を添付すればコピーしたものでも構いません

さあ！切手を貼ったら
ポストへ投函しよう
※締切日は収集時間に注意

郵送の宛先は

浜松市中央区元城町の浜松市役所

となります

※中央区鍛冶町のザザシティには送らないでください

必ず専用封筒（ピンク色）に

入れて郵送してください！

（きょうだいはまとめて1つの封筒に入れてください）

Q & A **Q 申込書類を早く提出したほうが選考上有利となりますか？**

A 先着順ではないため、早く申込書類を提出したからといって、選考上有利になることはありません。不備なく書類をそろえていただき、受付期間内に郵送してください。

Q 追加書類はどのように提出すればよいですか？

A 追加書類を提出する場合には、専用封筒に入れ、受付期間内に郵送してください。詳細はP48「追加書類の提出方法について」をご覧ください。

memo

[illegible]

4. 選考について

利用調整（選考）は、保育の必要性を考慮し作成した「認可保育施設利用調整基準表」（P37～P39）に基づき、「基準点」と「調整点」を合算した「利用調整基準点」の高い順に入園の内定を行います。「利用調整基準点」が同一の場合、優先段階の第1段階から順に判断します。

利用調整（選考）方法について

例：A保育園（1歳）の選考（1歳の募集人数が6人であった場合）



…内定施設

※きょうだい申込児童がない場合

A 保育園 順番	A 保育園 判定	内定 施設	児 童	基 準 点 数	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望
1番	○	A 保育園	a	29	A 保育園	B 保育園	D 保育園	C 保育園	E 保育園	F 保育園	G 保育園
2番	○ →繰上	B 保育園	b	27	C 保育園	G 保育園	B 保育園	A 保育園	D 保育園	E 保育園	
3番	○	A 保育園	c	26	A 保育園	E 保育園	C 保育園				
4番	○	A 保育園	d	25	A 保育園	D 保育園	B 保育園				
5番	○	A 保育園	e	25	B 保育園	E 保育園	G 保育園	C 保育園	A 保育園	F 保育園	D 保育園
6番	○	A 保育園	f	24	A 保育園	B 保育園					
7番	× →○	A 保育園	g	23	A 保育園						
8番	×	—	h	21	E 保育園	A 保育園	D 保育園	G 保育園	C 保育園	B 保育園	
9番	×	F 保育園	i	19	D 保育園	G 保育園	C 保育園	B 保育園	A 保育園	F 保育園	G 保育園
10番	×	—	j	18	A 保育園	E 保育園					

- ・第1希望施設～第7希望施設のいずれかで「A保育園」を希望された方について、利用調整基準点の高い順に選考します。
- ・「A保育園」を第2希望施設～第7希望施設で希望し、「A保育園」に内定となる方は、上位の希望施設で内定とならなかった方となります（児童e）。
- ・「A保育園」の判定が○の方で「A保育園」の希望より上位の希望施設で内定となった場合（児童b）、判定○は次点へ繰上され、次点の方が内定となります（児童g）。
- ・きょうだいの利用調整（選考）についてはP24をご覧ください。

令和8年度 認可保育施設 利用調整基準表（基準点）

＜基準点の考え方＞

- ・ 申込締切日までに提出された書類等により審査します。
- ・ 申込締切日までに必要添付書類が未提出の場合は、選考対象外とします。（受付できません。）
- ・ 同一の保護者が複数の類型に該当する場合は、高い点数を適用します。
- ・ 父母で基準点が異なる場合は、低い点数を適用します。
- ・ 父母の基準点が同点で、類型が異なる場合は優先段階2の順位を適用とします。
- ・ 転園の申し込みをする場合は、基準点に0.8を乗じた点数（小数点以下四捨五入）とします。

類型		番号	基準要件		基準点
A	居宅内外で労働することを常態としている				
	居宅内外労働 (就労内定等含む)	1	外勤 居宅内外自営 農業等	月150時間以上の就労を常態	20
		2		月120時間以上の就労を常態	19
		3		月100時間以上の就労を常態	18
		4		月80時間以上の就労を常態	17
		5		月64時間以上の就労を常態	16
		6		内職	13
B	求職	7	求職活動により家庭保育が困難な場合		12
C	妊娠・出産 ※1	8	出産又は出産の準備・休養を要する期間 (ただし、出産予定月の前後2か月を含む計5か月以内とする)		14
D	疾病・負傷	9	1か月以上の入院又は入院見込みの場合		20
		10	居宅内療養 (1か月以上)	安静を要する自宅療養が必要と診断され日常生活に支障をきたしている場合	16
		11		上記以外で通院加療が必要な場合	14
E	障がい	12	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、身体障害者手帳(聴覚障害等級2～3級)、療育手帳Aの交付を受けていて家庭保育が困難な場合		20
		13	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、身体障害者手帳(聴覚障害等級4級)、療育手帳Bの交付を受けていて家庭保育が困難な場合		18
		14	身体障害者手帳4級の交付を受けていて家庭保育が困難な場合		16
F	親族の 介護・看護	15	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、要介護5～4の親族の常時介護・看護又は施設通所の付添いにより家庭保育が困難な場合		18
		16	身体障害者手帳3級、療育手帳B、要介護3～2の親族の常時介護・看護又は施設通所の付添いにより家庭保育が困難な場合		17
		17	上記以外の親族の常時介護・看護又は施設通所の付添いにより家庭保育が困難な場合		15
G	災害	18	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧にあたっている場合		20
H	就学 (就学内定含む)	19	就職に必要な技能習得のために、職業訓練学校、専門学校、大学等に通っている (通信含む) 場合 ※2		18
I	不存在	20	死亡、行方不明、拘禁等のため不存在の場合		20
J	児童虐待・DV	21	児童虐待・DVが行われている又は再び行われるおそれがあると認められる場合		20
K	その他	22	児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合		20
L	希望する保育施設に上の子が在園中に下の子を出産				
	在園児下の子 (優先入園) ※3	23	下の子の育児休業を取得し、育児休業の該当児童である下の子が1歳6か月になる日の当月までに育児休業を終了して復職するため、復職・入園申込をする場合		特
		24	育児休業の制度がない職場等で、育児休業の該当児童になり得る下の子が生後6か月になる日の翌月までに復職するため、入園申込をする場合		
		25	2歳児までを預かる事業所内保育事業(認可)の従業員枠又は院内・事業所内保育施設(認可外)に在籍している下の子が、受託年齢満了(卒園)により入園申込をする場合		

※1 基本的には一時預かり事業（一時保育）での対応を優先しています。

※2 研修医の場合は、類型A「居宅内外労働」と同じ扱いとなります。

※3 在園児の住所地が浜松市内の場合に限ります。

認可保育施設 利用調整基準表（調整点）

＜調整点の考え方＞

- ・番号の1から21までに該当する調整要件を調整点として、基準点に加点・減点します。
- ・同番号内に複数の調整要件がある場合は、該当する調整要件のいずれかひとつを適用します。

番号	調整要件		調整点	備考
1	世帯の状況	児童相談所から保育の必要性を求める通知を受けた児童であって、保育の必要性が特に必要であると認められる場合	3	
		里親委託が行われている世帯の場合	3	
		家庭児童相談室から保育の必要性を求める通知を受けた児童であって、保育の必要性が特に必要であると認められる場合	2	
		生活保護世帯の場合	2	
2	ひとり親世帯の状況	親族等が同地番（2世帯住宅含む）に居ない場合	5	
		親族等が同地番（2世帯住宅含む）に居る場合	3	
3	父母のどちらかの1か月間の就労日数	月20日以上就労	3	※1
		月16日以上20日未満の就労	2	
		月12日以上16日未満の就労	1	
4	父母のどちらかが単身赴任	国外	2	※2
		国内	1	
5	基準点が「就学」で、通信制大学・通信教育（スクーリング必須）の学生の場合		-5	
6	市内の保育施設又は幼稚園に就労する場合（保育士・保育教諭・幼稚園教諭・園務員等）		4	※3
7	父母のどちらかが「身体障害者手帳3級以上」、「精神障害者保健福祉手帳3級以上」、「身体障害者手帳（聴覚障害等級4級以上）」、「療育手帳A・B」の交付を受けている場合		2	※4
8	同地番（2世帯住宅含む）の親族内に「身体障害者手帳3級以上」、「精神障害者保健福祉手帳3級以上」、「身体障害者手帳（聴覚障害等級4級以上）」、「療育手帳A・B」の所持者がいて、父母のどちらかが日常的に介護・看護や入院・通院・通所の付添いをしている場合又は同地番（2世帯住宅含む）の親族内に「要介護2以上」の認定者がいて、父母のどちらかが日常的に介護・看護や入院・通院・通所の付添いをしている場合		2	※5
9	申込児童が、「身体障害者手帳3級以上」、「精神障害者保健福祉手帳3級以上」、「身体障害者手帳（聴覚障害等級4級以上）」、「療育手帳A・B」の交付を受けている場合		2	※6
10	申込児童が集団保育の必要があると医師や専門家の所見がある場合		2	※7
11	申込児童の保育状況	保育施設に入れないことを理由に、浜松市外の親族に預けている場合	1	※8
		浜松市民が事業所内保育事業（認可）の従業員枠、認証保育所、企業主導型保育事業、認可外保育施設（認証保育所・企業主導型保育事業以外）に預けていることを常態としている場合（市外施設を含む）	2	※9
		認定こども園（幼稚園機能）に在籍しており、同一施設の保育所機能のみへ入園申込をする場合	2	※10
		保護者が危険なもの（通常、家庭には存在しない危険物）を扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者がなくやむを得ず職場に連れて行く場合	1	
12	同一世帯における同時申込児童数	3人以上（多胎児含む）	2	
		2人（多胎児含む）	1	
13	申込児童が多胎児の場合（三つ子以上の場合は1人増える毎に1点加点）		1～	
14	下の子の出産（又は育児休業取得）時に一度退園した児童を再入園させる場合		7	※11
15	上の子が認定こども園（幼稚園機能）に在園中に生まれた下の子が、上の子と同一施設のみへ入園申込みをする場合		2	※12
16	申込児童以外のきょうだいが、「身体障害者手帳3級以上」、「精神障害者保健福祉手帳3級以上」、「聴覚障害者手帳4級以上」、「療育手帳A・B」の交付を受けている場合		2	※6
17	入園申込を継続しているにもかかわらず、希望月から6か月以上にわたって待機中の場合（6か月毎に1点加算、最長2年とする）		2～5	※13
18	育児休業を取得して復職する場合		3	※14
19	正当な理由なく希望する保育施設の入園内定を辞退するなど、公正な選考に支障を来す様な行為を行った場合（同一年度内の入園申込期間中に限る）		-7	
20	申込児童の住所地が浜松市外の場合（転入予定者を除く）		-10	
21	希望する保育施設に入所できない時に育児休業の延長も許容できる場合、利用調整基準点を0点とする			※15

《調整点の備考》

- ※1 父母のどちらも基準点の類型が「A 居宅内外労働」に該当する場合は、就労日数の少ない方の就労日数を適用します。
- ※2 祖父母等が同地番（2世帯住宅含む）に居ない場合が条件となります。
- ※3 待機児童対策及び継続的な教育・保育環境を確保するため、保育施設及び幼稚園職員確保のため行います。「就労証明書」の記載内容により勤務の事実が確認できる場合に適用とします。ただし、転園の申込みをする場合は適用しません。
- ※4 「障害者手帳等証明資料の写し」が提出されていることが条件となります。
- ※5 父母のどちらも基準点の類型が「F 親族の介護・看護」以外の場合で、「障害者手帳等証明資料の写し」及び「申立書」が提出されていることが条件となります。ただし、申込児童又は父母の介護・看護の場合は適用しません。
- ※6 「障害者手帳等証明資料の写し」が提出されていることが条件となります。
- ※7 「診断書」又は「意見書」が提出されていることが条件となります。
- ※8 「保育状況申告書」及び「現在保育を行っている方の身分証明書の写し（住所地が分かるもの）」が提出されていることが条件となります。ただし、育児休業中の場合は適用しません。
- ※9 認証保育所、企業主導型保育事業、認可外保育施設（認証保育所・企業主導型保育事業以外）に預けている方は、「保育状況申告書」及び「入所契約書の写し」又は「在籍（入園予定）証明書」が提出されていることが条件となります。「入所契約書の写し」が無い場合は、当該施設を利用していることが分かる書類の提出が必要となります。ただし、育児休業中の場合は適用しません。
- ※10 在籍している認定こども園の保育所機能のみを希望する場合に適用します。複数の保育施設を希望する場合は適用しません。また、入園希望月の前月1日時点で当該認定こども園（幼稚園機能）に在籍していることが条件となります。ただし、4月1日の入園希望者に限り、前年11月1日時点で認定こども園（幼稚園機能）に在籍していることが条件となります。また、育児休業中の場合は適用しません。
- ※11 退園した児童及び出産（又は育児休業取得）時の該当児童が適用となります。
- ※12 上の子が在籍している認定こども園の保育所機能のみを希望する場合に適用します。複数の保育施設を希望する場合は適用しません。また、入園希望月の前月1日時点で上の子が当該認定こども園（幼稚園機能）に在籍していることが条件となります。
- ※13 「就労証明書」等がすべて提出されている場合に適用します。ただし、育児休業、求職、就労内定の期間中は適用しません。
- ※14 原則、復職月に入園申込みすることが条件となります。ただし、4月1日の入園希望者に限り、前年11月～同年3月中に復職するため、入園申込みする場合は適用します。調整点番号11「申込児童の保育状況」にも該当する場合は、調整点番号18「育児休業を取得して復職する場合」のみ適用となります。ただし、保育を必要とする事由が「C 妊娠・出産」の場合は適用しません。
- ※15 「保育施設利用申込補助票①」において、【希望する認可保育施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる】を選択した場合に適用します。

《認可保育施設利用調整基準表の考え方》

- ・「基準点」と「調整点」を合算した「利用調整基準点」が高い順に入園内定を行います。
- ・「利用調整基準点」が同一点数の場合、以下の優先段階により第1段階から順に判断します。

優先段階	内 容
第1段階	基準点の高い世帯
第2段階	基準点が同点の場合は下記順位を適用 ①災害 ②不存在 ③児童虐待・DV ④疾病・負傷 ⑤障がい ⑥居宅内外労働 ⑦親族の介護・看護 ⑧就学 ⑨求職 ⑩妊娠・出産
第3段階	ひとり親家庭 （親族等が同地番（2世帯住宅含む）に居る場合より居ない場合を優先）
第4段階	養育している小学校3年生以下の子どもの人数が多い世帯
第5段階	利用者負担の階層低位順（当該年度の4月から8月分） （階層が同一の場合は算定市民税額の低い順）
第6段階	希望する保育施設の希望順位が高位順
第7段階	家庭状況を総合的に考慮した結果、より保育の必要性があると認められる申込児童

育児休業の延長を許容できる場合の申込みについて

申込み時点で入園の希望がない方より、入園の希望がある方を優先して利用調整を行います。入園の希望がない場合には、「**B**認可保育施設利用申込補助票①」の【現在、育児休業中の方のみご記入ください】の「②希望する認可保育施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」に☑をしてください。②に☑をした場合、利用調整基準点を減点して選考を行います。この申し出は選考での優先順位を下げることにに対する希望であり、選考の結果が保留になることを確約するものではありませんので、内定する場合があります。また、年度途中でこの取扱いを変更したい場合には、追加提出書類受付期間内（P10 参照）に「育児休業の延長に伴う入園選考順位に関する変更届」をご提出ください。

B認可保育施設利用申込補助票①（抜粋）

【現在、育児休業中の方のみご記入ください】利用調整の取扱いについて、希望する選択肢に☑してください

☐ ① 認可保育施設への入所を希望する
(利用調整において通常の順位で選考を行います。入園が決まり次第、利用開始月中に復職していただきます。)

☒ ② 希望する認可保育施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる
(利用調整において利用調整基準点が減点となります。これは選考での優先順位を下げるものであり、保留を確約するものではありません。)

※ ②の選択を変更する場合には追加書類提出期間内に「育児休業の延長に伴う入園選考順位に関する変更届」の提出が必要となります。

※ ②を付する理由なく内定を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。

(例)

選考対象月	申請内容	選考上の点数
4月一次選考	「②希望する認可保育施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択し、申請書を提出	0点
4月二次選考		↓
5月選考		↓
6月選考	6月選考の追加書類受付期間内に「育児休業延長に伴う入園選考順位に関する変更届」を提出し、「①認可保育施設への入所を希望する」に選択肢を変更	26点 (家庭の状況に応じた「基準点」と「調整点」を合算した点数)
7月選考		↓

内定を辞退した場合

内定を辞退した場合、選考の結果が内定とならなかった旨の証明「保育施設入園保留通知」の発行はできません。認可保育施設に入園できていない旨の証明が必要な場合は「保育施設入園待機証明書」を発行しますが、内定辞退の有無についても記載されます。発行手続きについてはP44をご覧ください。

保育施設入園待機証明書（抜粋）

保育施設入園待機証明書

児童の氏名	姓 太郎
児童の生年月日	令和5年1月25日
希望する施設の名	第1希望 なかぎのこども園 第2希望 ななつこども園 第3希望 ひくまのこども園 第4希望 むすびのこども園 第5希望 まつばのこども園 第6希望 越前のかみかきこども園 第7希望 くらげのこども園
申請日	令和5年4月12日

上記の児童は、令和5年4月12日現在、上記の施設に入園を希望している旨を記載しました。なお、当該児童の保育施設（希望）の入園が決定している旨は記載していません。

【備考】本証明書の記載
☐ 無
☒ 有
 内定辞退の有無について、記載する必要があります。

保育施設名	保育施設名	保育施設名	保育施設名	保育施設名	保育施設名
保育施設名	保育施設名	保育施設名	保育施設名	保育施設名	保育施設名

保留通知・待機証明書について

入園できなかった場合は、申込み初月のみ（4月は一次・二次の2回）「保育施設入園保留通知」を郵送します。その後も認可保育施設に入園できていない旨の証明が必要な場合は、「保育施設入園待機証明書」を発行します。発行手続きについてはP44をご覧ください。

5. 利用申込み後（待機中）の手続きについて

「保育施設入園保留通知」に同封されている「今後の利用申込に関するご案内」を必ずご覧ください。

市外へ転出する場合

市外へ転出する場合は、申込みを継続することができないため、「【第4号様式】教育・保育給付認定申請取下書」をご記入いただき、「支給認定証」を同封のうえ、保育相談センターに郵送してください。

申込み内容変更に関する手続き（教育・保育給付認定の変更を伴わない場合）

申込み時と状況が変わった場合には P42 の締切日までに、下表の必要書類をそろえ、専用封筒に入れて保育相談センターに郵送（締切日当日消印有効：P48 参照）またはオンライン申請（締切日 23 時 59 分までの申請有効：P42 参照）してください。追加提出書類受付期間内に提出された書類を基に選考します。

複数年度の申込みをしている場合は、封筒または書類の欄外にいつの申込み分の変更であるか必ず記入してください。なお、オンライン申請は令和 7 年度の申請は対応していません。

状況		必要な手続きや必要書類
就労状況の変更	勤務先、就労時間や就労日数が変わった	就労証明書
	父母のどちらかが単身赴任することになった	
申込児童の保育状況	認証保育所・認可外保育施設・事業所内保育事業（従業員枠）・企業主導型保育事業の利用を開始した	様式③保育状況申告書 + 入所契約書の写し または 様式④在籍（入園予定）証明書
	親族に保育をしてもらうようになった	様式③保育状況申告書 + 【親族が市外の場合】 保育を行う親族の身分証明書（住所地在記載されているページ）の写し
	同伴就労を開始した	様式③保育状況申告書
	認定こども園（幼稚園機能）・幼稚園の利用を開始した	必ず保育相談センター（☎053-457-2833）にご連絡ください
関与する児童休業に	育児休業を延長した	様式⑤育児休業取得証明書
	育児休業を短縮し、職場復帰した	
	出産予定の児童の申込みをし（4 月に限る）、その後、育児休業を開始した	
	入園選考順位の変更（① → ②、② → ①）をしたい	育児休業の延長に伴う入園選考順位に関する変更届
その他	同居家族（住民票上の同世帯）の中に新たに障害者手帳や療育手帳等を取得した方がいる	障害者手帳または療育手帳等（氏名・等級・有効期限が分かるページ）の写し
	下の子の妊娠が判明した	親子健康手帳（母子健康手帳）（表紙と分娩予定日が分かるページ）の写し
	在園児下の子の優先利用状況を変更した	必ず保育相談センター（☎053-457-2833）へご連絡ください
	生活保護を受給するようになった	生活保護証明書の写し
	課税資料が手元にそろった	令和 7 年度市区町村民税（非課税）課税証明書等（P16 参照）
	申込児童に集団保育の必要があるとの医師や専門家の所見がある	診断書または意見書（任意の様式）
	希望園・きょうだい区分を変更したい	P11 をご覧ください

申込み内容変更に関する手続き（教育・保育給付認定の変更を伴わない場合） のオンライン申請

●オンライン申請できる方の条件

- ・ 令和8年度浜松市の認可保育施設に申込中（転園申込みも含む）であること
 ※令和7年度分の申請をしたい場合は別途郵送での手続きが必要となります。
 ※認可保育施設に内定・入園している方はオンライン申請の対象外です。手続き方法についてはP45・P46をご覧ください。
- ・ アプリを使用して申請者（保護者）のマイナンバーカードの電子署名を利用できること
 ※電子署名の有効期限が過ぎている場合は利用できません。

●オンライン申請に必要なもの

- ・ 電子署名（署名用電子証明書）が有効な申請者（保護者）のマイナンバーカード
- ・ 署名用電子証明書 暗証番号（英数字6桁以上）
- ・ NFCまたはFelicaに対応したスマートフォン
- ・ 電子証明を使用するためのアプリのダウンロード
- ・ 追加提出したい書類の鮮明な写真またはデータ

オンライン申請は
こちらから



オンライン申請の
よくある質問は
こちらから



《追加提出書類受付期間一覧表》

変更適用月		教育・保育給付認定変更締切日	
令和8年	5月	令和8年	4月 3日(金)
	6月		5月 7日(木)
	7月		6月 3日(水)
	8月		7月 3日(金)
	9月		8月 5日(水)
	10月		9月 3日(木)
	11月		10月 5日(月)
	12月		11月 5日(木)
令和9年	1月		12月 3日(木)
	2月	令和9年	1月 6日(水)
	3月		2月 3日(水)

教育・保育給付認定変更に関する手続き

申込み時の認定内容に変更が生じた場合は、下表の締切日までに「【第6号様式】教育・保育給付認定変更申請書」に必ず「支給認定証（変更前の内容が記載されたもの）」と下記の必要書類をそろえ、専用封筒に入れて保育相談センターに郵送（締切日当日消印有効：P48 参照）してください。

複数年度の申込みをしている場合は、封筒または書類の欄外にいつの申込み分の変更であるか必ず記入してください。

変更内容		必要書類
事由 保育の 変更 必要	「求職中だったが就労先が決まった」 「仕事を辞め、求職活動をしている」 等保育を必要とする事由が変わった	新たに保育を必要とすることが分かる証明書類（就労証明書等）（P14 参照）
間標 の準 変更・短 時	就労時間や勤務日数に変更になったため、保育標準時間認定・保育短時間認定の変更をしたい	就労証明書
世帯 状況 の変 更	離婚・別居（住民票が別）が成立した	なし
	離婚調停を開始し、別居（住民票が別）をするようになった	離婚調停中であることが分かる裁判所の書類
	婚姻・養子縁組をした	新しく世帯に追加となった方の保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）（P14 参照）

《待機中における教育・保育給付認定変更受付期間一覧表》

変更適用月		教育・保育給付認定変更締切日
令和8年	5月	令和8年 4月 3日(金)
	6月	5月 7日(木)
	7月	6月 3日(水)
	8月	7月 3日(金)
	9月	8月 5日(水)
	10月	9月 3日(木)
	11月	10月 5日(月)
	12月	11月 5日(木)
令和9年	1月	12月 3日(木)
	2月	令和9年 1月 6日(水)
	3月	2月 3日(水)

専用封筒・書類のダウンロードはこちらから



その他の手続きについて

●支給認定証の再発行について

支給認定証を紛失し、再発行が必要な場合には「【第 8 号様式】支給認定証再交付申請書」にご記入のうえ、保育相談センターに郵送してください。「【第 8 号様式】支給認定証再交付申請書」の様式は子育て情報サイト「ぴっぴ」からダウンロードできます。再交付申請書の到着後、「支給認定証」を郵送します。

●保育施設入園待機証明書の発行について

利用開始希望月の翌月以降に待機していることの証明が必要な場合には、「保育施設入園待機証明書」が発行できます。証明書が必要な場合、「保育施設入園保留通知」に同封されている「保育施設入園待機証明書発行依頼書」をご記入のうえ、保育相談センターに郵送してください。各月の入所選考が終わってから「保育施設入園待機証明書」を郵送します。「保育施設入園待機証明書発行依頼書」の様式は子育て情報サイト「ぴっぴ」からもダウンロードできます。

なお、窓口での交付を希望される場合は、各月の入所選考が終わってからの発行（証明月の前月 20 日頃）となりますので、事前に保育相談センター（☎053-457-2833）にご連絡ください。

●申込みの必要がなくなった場合

保育の必要がなくなった場合等、認可保育施設への申込みを取下げする場合には、「保育施設入園保留通知」に同封されている「【第 4 号様式】教育・保育給付認定申請取下書」に記入し、「支給認定証」を同封のうえ、保育相談センターに郵送してください。「【第 4 号様式】教育・保育給付認定申請取下書」の様式は子育て情報サイト「ぴっぴ」からもダウンロードできます。

※追加書類の提出方法の詳細については P48 をご覧ください。

（郵送先）

〒430-8652

浜松市中央区元城町 103 番地の 2

浜松市役所 幼保支援課

保育相談センター

郵送の宛先は

浜松市中央区元城町の浜松市役所

となります

※中央区鍛冶町のザザシティには送らないでください

専用封筒・書類のダウンロードはこちら



6. 内定・入園後について

【問い合わせ先】 幼保支援課 入所管理グループ TEL:053-457-2867

ならし保育について

入園当初、お子さまの集団保育への適応などを目的として、ならし保育をする場合があります。見学または面接の際に各認可保育施設にご相談ください。

育児休業中の方が認可保育施設に入園できた場合は、必ず入園月中に復職してください。ただし、勤務先の都合等により、月初に復職しなければならない場合は入園月翌月の1日までに復職してください。

併せて既に提出している書類の育児休業取得期間が変更となる場合は、「**様式⑤**育児休業取得証明書」の記入を勤務先に依頼し、取得期間欄に変更後（入園月翌月の1日までの復職）の期間が記入されていることを確認のうえ、入園月の前月末までに専用封筒に入れ、幼保支援課に**郵送**（締切日当日消印有効）してください。提出方法の詳細についてはP48をご覧ください。

様式⑤育児休業取得証明書（抜粋） 例：令和8年4月に入園する場合

勤務者氏名	浜松 花子	
勤務者生年月日	昭和 63 年 11 月 15 日	
勤務者の住所	浜松市中央区元城町103-2 コーポハママツ101	
育児休業期間	令和 7 年 7 月 1 日 から 令和 8 年 4 月 20 日 まで	
育児休業の対象となる児童情報	氏名	浜松 二郎
	生年月日	令和 7 年 5 月 5 日

退園となる場合

①市外へ転出する場合

入園後、市外へ転出する場合は、転出した日の属する年度末までは、転出先の市区町村において教育・保育給付認定申請及び利用申込みを行った上で、利用調整を経ずに広域入所での継続利用が可能です。翌年度以降も引き続き利用を希望する場合は、同様に転出先の市区町村において教育・保育給付認定申請及び利用申込みが必要となりますが、あらためて利用調整（選考）を行うため、継続利用できない場合もあります。

②1か月のうち1日も登園しなかった場合（里帰り出産が理由の場合は、2か月のうち1日も登園しなかった場合）

③求職活動等の認定期間が満了になる場合

退園の手続きについて

退園を希望する場合は、退園月の10日までに利用施設へ申し出をし、退園届等を提出してください。

利用施設の変更（転園）を希望する場合

あらためて利用調整（選考）を行うため、新規の申込者と同様に申請書類をそろえていただき、転園希望月の申請書類受付期間内（P10 参照）に申込書類一式を保育相談センターに郵送してください。利用調整（選考）に当たっては、新規の申込者を優先しますのでご了承ください。また、転園後は元の認可保育施設には戻れませんのでご注意ください。

育児休業中の認可保育施設の利用について

在園中に生まれた下の子の育児休業期間中に認可保育施設を利用することは可能です。ただし、育児休業を開始したら、「**様式⑤**育児休業取得証明書」を幼保支援課または利用施設へ提出してください。

教育・保育給付認定内容の変更をしたい場合

入園後、認定内容に変更が生じた場合（変更を希望する場合）には、変更申請の手続きが必要となります。変更する際は、下表の締切日までに「【第6号様式】教育・保育給付認定変更申請書」に必ず「支給認定証（変更前の内容が記載されたもの）」と下記の必要書類をそろえ、専用封筒に入れて幼保支援課に郵送（締切日当日消印有効）してください。提出方法の詳細についてはP48を参照してください。

変更内容		必要書類
保育の必要 事由変更	「求職中だったが就労先が決まった」 「仕事を辞め、求職活動をしている」 等保育を必要とする事由が変わった	新たに保育を必要とすることが分かる証明書類（就労証明書等）（P14 参照）
標準・短時間 の変更	就労時間や勤務日数に変更になったため、保育標準時間認定・保育短時間認定の変更をしたい	就労証明書
	通勤・送迎距離を理由に保育標準時間認定・保育短時間認定の変更をしたい	なし
世帯状況 の変更	離婚・別居（住民票が別）が成立した	なし
	婚姻・養子縁組をした	新しく世帯に追加となった方の保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）（P14 参照）

《入園後における教育・保育給付認定変更受付期間一覧表》

変更適用月		教育・保育給付認定変更締切日	
※ 令和8年	4月	令和8年	3月12日(木)
	5月		4月13日(月)
	6月		5月12日(火)
	7月		6月12日(金)
	8月		7月13日(月)
	9月		8月12日(水)
	10月		9月14日(月)
	11月		10月13日(火)
	12月		11月12日(木)
	令和9年 1月		12月14日(月)
	2月	令和9年	1月12日(火)
	3月		2月12日(金)

※4月入所内定者については令和8年3月12日（木）までに認定変更を行うと4月から適用されます

例：保育短時間から標準時間の変更を令和8年5月12日に行った → 6月から標準時間に変更
保育標準時間から短時間の変更を令和8年5月13日に行った → 7月から短時間に変更

専用封筒・書類
のダウンロード
はこちらから



在園児下の子の優先利用について

在園児下の子とは…上の子の在園中に生まれたお子さまのことで、原則、上の子の在園中に限りきょうだい枠で優先入園できます。

＜育児休業制度のある方＞

浜松市の認可保育施設においては、下の子の育児休業取得期間中は、在園中のお子さまの継続利用を認めています。また、下の子が原則 1 歳まで（職員の配置等で施設への受入れが困難な場合や特別な事情がある場合に限り最長 1 歳 6 か月まで）に育児休業を終了して復職するために同じ施設に入園を希望する場合は、優先入園を適用としています。両親が同時に育児休業を取得しても構いませんが、下の子が入園する月中にどちらも復職する必要があります。ただし、勤務先の都合等により、月初に復職しなければならない場合は入園月翌月の 1 日までに復職してください。なお、下の子が 1 歳を過ぎて（職員の配置等で施設への受入れが困難な場合や特別な事情がある場合に限り最長 1 歳 6 か月まで）入園する場合は、利用調整（選考）となります。

＜育児休業制度のない方（就労事由以外（疾病事由等）の方を含む）＞

育児休業の制度のない職場等に就労している方や疾病事由等の就労事由以外の方で、育児休業の該当児童になり得る下の子が生後 6 か月になる日の翌月までに復職・同じ施設に入園を希望する場合も優先入園を適用としています。また、その期間内に復職・入園しない場合は、在園中の上の子の継続利用はできなくなります。

＜2 歳児までを預かる施設として申請・届出がされた施設に在籍している方＞

2 歳児までを預かる施設として市に申請・届出をした事業所内保育事業（認可）の従業員枠又は院内・事業所内保育施設（認可外）に在籍している下の子が、受託年齢満了（卒園）により上の子と同じ施設に入園希望する場合も優先入園を適用としています。

※上の子の在園中にご出産された場合、入園希望月等についてお早めに在園している認可保育施設へご相談ください。

※地域型保育事業については、定員に空きがある場合に限り下の子の優先入園を適用としています。

※3 人きょうだいで、1 人目のお子さまと 2 人目のお子さまがそれぞれ別の認可保育施設を利用している場合は、3 人目のお子さまは 2 人目のお子さまが利用している認可保育施設への優先入園を適用としています。

※優先入園が適用となる下の子の申込みに関する書類は、ご利用の認可保育施設経由でお渡しします。申込み書類の提出についてもご利用の認可保育施設へお願いします。

※下の子が 1 歳を過ぎて 1 歳 6 か月までに入園する場合、育児休業給付の取得・給付の延長に必要な保留通知又は待機証明書（以下「保留通知等」という）は原則発行されません。保留通知等がなくても育児休業の取得・延長が可能かあらかじめ勤務先にご確認ください。なお、施設側の都合により、1 歳を過ぎての入園となる方は、保留通知等の発行の調整を行う場合がありますので、**幼保支援課 入所管理グループ（☎053-457-2867）**にご連絡ください。

※在園児下の子として優先入園できる児童が、その他の施設に入園申込みができるのは、在園児下の子優先入園を辞退した場合に限ります。その他の施設に入園申し込みを希望する方は、在園している施設に「在園児下の子優先入園辞退申出書」をご提出ください。ただし、「在園児下の子」として入園した後に、転園の申し込みをすることは可能です。

※上の子が転園申込みをしていて在園児下の子の優先利用の状況が変わった（権利を放棄した、入園時期を変更した等）場合は必ず**保育相談センター（☎053-457-2833）**にご連絡ください。

7. 追加書類の提出方法について

利用申込み後、教育・保育給付認定内容の変更手続き等、追加で書類を提出する場合には以下の手順の通り専用封筒をご準備の上、書類等を封入して幼保支援課に郵送してください。

※専用封筒は申込書類一式が入った封筒に入れてあります。

【専用封筒作成手順】

- ① 子育て情報サイト「ぴっぴ」から
専用封筒をダウンロードし、印刷する

専用封筒ダウンロード
はこちらから



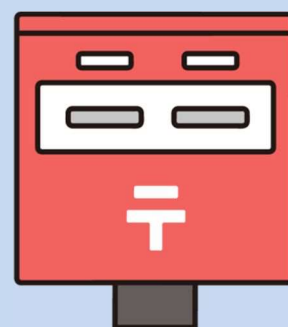
- ② 印刷した用紙を加工し、
封筒を作成する

※お手元の封筒を利用する
場合には、封筒の表に以下の
ように「宛先」および「内定・
在園中または申込中」とご記
入ください

- ③ 「内定・在園中」または「申込中」
に☑を入れ、差出人情報を記入し、切手
を貼る

定型封筒【参考】
50 g 以内 = 110 円
※令和 7 年 10 月 1 日現在

- ④ ポストへ投函（締切日当日消印有効）
※締切日はポストの取集時間に
注意！



副食費の免除判定【3～5歳児クラス】について

【問い合わせ先】 幼保支援課 入所管理グループ TEL:053-457-2867

利用者負担（保育料）

認可保育施設の運営に必要な経費は、国と県と市による公費負担と、市区町村民税所得割課税額に応じて保護者の皆様にご負担いただく利用者負担（保育料）で賄うこととなっています。（保育士の人件費等に充てられます。）

利用者負担（保育料）は、国が定める上限額の範囲内で市が設定することとなっています。浜松市では、保護者のご負担を軽減するために、国が定める利用者負担（保育料）の上限額よりも低く設定した利用者負担（保育料）としています。

認可保育施設で児童を保育するには、児童の処遇向上や保育内容の充実などに多くの経費が必要となります。（保育料表はP52をご覧ください。）

※保育料には延長保育料は含まれません。その他、施設が設定する実費負担金等がかかる場合があります。
(例：教材費、園服、体操服 等)

利用者負担（保育料）決定・副食費の免除判定方法

認可保育施設の利用者負担（保育料）・副食費の免除判定は、児童の父母等、保護者の市区町村民税所得割課税額及び児童の４月１日の前日の年齢（学年齢）、教育・保育給付認定区分、きょうだいの状況等によって決まります。なお、保護者（父母等）の月当たりの総収入が標準基準額を下回った場合、同居している祖父母等のいずれか収入の高い方が保育料算定の対象となる場合があります。

市民税所得割課税額（利用者負担（保育料）算定・副食費の免除判定の対象となる税額）

$$= \text{市民税所得割額 (税額控除前)} - \text{調整控除額} - \text{税額調整措置額} \times \text{該当者のみ}$$

$$- \text{定額減税額} \times \text{該当者のみ}$$

利用者負担（保育料）算定には、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除等を反映させません。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)														
所得	給与収入			主たる給与以外	給与所得区分	富農等	富農等	富農等	富農等	富農等	富農等	富農等	富農等	富農等
	給与所得			その他の所得計										
					総所得金額①									
所得控除	雑損			医療費										
	社会保険料			地震保険料										
					所得控除合計②									
(摘要) 市住宅控除額 円 県住宅控除額 円 市寄附控除額 円 県寄附控除額 円 定額減税(個人住民税減額控除除額) 円 控除外額 円 (お知らせ) 市民税・県民税の均等割額が引き上げられました。 裏面をご覧ください。														

★総所得③に記載された課税総所得金額×0.06 が、保育料算定上の市民税所得割課税額（税額控除前）の目安となります。

※分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

※定額減税の対象になる場合は、該当となる額を反映させて計算します。

市区町村民税課税年度による切替え

4月から8月までの利用者負担（保育料）は前年度分、9月以降は当年度分の市区町村民税所得割課税額により決定するため、年度内に利用者負担（保育料）が変更になる場合があります。

保育料 適用期間	令和8年									令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
課税年度	令和7年度					令和8年度						

＊令和8年度において、2歳児クラスのお子さま（令和5年4月2日生まれから令和6年4月1日生まれまでの子）が3歳の誕生日を迎えた場合には、年度途中で3号認定から2号認定に変更となりますが、**令和8年度中（令和9年3月まで）は3号認定の区分の利用者負担（保育料）が適用**となります。

利用者負担（保育料）・副食費の免除判定の変更

算定の基礎となった市区町村民税の修正や更正があった場合、利用者負担（保育料）が変更となる場合があります。変更となった場合、適用期間の開始月 （ただし同一年度内に限る） に遡って利用者負担（保育料）・副食費の免除判定を変更し、料金の追加徴収または返還をさせていただきます。

※結婚や離婚等により家族構成に変更があった場合にも、利用者負担（保育料）が変更となる場合があります。

きょうだいがいる場合の利用者負担（保育料）軽減

令和6年9月から、利用者負担（保育料）のきょうだいの状況等による軽減方法（きょうだいのカウント方法）が変わりました。

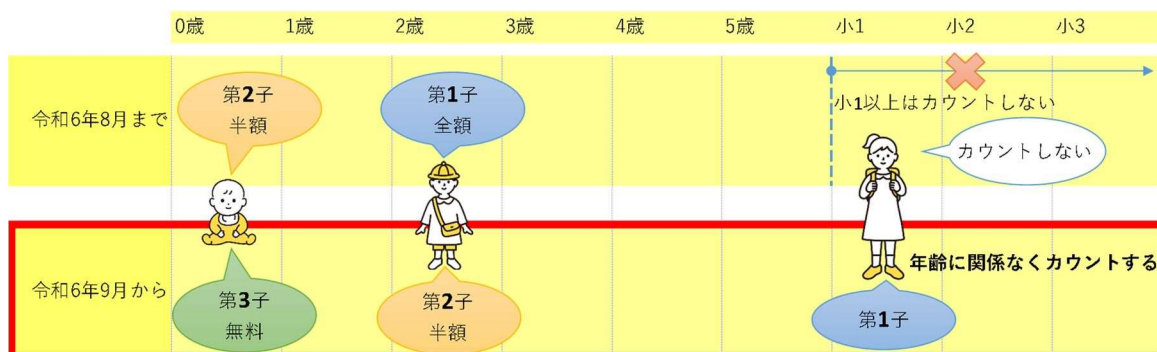
これまで市区町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯（ひとり親世帯等については77,101円以上の世帯）について、小学校就学前の範囲内に認可保育施設に通っている子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントしておりましたが、令和6年9月からは全ての世帯において年齢に関わらず、生計を一にする（※）お子さまが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントします。

※生計を一にする

必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」として取り扱います。

備 考

就学、療養等の都合上、別居しているきょうだいや、令和8年4月1日の前日の年齢が18歳以上の生計を一にするきょうだいがいる場合は、「多子世帯の利用者負担額に関する申出書」に健康保険証の写しなど扶養していることがわかるものを添付のうえご提出ください。



幼児教育・保育の無償化について(3歳～5歳児クラス)※1号認定利用児童を除く

利用者負担(保育料)

3歳児～5歳児クラスは無償(0円)です。

副食費

3歳児～5歳児クラスの給食費のうち副食費について、一部の世帯は副食費が免除となります。
免除対象者には市から副食費免除決定通知書を交付します。

【免除対象】

- ・保護者(児童の父母等)の市区町村民税所得割課税額が57,700円未満
(ひとり親世帯等の場合、77,101円未満)
- ・第3子以降(小学校就学前までの子どもをカウントします)

※副食費の免除の有無に関するきょうだいのカウント方法はこれまでと変わりません。

その他の軽減について

以下に該当する方は、下記の書類を提出すると利用者負担(保育料)及び副食費の免除判定が変更となる場合があります。

世帯状況		必要書類
生活保護世帯の方		生活保護証明書の写し
お子さまと住民票上同一世帯の方のうち	障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を所持している方	手帳の写し
	国民年金の障害基礎年金を受給されている方	年金証書または振込通知書の写し
	特別児童扶養手当の対象児童	受給通知書の写し

保育料表の見方

【参考】 令和7年度 2号・3号認定利用者負担額(保育料)

保育料表(抜粋)

(単位:円/月)

階層	区分 4月1日の前日の年齢(学年齢)となります→		保育標準時間		保育短時間	
			3号	2号	3号	2号
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護世帯		0	0	0	0
2	市民税非課税世帯	21 ひとり親世帯等	0	0	0	0
		22 その他の世帯	0	0	0	0
			0	0	0	0
3	市民税所得割非課税世帯	31 ひとり親世帯等	3,000	0	3,000	0
			0	0	0	0
		32 その他の世帯	8,100	0	7,900	0
			3,600	0	3,500	0
4	24,300円未満	41 ひとり親世帯等	3,400	0	3,400	0
			0	0	0	0
		42 その他の世帯	11,400	0	11,200	0
			5,100	0	5,000	0
5	24,300円以上 48,600円未満	51 ひとり親世帯等	3,900	0	3,800	0
			0	0	0	0
		52 その他の世帯	13,200	0	12,900	0
			5,900	0	5,800	0

例: 2歳児クラス(第1子)・保育標準時間利用で

父親の所得割額 20,000円・母親の所得割額 10,000円の場合

父親の所得割額 20,000円+母親の所得割額 10,000円=30,000円 (保護者合算)

市民税所得割額 30,000円は第5階層になり、5階層の「52 その他の世帯」に記載のある金額を確認。

この場合、保育料は1か月当たり 13,200円となります。

※上下2段に分かれた保育料各欄の下段は、第2子の保育料となり、第3子以降は無料となります。

きょうだいのカウント方法についてはP50をご覧ください。

【参考】

令和7年度 2号・3号認定利用者負担額(保育料)

(単位:円/月)

階層	区分 4月1日の前日の年齢(学年齢)となります→			保育標準時間		保育短時間		
				3号	2号	3号	2号	
				3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
1	生活保護世帯			0	0	0	0	
2	市民税非課税世帯	21	ひとり親世帯等	0	0	0	0	
		22	その他の世帯	0	0	0	0	
				0	0	0	0	
3	市民税所得割 非課税世帯	31	ひとり親世帯等	3,000	0	3,000	0	
				0	0	0	0	
		32	その他の世帯	8,100	0	7,900	0	
				3,600	0	3,500	0	
4	市	24,300 円未満	41	ひとり親世帯等	3,400	0	3,400	0
					0	0	0	0
			42	その他の世帯	11,400	0	11,200	0
5,100	0	5,000			0			
5	市	24,300 円以上 48,600 円未満	51	ひとり親世帯等	3,900	0	3,800	0
					0	0	0	0
			52	その他の世帯	13,200	0	12,900	0
5,900	0	5,800			0			
6	市	48,600 円以上 60,700 円未満	61	ひとり親世帯等	4,400	0	4,300	0
					0	0	0	0
			62	その他の世帯	15,500	0	15,200	0
6,900	0	6,800			0			
7	市民税	60,700 円以上 72,800 円未満	71	ひとり親世帯等	4,900	0	4,800	0
					0	0	0	0
			72	その他の世帯	17,800	0	17,500	0
8,000	0	7,800			0			
8	所得割	72,800 円以上 77,101 円未満	81	ひとり親世帯等	5,400	0	5,300	0
					0	0	0	0
		72,800 円以上 84,900 円未満	82	その他の世帯	20,100	0	19,800	0
9,000	0				8,900	0		
9	市	84,900 円以上 97,000 円未満			22,500	0	22,200	0
					10,100	0	9,900	0
10	市	97,000 円以上 121,000 円未満			26,100	0	25,700	0
					13,000	0	12,800	0
11	市	121,000 円以上 145,000 円未満			29,700	0	29,300	0
					14,800	0	14,600	0
12	市	145,000 円以上 169,000 円未満			33,300	0	32,900	0
					16,600	0	16,400	0
13	市	169,000 円以上 235,000 円未満			41,000	0	40,400	0
					20,500	0	20,200	0
14	市	235,000 円以上 301,000 円未満			48,800	0	48,000	0
					24,400	0	24,000	0
15	市	301,000 円以上 349,000 円未満			56,400	0	55,500	0
					28,200	0	27,700	0
16	市	349,000 円以上 397,000 円未満			64,000	0	63,000	0
					32,000	0	31,500	0
17	市	397,000 円以上			73,600	0	72,400	0
					36,800	0	36,200	0

注)

- 1 利用者負担(保育料)各欄の下段は、生計を一にするきょうだいがいる場合の第2子の利用者負担(保育料)で、第3子以降は0円です。
- 2 2～8階層における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯(同居親族がいる場合などは対象外となります)、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯(いずれも児童と同じ住民票上の世帯に限る)、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯(いずれも児童と同じ住民票上の世帯に限る)を指します。
- 3 里親制度、児童養護施設をご利用されている場合の保育料は、幼保支援課 入所管理グループ(☎053-457-2867)へお問合せください。

※ 国の制度改正に伴い、平成30年度から政令指定都市における個人住民税所得割の標準税率が【市民税6%:県民税4%】から【市民税8%:県民税2%】に変更となりました。しかしながら、保育料につきましては変更前の税率(6%)を用いて計算します。

9. 利用者負担（保育料）の納付方法について

【問い合わせ先】 幼保支援課 事業グループ TEL:053-457-2118

私立認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業

利用者負担(保育料)は施設へのお支払いとなります。支払い方法や納期限は、施設へお問い合わせください。

市立認定こども園・保育所

利用者負担(保育料)は市へのお支払いとなります。支払い方法は、口座振替又は納付書による支払いのどちらかを選択できます。納期限は次のとおり、当月の末日（末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日）です。

月分	納期限（口座振替日）	月分	納期限（口座振替日）
4月分	令和8年 4月 30日(木)	10月分	11月 2日(月)
5月分	6月 1日(月)	11月分	11月 30日(月)
6月分	6月 30日(火)	12月分	令和9年 1月 4日(月)
7月分	7月 31日(金)	1月分	2月 1日(月)
8月分	8月 31日(月)	2月分	3月 1日(月)
9月分	9月 30日(水)	3月分	3月 31日(水)

《保育料の支払い方法》

・納付書による支払いを希望する場合

毎月、園を經由して納付書をお渡しします。金融機関の窓口でお支払いください。

・口座振替による支払いを希望する場合

入園決定の通知の際に同封する「口座振替納付依頼書」に必要事項をご記入いただき、下記金融機関のうち預金口座のある金融機関の窓口で、申込み手続きをしてください。楽天銀行は、ウェブサイトからの手続きとなります。

なお、原則、月の25日まで（25日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日）に手続きされた場合には、翌月分の利用者負担（保育料）から口座振替を開始します。手続きが間に合わなかった場合には納付書による支払いとなりますので、金融機関の窓口で直接お支払いください。

例：令和8年3月21日に手続き完了 → 4月分の保育料から振替開始

令和8年3月27日に手続き完了 → 5月分の保育料から振替開始

※年度末、年度初め、ゴールデンウィーク、年末年始については、期限直前の申込みでは翌月分の保育料の口座振替に間に合わない場合がありますので、できるだけ早めにお申込みください。

※「口座振替納付依頼書」は金融機関の窓口にはありませんのでご注意ください。必要な方は幼保支援課 事業グループ（☎053-457-2118）にご連絡ください。

※領収書は発行しませんので、通帳の記帳をもって領収とさせていただきます。

※納付書払いから口座振替に切替える場合も、上記「口座振替による支払いを希望する場合」のとおりに手続きを行ってください。

《口座振替の手続きが可能な金融機関》

区分	金融機関名称
銀行	静岡・みずほ・三井住友・三菱UFJ・スルガ・清水・あいち・名古屋・静岡中央・りそな※・ゆうちょ※・楽天（ウェブ申込）※
信託銀行	みずほ※
信用金庫	浜松磐田・遠州
その他	静岡県労働金庫・とびあ浜松農協・遠州中央農業協同組合・三ヶ日町農業協同組合・東日本信用漁業協同組合連合会

※りそな銀行・ゆうちょ銀行・楽天銀行・みずほ信託銀行では納付書によるお支払いはできません。

10. 一時預かり事業（一時保育）について

※令和7年度の事業内容を掲載しています。

【問い合わせ先】 幼保支援課 事業グループ TEL：053-457-2118

一時預かり事業（一時保育）とは

- ・保護者の断続的な労働や急病などでお子さまを保育できない場合、または保護者が育児に負担を感じリフレッシュしたい場合に、一時的に認定こども園や保育所、地域型保育事業でお子さまを預かり、保育します。
- ・該当年齢クラスに空きがないなどの理由により、お預かりできない場合もあります。

利用できる対象児童

- ・保護者の短時間・断続的労働、職業訓練、就学等により、原則として週3日以内で家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
- ・保護者の災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
- ・保護者の育児等に伴う心理的・身体的負担を解消する等の理由により一時的に保育が必要となる児童
- ・障がい等があり、集団生活に慣れさせるために保育を必要とする児童

※認定こども園（保育所機能）、保育所、小規模保育事業又は事業所内保育事業を利用しているお子さんのご利用はできません。

※ひと月に複数園での一時預かり事業（一時保育）のご利用はできません。ただし、自主事業で実施している認可外保育施設等の一時預かりは併用可能です。

実施施設

認定こども園・保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業（一部の施設を除く）

令和7年度利用料および副食費 1人1回当たり

年齢区分	利用時間	利用料	副食費
0～2歳児	4時間未満	1回 1,200円	—
	4時間以上	1回 2,000円	—
3～5歳児	4時間未満	1回 500円	日額 200円
	4時間以上	1回 800円	

※市区町村民税非課税世帯等の児童は利用料および副食費の免除制度があります。

※年齢区分は、当該年度4月1日の前日の年齢による区分です。

利用申込み

- ・利用する際は、あらかじめ希望する施設に申込みをしてください。

※施設の状況等により、受入れができない場合があります。

その他施設での一時預かり事業（一時保育）

- ・認可外保育施設などでも、一時預かり事業（一時保育）を実施している場合がありますので、各施設に直接お問い合わせください。

詳しいご案内は
こちらから



利用空き状況は
こちらから



11. 病児・病後児保育について

※令和7年度の事業内容を掲載しています。

【問い合わせ先】 幼保支援課 企画・制度グループ TEL：053-457-2827

利用できる対象児童

- ・保護者が市内に住所を有する乳幼児または小学校に就学している児童
- ・病気または病気の回復期にあって、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭での保育が困難な児童

病後児保育室利用時の病気の回復期について

- 1) 乳幼児が日常かかる病気（かぜ、消化不良など）…急性期を経過した後
- 2) 伝染病疾患（はしか、風しん、麻しんなど）……急性期を経過し伝染の可能性がなくなってから
- 3) 喘息など慢性疾患………発作がおさまってから
- 4) 骨折など外傷性疾患………症状が固定してから

利用期間

原則、連続7日以内

令和7年度利用料および副食費 1人1日当たり

年齢区分	利用料	副食費
0～2歳児	日額 1,500円	—
3～5歳児	日額 1,300円	日額 200円

※市区町村民税非課税世帯等の児童は利用料および副食費の免除制度があります。

開所日・利用時間

直接、下表実施施設へお問い合わせください。

利用登録

利用する可能性のある人は、事前に下表実施施設で利用登録をする必要があります。

登録時には「病児・病後児保育施設等利用登録兼児童票」が必要となります。

※上記の書類は、幼保支援課、各実施施設で受け取ることができます。

また、子育て情報サイト「ぴっぴ」からダウンロードすることができます。

利用申込み

利用する日の前日までに、希望する施設に予約してください。

なお、利用に際しては、以下の書類が必要となります。

【必要書類】

- ・医師連絡票
- ・保護者からの病状連絡票

※上記の書類は、幼保支援課、各実施施設で受け取ることができます。

また、子育て情報サイト「ぴっぴ」からダウンロードすることができます。

※実施施設によっては、その他の書類が必要となる場合がありますので、提出書類については、直接、施設にご確認ください。

【令和7年度実施施設一覧】

	区	区分	定員	施設名	所在地	電話番号
1	中央区	病児・病後児	4人	中央ながかみこども園	中島二丁目7-8	581-7677
2		病児・病後児	6人	病児・病後児保育 みつばち第2保育園	和地山一丁目12-32	522-9088
3		病後児	4人	聖隷こども園めぐみ	和合町555-1	401-1212
4		病児・病後児	4人	みどり保育園	有玉西町1222	424-9333
5		病児・病後児	4人	みつばち保育園	瓜内町844-3	444-3282
6		病後児	4人	聖隷こども園わかば	根洗町645-1	437-0822
7	浜名区	病児・病後児	6人	桜町クリニック	道本28-3	585-3230

書類のダウンロード
はこちらから



12. こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

※令和7年度の事業内容を掲載しています。

【問い合わせ先】幼保支援課 企画・制度グループ TEL:053-457-2827
給付グループ TEL:053-457-2826

「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」とは

全てのこどもの育ちを応援し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

（実施期間：令和7年4月～令和8年3月）

利用対象者

次のいずれにも該当する利用認定を受けたこども

- ・浜松市内に在住している
- ・生後6か月から満3歳未満である
- ・幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通っていない

実施施設

市内の保育施設等 48 施設

（認定こども園、保育所、私立幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業）

※実施施設一覧、施設ごとの受入可能枠については子育て情報サイトぴっぴをご覧ください。

利用日数・時間

- ・1か月にこども1人あたり5回まで（最大10時間）
- ・利用可能時間は、原則1日1回（2時間）

※こどもの発達状況等に応じ、連続して2回（4時間）までの利用が可能です。

- ・利用可能枠は、1回2時間の枠（9:00～11:00、13:00～15:00等）を各施設で設定しています。

※2時間または4時間を超えて利用した場合や同月5回を超えて利用した場合は、追加で一時預かり事業（一時保育）の利用料が発生します。

利用料

1回あたり600円

※食事やおやつを提供、制作活動の実施等により実費を徴収する場合があります。

※市民税非課税世帯などの要件に該当する場合は、利用料の免除制度があります。

利用までの流れ

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 利用認定申請 | 子育て情報サイトぴっぴのオンライン申請のバナーから申請する。 |
| (2) 予約専用システムの登録 | 認定後、予約専用システムの利用者アカウント用IDと初期パスワードがメールにて送付される。 |
| (3) 事前面談申請 | 予約専用システムへログインし、利用を希望する施設へ事前面談の申請をする。※初回利用時のみ |
| (4) 利用予約 | 予約専用システムへログインし、利用を希望する施設を予約する。 |
| (5) 利用開始 | 予約した施設を利用する。
(初回利用時など、必要に応じて親子通園が可能) |

詳しいご案内は
こちらから



利用料免除制度

下記に該当する場合は、利用料の免除を受けることができます。

※昼食費や教材費等の利用料以外の費用は免除対象外です。

- ・生活保護世帯
- ・利用する日の属する年度（利用する日が4月から8月までの間にあっては前年度）の市区町村民税非課税世帯の児童
- ・利用する日の属する年度（利用する日が4月から8月までの間にあっては前年度）の市区町村民税所得割額77,101円未満の世帯

13. F A Q（よくあるご質問）



利用の申込みに関すること

Q1-1	利用申込みはいつまでにすればよいですか？
A	4月から利用希望の場合は特別なスケジュールを設けて実施します。 <u>詳しくはP8をご覧ください。</u> 年度途中からの利用を希望する場合は利用希望月の前月3日頃が申込みの締切日となります。 <u>詳しくはP10をご覧ください。</u>
Q1-2	利用申込み書類はどこに行けばもらえますか？
A	幼保支援課 保育相談センター、各こども家庭センターで書類一式を受け取ってください。
Q1-3	こども家庭センターで利用申込み書類を提出することはできますか？
A	<u>こども家庭センターでは受付できません。</u> 締切日までに指定のピンク色の封筒に切手を貼り、保育相談センターに郵送してください（締切日当日消印有効）。直接、窓口提出を希望される場合は、保育相談センターまでお越しください（4月の一斉受付は窓口での提出はできません）。
Q1-4	募集人数・申込み状況はいつ頃公表されますか？
A	毎月1日（閉庁日の場合は翌開庁日）の13時頃に子育て情報サイト「びっぴ」で公表します。 4月の一斉受付はスケジュールが違います。 <u>詳しくはP8をご覧ください。</u>
Q1-5	幼稚園・認可外保育施設の利用申込みをしながら、認可保育施設への併願はできますか？
A	併願することは可能です。ただし、認可保育施設の申込状況によっては利用申込みを受け付けていない幼稚園・認可外保育施設もありますので、希望する幼稚園・認可外保育施設にお問い合わせください。
Q1-6	利用申込みに際して、希望する認可保育施設には必ず見学に行く必要はありますか？
A	認可保育施設によって保育方針、雰囲気、延長保育の有無、諸経費等さまざまな違いがあります。お子さまが毎日通う施設ですので、事前に見学をしてください。施設へ事前にご連絡のうえ、見学の日程の調整を行ってください。見学できない場合は、施設に電話し保育方針等についてご確認ください。
Q1-7	令和7年度中の申込みと令和8年4月（令和8年度）の申込みを考えています。
A	令和7年度分と令和8年度分の申込み書類をそれぞれそろえていただき、それぞれの受付期間内に専用返信用封筒に入れてご提出ください。 <u>まとめて提出することはできません。</u>
Q1-8	申込書類提出後に追加の書類を提出することはできますか？また、どこに提出すればよいですか？
A	<u>可能です。</u> 利用希望月の受付期間内（郵送の場合は締切日当日消印有効）までに保育相談センターに提出してください。受付期間を過ぎて提出された場合は、次の利用調整（選考）からの適用となります。 <u>詳しくはP10・P41～P44・P48をご覧ください。</u>
Q1-9	現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みはできますか？
A	<u>原則できません。</u> ただし、4月の利用申込みに限り、 <u>出産予定日が令和8年2月3日までの方のみ出生前申込みが可能です。</u> 4月1日時点のお子さまの月齢が希望する施設の受託年齢を超えていれば、申込みは可能です。各施設の受託年齢はP62～P69「認可保育施設一覧」をご覧ください。
Q1-10	申請書類の記入を間違えた・記入が間違っている場合、どのように修正すればよいですか？
A	修正箇所には二重線を引き、余白に正しい情報をご記入ください。なお、 <u>修正テープや修正ペンは使わないようにご注意ください。</u> 就労証明書等の内容が間違っている場合は <u>証明先に修正を依頼してください。</u> 修正箇所には二重線を引き、記入者の訂正印を押印し、余白に正しい情報をご記入ください。なお、 <u>修正テープや修正ペンは使わないようにご注意ください。</u>
Q1-11	申込みをした後に希望園の追加、変更またはきょうだい申込区分の変更をする場合はどのような手続きが必要ですか？
A	希望の変更手続きは <u>電話での受付のみ</u> となります。希望月に応じて受付期間を定めています。 <u>詳しくはP8またはP10をご覧ください。</u>

Q1-12	募集のない施設にも申込みはできますか？
A	<u>申込みはできます</u> 。ただし、募集のない月の入園はできません。

Q1-13	希望施設名はすべて（7施設）記入する必要がありますか？
A	<u>必ずしもすべて記入する必要はありません</u> 。しかしながら、より多くの施設をご記入いただいた方が、施設を利用できる可能性が高くなります。また、内定を辞退されますと、施設の運営に支障が出る場合があります。事前に見学をするなどして、必ず通える施設をご記入ください。

Q1-14	医療的ケア児はどの施設でも申込み可能ですか？
A	申込みは可能ですが、 <u>医療的ケア児の受け入れは特定の施設でのみ対応しています</u> 。面談を実施しながら、申込み時に必要書類として添付していただく「医療的ケアに関する主治医の意見書」「園における活動の目安」の2枚をお渡しします。書類の作成に時間を要すると思いますので、余裕をもって、幼保運営課・指導グループ（☎053-457-2117）にご連絡ください。

教育・保育給付認定に関すること

Q2-1	現在、就労の内定をもらっていますが、保育を必要とする証明書としてはどの様式を提出すればよいですか？
A	就労内定先にて「就労証明書」を記入していただけるのであれば「就労証明書」をご提出ください。その場合は「就労」事由での申請となります。提出できない場合は、「求職活動」を事由としての申請となりますので「 <u>様式①</u> 申立書兼誓約書」をご提出ください。

Q2-2	これから転職予定です。就労証明書は現在の勤務先または新しい勤務先のどちらが必要ですか？
A	利用を希望する月以降に勤務する会社の「就労証明書」をご提出ください。

Q2-3	これから仕事を探す予定です、利用申込みはできますか？
A	仕事を探している又は起業準備をしている場合には「求職活動」の認定を受けることができます。認定期間は効力発生日から90日を経過する日の月末までとなります。

Q2-4	現在、会社勤務ですが、第2子の出産を控えています。保育を必要な事由はどのようになりますか？
A	入園希望月の1日が産前8週（多胎児の場合は14週）・産後8週中の場合には「妊娠・出産」事由での認定となります。この場合、認定期間は出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の月末まで（個別の状況により最大産後6か月を経過する日の翌日の月末までの延長が可能）となります。

Q2-5	保育を必要とする事由が複数ある場合はどうすればよいですか？
A	保育に必要な事由が複数ある場合についても、1つの事由での認定となります。現状で保育の必要度が高い事由で申請をしてください。ただし、就労先が複数ある場合は、それぞれの「就労証明書」を提出すれば、合わせて認定・利用調整（選考）することも可能です。（勤務時間等の重複は認められません）

Q2-6	仕事が決まったため、認定内容等を変更したいのですがどうすればよいですか？
A	<u>保育必要事由の変更手続きをする必要があります</u> 。「教育・保育給付認定変更申請書※」に必ず「支給認定証」と「就労証明書」を添付し、幼保支援課に郵送してください。各月の変更締切日（締切日消印有効）までに提出されれば、翌月からの変更となります。待機中の方（P43参照）、在園中の方（P46参照）で変更締切日が異なりますのでご注意ください。 <u>詳しくはP43・P46をご覧ください</u> 。 ※「教育・保育給付認定変更申請書」はP43・P46のQRコードからダウンロードできます。

利用調整（選考）に関すること

Q3-1	利用調整（選考）はどのように行うのですか？
A	「利用調整基準表」に基づき「基準点」と「調整点」を合算した「利用調整基準点」の高い順に選考を行います。「利用調整基準点」が同点の場合、優先段階の第1段階から順に判断します。 <u>詳しくはP37～P39をご覧ください</u> 。

Q3-2	複数の施設の利用を希望した場合、どのように利用調整（選考）されますか？また第1希望のみ希望した場合には優先されますか？
A	希望した施設のうち複数の施設に内定となった場合は、内定となった施設の中の最上位の希望施設に内定となります。また、第1希望のみ記入された方と複数の施設を記入した方との利用調整（選考）上の優劣はありません。 <u>詳しくはP36をご覧ください</u> 。

Q3-3	利用調整（選考）上、申込みが早い方が有利になりますか？
A	早く提出しても <u>選考上有利になることはありません</u> 。不備なく書類をそろえていただき、受付期間内にご提出ください。
Q3-4	育児休業からの職場復帰後は育児短時間勤務制度の利用を考えています。育児休業取得前と職場復帰後、どちらの勤務時間での利用調整（選考）となりますか？
A	雇用契約上の勤務時間にて利用調整（選考）を行います。
Q3-5	きょうだいで申込みをした場合、別々の施設になってしまうことはありますか？
A	きょうだい申込みの内容によっては別々の施設に内定となる場合があります。 C 補助票②の表面（P21 参照）に、きょうだい申込み時の利用希望を選択する箇所がありますので、家庭状況に応じてご記入ください。 <u>詳しくは P23・P24 をご覧ください。</u>
Q3-6	認可保育施設の利用開始（入園）後に施設を変更（転園）することはできますか？
A	現在、ご利用中の施設から他の施設へ変わりたい場合は、新規の利用申込みと同様の手続きが必要です。また、転園を希望する場合は、利用調整（選考）上、基準点に 0.8 を乗じた点数（小数点以下四捨五入）となり、転園希望以外のお子さまを優先して利用調整（選考）します。
保育料・副食費（免除判定）に関すること	
Q4-1	年度途中に 3 号認定から 2 号認定に変わったのですが、保育料は変更になりますか？
A	保育料は 4 月 1 日時点のクラス年齢で決定します。よって、同年度中（4 月から 3 月まで）は 3 号認定区分の保育料が適用されます。
Q4-2	市立と私立の認可保育施設で保育料は異なりますか？
A	<u>保育料は市立でも私立でも変わりません</u> 。なお、施設によっては父母会費や制服代などの実費負担金等がかかる場合がありますので、別途必要となる費用の詳細は各施設にお問合わせください。
Q4-3	保育料等の納付方法は施設によって異なりますか？
A	施設によって異なります。 <u>詳しくは P53 をご覧ください。</u>
育児休業に関すること	
Q5-1	育児休業給付金を延長するためにはどのような手続きが必要になりますか？
A	育児休業給付金の延長方法については、 <u>勤務先またはハローワークへお問い合わせください。</u>
Q5-2	育児休業給付金の延長申請手続きに必要な申請書類の写しはもらえますか？
A	<u>申請書類の写しをお渡しすることはできません</u> ので、申込みの前に必ずご自身で申請書類の写しをとっておいてください（市の受付印は不要）。
Q5-3	育児休業中に入園が決まったがいつまでに復職すればよいですか？
A	入園月中に復職をしてください。ただし、勤務先の都合等により、月初に復職しなければならない場合は入園月翌月の 1 日までに復職をしてください。
Q5-4	育児休業を延長するにあたり、利用開始希望月の翌月以降も待機していることを証明する書類を発行してもらうことはできますか？また、その際はどのような手続きが必要となりますか？
A	<u>「保育施設入園待機証明書」を発行できます</u> 。「保育施設入園待機証明書発行依頼書※」にご記入の上、保育相談センターに郵送してください。依頼書が届き次第、「保育施設入園待機証明書」を作成し、ご自宅に郵送します。 <u>詳しくは P44 をご覧ください。</u> ※「保育施設入園待機証明書発行依頼書」は P44 の QR コードからダウンロードできます。
Q5-5	育児休業の延長も許容できる（利用調整基準点減点）で申込みをしたが、認可保育施設への入所を希望する（通常の利用調整点）に変更したい。どのような手続きが必要ですか？
A	変更を希望する場合には「育児休業の延長に伴う入園選考順位に関する変更届※」にご記入の上、変更を希望する月の受付期間内（締切日当日消印有効）に保育相談センターに郵送してください。 <u>詳しくは P40 をご覧ください。</u> ※「育児休業の延長に伴う入園選考順位に関する変更届」は P44 の QR コードからダウンロードできます。

14. 土曜日等の共同保育について

《概要》

- ・土曜日等の共同保育とは、土曜日、8月のお盆期間、年末年始において、他の施設を利用しているお子さまと一緒に保育を実施します。
- ・次の施設では、共同保育を実施します。土曜日等の実施する期間について、「実施内容」欄に「○」の記載のある施設が該当します。

※各施設の所在地や連絡先等の情報は、P62～P69「認可保育施設一覧」をご確認ください。

《令和8年度実施施設一覧（予定）》

No.	(施設No.)施設名	実施内容			実施場所
		土曜日	お盆期間	年末年始	
1	(002) ひくまこども園	○	○	○	ひくまこども園
	(018) まつばこども園				
	(143) ととけっこー				
2	(005) 瑞雲こども園	○	○	○	※施設に確認してください
	(026) まるづかこども園				
	(148) 保育ルーム瑞雲				
3	(024) いずみこども園	○	○	○	いずみこども園
	(167) 小規模保育室いずみっこ				
4	(123) どんぐり保育園	○	○	○	※施設に確認してください
	(140) くすのき保育園				
	(039) 和光こども園				
5	(063) なごみこども園	○	○	○	※施設に確認してください
	(188) なごみ保育室				
	(006) 遊歩の丘にしおかこども園				
6	(028) 遊歩の丘かみにしこども園	○	○	○	※施設に確認してください
	(060) 遊歩の丘みなみプレスクール				
	(075) 遊歩の丘はまなこども園				
	(168) 遊歩の丘かみにしナーサリー				
	(200) 遊歩の丘まちなかナーサリー				
	(041) さざんかこども園				
7	(045) 雄踏ちゅうりっぷこども園	○	○	○	※施設に確認してください
	(049) マーガレットこども園				
	(129) つばき保育園				
8	(040) 入野こども園	○	○	○	入野こども園
	(179) 入野保育園				
9	(003) なかざわこども園	○	○	○	※施設に確認してください
	(079) こども園ことり				
	(190) nursery garden こぐま				
	(191) nursery ちいさいおうち				
10	(007) みそらこども園	○	○	○	※施設に確認してください
	(013) 音の森こども園				
	(058) はあもにいこども園				
11	(021) りょうけさくらこども園	○	○	○	りょうけさくらこども園
	(184) えんのき保育園				
12	(131) ひまわり保育園	○	○	○	ひまわり保育園
	(133) ひまわり第二保育園				
13	(023) 聖隷こども園ひかりの子	○	○	○	聖隷こども園ひかりの子
	(151) 聖隷のあ保育園				
14	(032) そらいろこども園	○	○	○	そらいろこども園
	(170) そらいろのおうち				
15	(035) 浜松東こども園	○	○	○	浜松東こども園
	(171) 浜松東保育園				
16	(086) あそびこども園浜松	○	—	—	あそびこども園浜松
	(087) 浜っ子こども園				
17	(078) 子育てセンターみゆうのおか	○	—	—	※施設に確認してください
	(084) 子育てセンターすぎのこ				
	(085) 子育てセンターやまびこ				
	(085) 子育てセンターやまびこ				
18	(020) 中央ながかみこども園	○	○	○	※施設に確認してください
	(036) ながかみこども園				
	(144) エンゼル第二保育園				
19	(153) エンゼル第三保育園	○	○	○	エンゼル第二保育園
	(070) 子育てセンターこまつ				
20	(071) 子育てセンターきぶね	○	—	—	※施設に確認してください
	(073) 子育てセンターしんばら				
21	(072) 子育てセンターしほもと	○	—	—	※施設に確認してください
	(074) 子育てセンターなかぜ				
	(076) 子育てセンターかきのみ				
22	(014) 浜松中央こども園	○	—	—	※施設に確認してください
	(124) イーエーエスはんだやま保育園				
23	(121) はぐみな保育園	○	—	—	はぐみな保育園
	(136) はぐみなの風保育園				
	(158) はぐみなの息吹保育園				
24	(150) 和敬第二愛育園	○	○	○	和敬第三愛育園
	(163) 和敬第三愛育園				
25	(027) 太陽さぎのみやこども園	○	—	—	太陽こども園
	(052) 太陽こども園				
	(053) 太陽第二こども園				
26	(186) たいようナーサリールーム	○	—	—	※施設に確認してください
	(051) ずだじこども園				
27	(059) 若林こどもの園※	○	○	○	※若林こどもの園について、お盆期間・年末年始は自園で実施
	(185) こどものおうち すいーとびー				
28	(129) みみ・あんふあんしゅ	○	○	○	みみ・あんふあんしゅしゅ
	(140) みみ・あんふあん				
29	(017) 花園こども園	○	○	○	※施設に確認してください
	(047) 花園幼稚園				
30	(119) まつのき保育園	○	○	○	まつのき保育園
	(162) みかんの家				
31	(055) なかよしこども園	○	○	○	なかよしこども園
	(187) ゆりのき保育園				
32	(112) ロイコスプレスクール	○	—	—	ヘリオスプレスクール
	(115) ヘリオスプレスクール				
33	(116) ルンビニープレスクール	○	○	○	※施設に確認してください
	(161) ハピネス保育園				
34	(164) ハピファニー保育園	○	○	○	※施設に確認してください
	(174) 〈仮〉HugMe プリスクール小池				
35	(175) 〈仮〉HugMe プリスクール植松	○	○	○	※施設に確認してください
	(176) 〈仮〉HugMe プリスクール原島				
36	(092) 〈仮〉ヒーローズはまきたこども園	○	—	—	〈仮〉ヒーローズはまきたこども園
	(192) ヒーローズ貴布祢保育園				
37	(122) ルミーナプレスクール	○	—	—	ルミーナプレスクール
	(130) エオスプレスクール				
38	(104) 浜松市立舞阪第1保育園	○	—	—	※施設に確認してください
	(105) 浜松市立舞阪第2保育園				

《注意事項》

- 上記施設の利用(入園)を希望している保護者の方で、土曜日等の保育を希望する場合は、共同保育の詳細について施設にご確認ください。
- 非常災害や感染症の流行、施設の行事等の事情により、共同保育の実施場所が変更となることがあります。
- 施設名の左側 () 内の番号は、次頁以降の「認可保育施設一覧」における各園の番号を記載しています。

15. 認可保育施設一覧

★令和8年度の認可保育施設について、下記の種別毎に掲載しています。

市立幼保連携型認定こども園…P62
 私立幼保連携型認定こども園…P62
 保育所型認定こども園……………P64
 市立保育園……………P64
 私立保育所……………P65
 小規模保育事業……………P66
 事業所内保育事業……………P69

★受託年齢とは、乳児（0歳児）において、施設で受け入れることができる最も早い月齢です。

入所希望月の1日時点で受託年齢を満たしていない施設へのお申込みはできません。

なお、「産休明」とは産後57日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

★延長保育の実施状況については下記のとおりです。

◎：利用可能時間前後の延長保育実施 ○：利用可能時間後の延長保育実施

●：利用可能時間前の延長保育実施 ー：延長保育実施なし

実施時間については、各施設にお問い合わせください。

★土曜日保育を希望される場合、平日と利用可能時間が異なる場合がありますので、各施設にお問い合わせください。

★「小規模保育事業」または「事業所内保育事業（従業員枠を除く）」を卒園した後は、各事業所が連携する認定こども園、幼稚園または保育所に優先的に入園できます。

希望園の記載方法について

A教育・保育給付認定申請書兼利用申込書（抜粋）

希望順位	施設 No.	施設名称	見学済	見学予定	施設コード ※市記入欄
第1希望	001	〇〇保育園	☒	☐	記入不要
第2希望	002	△△保育園	☒	☐	
第3希望			☐	☐	

No.	施設名
001	〇〇保育園
002	△△保育園
003	□□保育園

【重要】P62からの一覧表を見て、希望施設の「No.」と「施設名称」を正しく記入しましょう！

希望園記載時の注意点

- ・事前に施設へ見学に行き、施設の特徴は理解しましたか？
- ・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業によっては上乗せ徴収金があることはご存知ですか？
- ・施設の受託年齢は確認しましたか？
- ・延長保育の実施の有無や時間は確認しましたか？
- ・土曜日等の共同保育については確認しましたか？
- ・通える範囲での施設を選びましたか？（内定を辞退されますと、施設の運営に支障が出る場合があります。）
- ・施設 No. や施設名称は正しく記載しましたか？

★受託年齢の「産休明」とは産後 57 日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

《市立幼保連携型認定こども園》 (令和8年4月1日予定)

中央区

【旧中区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
001	浜松市立佐鳴台こども園	佐鳴台三丁目31-2	449-0744	6	140	産休明	7:30～18:30	○	8:30～16:30	◎

◎: 利用可能時間前後の延長保育実施 ○: 利用可能時間後の延長保育実施
●: 利用可能時間前の延長保育実施 ー: 延長保育実施なし

《私立幼保連携型認定こども園》 (令和8年4月1日予定)

中央区

【旧中区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
002	ひくまこども園	曳馬四丁目8-12	464-4069	15	120	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
003	なかざわこども園	中沢町58-9	471-0497	35	90	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
004	相生こども園	相生町14-30	461-6519	210	110	6カ月	7:30～18:30	ー	8:30～16:30	ー
005	瑞雲こども園	佐藤二丁目22-1	464-9557	12	120	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
006	遊歩の丘にしおかこども園	西丘町296	420-1818	15	90	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
007	みそらこども園	神田町513	443-9836	15	120	5カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
008	聖隷こども園めぐみ	和合町555-1	401-1212	6	210	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
009	和合こども園	和合町220-1280	472-2522	15	110	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
010	れんげこども園	和合北一丁目2-37	482-8241	15	120	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
011	小豆餅ゆすらうめこども園	小豆餅四丁目18-2	414-0001	10	100	6カ月	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
012	上池さくらこども園	城北二丁目25-43	474-1125	5	120	6カ月	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
013	音の森こども園	富塚町3657-1	488-5116	15	80	5カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
014	浜松中央こども園	尾張町127-7	453-0249	65	80	産休明	7:30～18:30	ー	8:00～16:00	◎
015	たかい丘こども園	高丘北二丁目25-21	437-6530	9	120	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
016	天林寺こども園	下池川町27-1	473-7718	12	120	産休明	7:15～18:15	○	8:30～16:30	◎
017	花園こども園	西伊場町77-1	488-8755	15	120	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
018	まつばこども園	上島一丁目26-14	476-2121	15	60	6カ月	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
019	葵ヶ丘こども園	高丘東三丁目54-18	437-7952	12	130	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
020	中央ながかみこども園	中島二丁目7-8	467-6600	11	120	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
021	りょうけさくらこども園	領家三丁目23-13	463-8211	9	150	産休明	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
022	愛恵こどもの園	鶴江三丁目3-37	453-5526	0	80	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎

◎: 利用可能時間前後の延長保育実施 ○: 利用可能時間後の延長保育実施
●: 利用可能時間前の延長保育実施 ー: 延長保育実施なし

【旧東区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
023	聖隷こども園ひかりの子	天王町1896	421-6822	15	220	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
024	いずみこども園	小池町710	434-4411	11	130	産休明	7:30～18:30	○	8:00～16:00	◎
025	市野与進こども園	市野町2636	423-3535	15	160	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
026	まるづかこども園	丸塚町287-1	465-2525	9	120	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
027	太陽さぎのみやこども園	大瀬町752	432-5515	15	120	産休明	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
028	遊歩の丘かみにしこども園	上西町853-2	468-1818	15	200	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
029	きなりこどもえん	植松町53-4	424-6666	9	120	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
030	若宮こども園	大瀬町2050	433-2727	7	160	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
031	蒲こども園	大蒲町95-2	463-1540	6	120	6カ月	7:00～18:00	ー	8:30～16:30	◎
032	そらいろこども園	市野町1084	581-8670	15	120	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
033	ありたまこども園	有玉南町2013	479-5588	15	120	4カ月	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
034	天竜こども園	葉新町315-1	421-5355	15	120	4カ月	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
035	浜松東こども園	篠ヶ瀬町580-3	421-5590	8	150	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
036	ながかみこども園	中田町776	411-4811	11	120	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
037	天王こども園	天王町943	421-6979	165	110	6カ月	7:30～18:30	ー	8:30～16:30	ー
038	〈仮〉みどりこども園 (現施設名称)みどり保育園 ※保育所からの移行	有玉西町1222	433-9734	0	150	産休明	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎

【旧西区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
039	和光こども園	和光町517	486-0434	15	160	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
040	入野こども園	入野町10827-1	448-1026	12	110	6カ月	7:00～18:00	ー	8:00～16:00	◎
041	さざんかこども園	篠原町25654	449-6116	12	90	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
042	春日こども園	馬郡町2560	592-1600	75	90	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
043	瞳ヶ丘こども園	大人見町12-654	485-5003	0	110	産休明	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
044	順愛こども園	舞阪町舞阪5372	592-7733	15	90	産休明	7:00～18:00	○	8:15～16:15	◎
045	雄踏ちゅうりっぷこども園	雄踏町宇布見7430-8	596-9900	6	70	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
046	湖東白ゆりこども園	湖東町5826-1	486-5301	8	120	産休明	7:00～18:00	○	9:00～17:00	◎
047	花園幼稚園	篠原町9376-1	447-2336	112	70	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
048	志都呂こども園	志都呂一丁目3-7	448-1910	9	100	3カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
049	マーガレットこども園	坪井町4571	482-7078	9	90	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
050	館山寺こども園	館山寺町2418-1	487-1611	7	90	産休明	7:00～18:00	○	9:00～17:00	◎

★受託年齢の「産休明」とは産後 57 日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

《私立幼保連携型認定こども園》 (令和8年4月1日予定)

【旧南区】

◎：利用可能時間前後の延長保育実施 ○：利用可能時間後の延長保育実施
●：利用可能時間前の延長保育実施 ー：延長保育実施なし

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
051	ずだじこども園	恩地町291	427-2332	130	110	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
052	太陽こども園	飯田町1507	426-1515	15	150	産休明	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
053	太陽第二こども園	白羽町1231	441-0006	12	90	産休明	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
054	平和こども園	三島町1200	443-1601	188	400	6カ月	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
055	なかよしこども園	三島町1230	441-1122	15	120	産休明	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
056	ハローこども園	下江町522	425-5586	15	90	産休明	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
057	たかつか光こども園	高塚町2312-16	449-8000	8	90	産休明	7:00～18:00	○	8:15～16:15	◎
058	はあもにいこども園	三和町782	464-8770	15	100	5カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
059	若林こどもの園	若林町2658-1	401-3786	9	120	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
060	遊歩の丘みなみプレスクール	新橋町917	447-0108	15	120	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎

【旧北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
061	クリストファーこども園	三方原町2762	430-1700	135	90	6カ月	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
062	聖隷こども園わかば	根洗町645-1	437-0822	15	180	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
063	なごみこども園	三方原町1367-1	420-7530	15	120	産休明	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
064	こども園みらい	三幸町159-1	439-3060	9	130	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
065	三方ときめきこども園	東三方町185-2	436-7102	12	160	4カ月	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎

浜名区

【旧北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
066	聖隷こども園桜ヶ丘	都田町8749-3	428-2494	0	160	産休明	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
067	みどりのもり都田	都田町6497-1	428-3208	15	180	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
068	(仮)気賀こども園 (現施設名称)気賀幼稚園 ※幼稚園からの移行	細江町気賀997-1	522-0313	60	40	6カ月	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎

【旧浜北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
069	認定こども園きじの里	染地台五丁目4-3	585-3375	6	120	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
070	子育てセンターこまつ	小松3221	584-0170	6	120	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
071	子育てセンターきぶね	貴布祢2668	584-0172	3	150	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
072	子育てセンターしばもと	於呂3087-2	580-0050	6	120	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
073	子育てセンターしんばら	新原2669	580-1011	6	150	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
074	子育てセンターなかぜ	中瀬673	584-0174	6	120	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
075	遊歩の丘はまなこども園	小松1285-1	585-4141	15	210	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
076	子育てセンターかきのみ	中瀬2308	545-3870	9	140	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
077	あゆみの森こども園	寺島2889-1	585-2345	15	210	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
078	子育てセンターみゆうのおか	根堅2596-1	545-6380	6	80	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
079	こども園ことり	内野5221-5	585-0260	15	90	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
080	ひらくちかえでこども園	平口160	585-1701	9	90	産休明	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
081	風の子こども園	平口1973	544-4150	15	120	産休明	7:15～18:15	○	8:30～16:30	◎
082	森のいえはまきた	於呂2739	580-3131	8	120	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
083	(仮)浜北西こども園 (現施設名称)浜北西保育園 ※保育所からの移行	新原4284-1	585-5590	4	120	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎

天竜区

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
084	子育てセンターすぎのこ	大谷111-1	922-0170	6	60	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
085	子育てセンターやまびこ	山東3577	922-0180	9	90	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎

★受託年齢の「産休明」とは産後 57 日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

《私立保育所型認定こども園》 (令和8年4月1日予定)

中央区

【旧東区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
086	あそびこども園浜松	下石田町320	422-2525	35	200	3カ月	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
087	浜っ子こども園	松小池町340	421-6800	6	130	3カ月	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
088	あそび西ヶ崎こども園	西ヶ崎町1430-1	589-5757	6	120	3カ月	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎

◎:利用可能時間前後の延長保育実施 ○:利用可能時間後の延長保育実施
●:利用可能時間前の延長保育実施 ー:延長保育実施なし

【旧西区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
089	(仮)ヒーローズ浜松西こども園 (現施設名称)ヒーローズ浜松西保育園 ※保育所からの移行	雄踏二丁目6-21	592-8236	0	150	3カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
090	(仮)ヒーローズさなるこども園 (現施設名称)ヒーローズさなるこ保育園 ※保育所からの移行	入野町10659	543-6282	3	90	3カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎

浜名区

【旧浜北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	1号 定員	2・3号 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
							利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
091	うちの丘。こども園	内野台二丁目13-6	544-7080	6	80	6カ月	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
092	(仮)ヒーローズはまきたこども園 (現施設名称)ヒーローズはまきた保育園 ※保育所からの移行	高畑474	585-6161	0	130	3カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎

《市立保育園》 (令和8年4月1日予定)

中央区

【旧中区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
093	浜松市立南保育園	浅田町73-39	452-1413	120	産休明	7:30～18:30	◎	8:30～16:30	◎
094	浜松市立鴨江保育園	鴨江二丁目8-1	453-1206	140	産休明	7:30～18:30	○	8:30～16:30	◎
095	浜松市立花川保育園	西丘町1000	436-1205	80	産休明	7:30～18:30	○	8:30～16:30	◎
096	浜松市立江西保育園	神田町176	441-8121	110	産休明	7:30～18:30	○	8:30～16:30	◎
097	浜松市立権現谷保育園	富塚町1480-1	474-2765	140	産休明	7:30～18:30	○	8:30～16:30	◎
098	浜松市立寺島保育園	寺島町285-5	456-3248	130	産休明	7:30～18:30	○	8:30～16:30	◎
099	浜松市立西保育園	布橋二丁目4-17	474-6322	100	産休明	7:30～18:30	◎	8:30～16:30	◎

◎:利用可能時間前後の延長保育実施 ○:利用可能時間後の延長保育実施
●:利用可能時間前の延長保育実施 ー:延長保育実施なし

【旧東区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
100	浜松市立中ノ町保育園	中野町2598-2	421-0327	80	産休明	7:30～18:30	○	8:30～16:30	◎
101	浜松市立積志保育園	有玉北町1264	434-0138	120	産休明	7:30～18:30	○	8:30～16:30	◎
102	浜松市立笠井保育園	笠井町1284	434-1636	90	産休明	7:30～18:30	◎	8:30～16:30	◎

【旧西区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
103	浜松市立神田原保育園	西山町2150-2	485-8550	100	産休明	7:30～18:30	○	8:30～16:30	◎
104	浜松市立舞阪第1保育園(※1)	舞阪町 弁天島3885	592-0004	80	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
105	浜松市立舞阪第2保育園(※1)	舞阪町舞阪2659-3	592-3552	90	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
106	浜松市立雄踏保育園	雄踏町宇布見5461	592-0502	140	産休明	7:30～18:30	●	8:30～16:30	◎

※1 浜松市立舞阪第1保育園及び浜松市立舞阪第2保育園は、令和11年度から舞阪町舞阪(吹上地区)に統合・移転等の計画があります。

【旧南区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
107	浜松市立可美保育園	若林町70-1	447-0713	150	産休明	7:30～18:30	○	8:30～16:30	◎

【旧北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
108	浜松市立三方原保育園	東三方町21-1	436-1208	110	産休明	7:30～18:30	○	8:30～16:30	◎

浜名区

【旧北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
109	浜松市立引佐保育園	引佐町井伊谷717	542-0268	80	産休明	7:15～18:15	○	8:30～16:30	◎
110	浜松市立三ヶ日保育園	三ヶ日町三ヶ日811-5	525-0955	110	産休明	7:30～18:30	ー	8:30～16:30	◎
111	浜松市立都筑保育園	三ヶ日町都筑1789-6	526-7751	80	産休明	7:30～18:30	ー	8:30～16:30	◎

★受託年齢の「産休明」とは産後 57 日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

《私立保育所》

(令和8年4月1日予定)

中央区

【旧中区】

◎:利用可能時間前後の延長保育実施 ○:利用可能時間後の延長保育実施
●:利用可能時間前の延長保育実施 ー:延長保育実施なし

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
112	ロイコスプレスクール(※2)	城北二丁目16-36	471-0391	20	産休明	7:15~18:15	○	8:00~16:00	◎
113	こばと保育園	高林四丁目14-13	471-0739	120	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
114	天使園子どもの家	成子町23-1	452-0203	60	産休明	7:25~18:25	○	8:30~16:30	◎
115	ヘリオスプレスクール	法枝町124	442-9198	110	6カ月	7:15~18:15	○	8:00~16:00	◎
116	ルンビニープレスクール	北寺島町160	453-3568	70	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
117	なのはな保育園	中央三丁目4-7	453-2620	100	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
118	チャイルドスクエア浜松花川	花川町1846	414-1212	60	産休明	7:15~18:15	○	8:30~16:30	◎
119	まつのき保育園	西伊場町7-5	488-6166	110	4カ月	7:20~18:20	ー	8:30~16:30	◎
120	みみ・あんふあんしゅしゅ	和合町220-489	523-7488	60	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
121	はぐみな保育園	葵西六丁目6-30	570-3583	80	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:30	◎

※2 ロイコスプレスクールは、最長で令和12年度末をもって閉園となります。

【旧東区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
122	ルミーナプレスクール	和田町315	463-1278	120	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
123	どんぐり保育園	中郡町1872	433-5330	90	4カ月	7:20~18:20	ー	8:30~16:30	◎
124	イーエースはんだやま保育園	半田山二丁目24-3	432-7076	60	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎

【旧西区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
125	生命の樹保育園	神ヶ谷町8284	485-0524	70	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
126	わかさ保育園	入野町920-1	448-7777	150	6カ月	7:00~18:00	○	9:00~17:00	◎
127	伊左地保育園	大人見町2966	485-2700	120	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
128	チャイルドスクエア浜松篠原	篠原町22451	415-2525	60	産休明	7:15~18:15	○	8:30~16:30	◎
129	つばき保育園	神ヶ谷町2042	485-9000	70	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎

【旧南区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
130	エオスプレスクール	遠州浜四丁目1-2	425-7435	70	6カ月	7:15~18:15	○	8:00~16:00	◎

【旧北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
131	ひまわり保育園	豊岡町317-2	420-2700	110	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
132	はらっぱ保育園	三幸町440-10	482-9207	120	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
133	ひまわり第二保育園	豊岡町474-1	420-8000	120	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
134	たんぽぽ保育園	初生町33-1	488-8700	130	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
135	ひがしみかた保育園	東三方町519-5	401-1231	120	6カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
136	はぐみなの風保育園	根洗町693	414-8937	70	6カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎

浜名区

【旧北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
137	細江保育園	細江町気賀431	522-0596	140	産休明	7:15~18:15	○	8:30~16:30	◎
138	チャイルドスクエア浜松三ヶ日	三ヶ日町三ヶ日916-70	524-4188	60	産休明	7:15~18:15	○	8:30~16:30	◎
139	れんりの子	都田町8503-19	428-3500	60	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎

【旧浜北区】

No.	施設名称	所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
						利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
140	くすのき保育園	高畑897	589-3340	120	4カ月	7:20~18:20	ー	8:30~16:30	ー
141	はなのこ保育園(※3)	内野619-5	586-3300	30	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎

※3 はなのこ保育園は、令和8年度末をもって閉園予定です。

★受託年齢の「産休明」とは産後 57 日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

《小規模保育事業》

(令和8年4月1日予定)

中央区

【旧中区】

◎:利用可能時間前後の延長保育実施 ○:利用可能時間後の延長保育実施
●:利用可能時間前の延長保育実施 -:延長保育実施なし

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
142		託児所みんなおいで	富塚町649-7	476-4486	12	産休明	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	富塚幼稚園	富塚町659	—				—		
	(連携施設)	城北幼稚園	文丘町27-3	—				—		
143		ととけっこー	曳馬三丁目36-34	411-3390	12	産休明	7:00～18:00	—	8:30～16:30	◎
	(連携施設)	ひくまこども園(保育園機能)	曳馬四丁目8-12	—				—		
144		エンゼル第二保育園	高丘東四丁目4-12	437-4108	19	3カ月	7:00～18:00	—	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	湖東幼稚園	湖東町1169-179	—				—		
	(連携施設)	平成幼稚園	高丘北三丁目16-14	—				—		
145		アソカ学園 城北ナーサリー	文丘町27-22	401-1551	19	6カ月	7:30～18:30	—	8:30～16:30	—
	(連携施設)	城北幼稚園	文丘町27-3	—				—		
146		ぬくもりのうち保育園浜松園	中央三丁目7-1-105-2	401-0588	12	6カ月	7:30～18:30	○	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	松城幼稚園	鹿谷町1-1	—				—		
147		ハレルヤ第二愛児園	花川町351	438-8996	19	産休明	7:00～18:00	—	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	湖東幼稚園	湖東町1169-179	—				—		
148		保育ルーム瑞雲	佐藤三丁目15-9	464-8000	9	産休明	7:00～18:00	—	8:30～16:30	◎
	(連携施設)	瑞雲こども園(保育園機能)	佐藤二丁目22-1	—				—		
	(※4)	まるづかこども園(保育園機能)	丸塚町287-1	—				—		
149		みみ・あんふあん	幸一丁目2-17	482-8933	12	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	みみ・あんふあんしゅしゅ	和合町220-489	—				—		
150		和敬第二愛育園	高丘西三丁目30-17	439-7587	19	6カ月	7:30～18:30	—	8:30～16:30	◎
	(連携施設)	平成幼稚園	高丘北三丁目16-14	—				—		
151		聖隷のあ保育園	常盤町144-6	488-5533	19	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
	(連携施設)	聖隷こども園ひかりの子(保育園機能)	天王町1896	—				—		
152		ぬくもりのうち保育園砂山町園	砂山町1091	543-7400	12	6カ月	7:30～18:30	○	9:00～17:00	◎
	(連携施設)	ずだじこども園(幼稚園機能)	恩地町291	—				—		
153		エンゼル第三保育園	高丘東四丁目5-39	437-4108	19	3カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	湖東幼稚園	湖東町1169-179	—				—		
154		ヒーローズ早出保育園	早出町1362-8	544-6470	19	3カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	早出幼稚園	早出町1414-1	—				—		
155		スクルドエンジェル保育園 浜松園	富塚町1933-1 1B3号室	525-7500	19	産休明	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	松城幼稚園	鹿谷町1-1	—				—		
	(連携施設)	富塚幼稚園	富塚町659	—				—		
156		しあわせいっぱい保育園	常盤町143-27	523-9261	19	産休明	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	細江保育園	(浜名区)細江町気賀431	—				—		
		あけぼの幼稚園	城北二丁目5-28	—				—		
		日本文教幼稚園	常盤町141-20	—				—		
		花園幼稚園(幼稚園機能)	篠原町9376-1	—				—		
157		ハグくみベビー浜松園	名塚町162-1	401-8932	19	6カ月	7:00～18:00	○	9:00～17:00	◎
	(連携施設)	日本文教幼稚園	常盤町141-20	—				—		
158		はぐみなの息吹保育園	西丘町145	420-8937	19	6カ月	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
	(連携施設)	はぐみ保育園	葵西六丁目6-30	—				—		
		湖東幼稚園	湖東町1169-179	—				—		
159		ヒーローズなかじま保育園	中島二丁目20-3	544-9727	19	3カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	さなる幼稚園	大平台四丁目9-1	—				—		
		浜名幼稚園	舞阪町浜田76	—				—		
160		LIGHT HOUSE 保育園	曳馬六丁目21-43	473-7522	19	産休明	7:00～18:00	○	8:00～16:00	○
	(連携施設)	早出幼稚園	早出町1414-1	—				—		
		日本文教幼稚園	常盤町141-20	—				—		
161		ハピネス保育園	佐鳴台三丁目38-1	523-6097	15	6カ月	7:30～18:30	—	9:00～17:00	◎
	(連携施設)	富塚幼稚園	富塚町659	—				—		
		松城幼稚園	鹿谷町1-1	—				—		
162		みかんの家	西伊場町7-4	488-6167	12	4カ月	7:20～18:20	—	8:30～16:30	◎
	(連携施設)	まつのき保育園	西伊場町7-5	—				—		
163		和敬第三愛育園	高丘西二丁目34-14	488-5040	12	6カ月	7:30～18:30	—	8:30～16:30	◎
	(連携施設)	さなる幼稚園	大平台四丁目9-1	—				—		
164		ハピファニ保育園	伝馬町311-7	080-7644-5738	12	6カ月	7:30～18:30	—	9:00～17:00	◎
	(連携施設)	松城幼稚園	鹿谷町1-1	—				—		
		日本文教幼稚園	常盤町141-20	—				—		

※4 保育ルーム瑞雲の連携施設は、原則「瑞雲こども園」が卒園後の受け皿となります。詳細は保育ルーム瑞雲へお問い合わせください。

★受託年齢の「産休明」とは産後 57 日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

《小規模保育事業》

(令和8年4月1日予定)

【旧東区】

◎:利用可能時間前後の延長保育実施 ○:利用可能時間後の延長保育実施
●:利用可能時間前の延長保育実施 ー:延長保育実施なし

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
165		つばめ保育園	有玉西町2197-2	571-1729	16	5カ月	7:30～18:30	○	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	あけぼの幼稚園	城北二丁目5-28	ー				ー		
		浜松葵幼稚園	幸四丁目27-1	ー				ー		
166		それいゆ保育園(※5)	大瀬町413-2	582-7210	12	(※5)	7:30～18:30	ー	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	北浜幼稚園	(浜名区)貴布祢409	ー				ー		
		早出幼稚園	早出町1414-1	ー				ー		
167		小規模保育室いずみっこ	小池町743-1	435-4030	12	産休明	7:30～18:30	○	9:00～16:00	◎
	(連携施設)	いずみこども園(保育園機能)	小池町710	ー				ー		
168		遊歩の丘かみにしナーサリー	上西町863	468-1818	18	産休明	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
	(連携施設)	遊歩の丘かみにしこども園(保育園機能)	上西町853-2	ー				ー		
169		ぬくもりのうち保育西ヶ崎園	西ヶ崎町757-1	544-9001	12	6カ月	7:30～18:30	○	9:00～17:00	◎
	(連携施設)	若宮こども園(保育園機能)(※6)	大瀬町2050	ー				ー		
		北浜幼稚園	(浜名区)貴布祢409	ー				ー		
170		そらいろののうち	上石田町1558-1	401-7715	12	6カ月	7:00～18:00	ー	8:00～16:00	ー
	(連携施設)	そらいろこども園(保育園機能)	市野町1084	ー				ー		
171		浜松東保育園	篠ヶ瀬町581	401-5590	18	6カ月	7:00～18:00	○	8:30～16:30	◎
	(連携施設)	浜松東こども園(保育園機能)	篠ヶ瀬町580-3	ー				ー		
		(仮)浜北西こども園(保育園機能)	(浜名区)新原4284-1	ー				ー		
172		上石田の星保育園	上石田町2325	544-7007	19	産休明	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	北浜幼稚園	(浜名区)貴布祢409	ー				ー		
173		(仮)ヒーローズ半田山保育園 (現施設名称)ありがとう保育園 ※施設名称の変更	半田山五丁目4-15	401-6455	12	6カ月	7:30～18:30	ー	8:30～16:30	◎
	(連携施設)	ひがしみかた保育園	東三方町519-5	ー				ー		
		日本文教幼稚園	常盤町141-20	ー				ー		
		早出幼稚園	早出町1414-1	ー				ー		
		旭ヶ丘幼稚園	初生町1139	ー				ー		
174		(仮)HugMe プリスクール小池 (現施設名称)さくら保育園小池 ※施設名称の変更	小池町2693	466-1555	19	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	海の星彗の宮幼稚園	大瀬町27-32	ー				ー		
175		(仮)HugMe プリスクール植松 (現施設名称)さくら保育園植松 ※施設名称の変更	植松町1479-1	544-4224	19	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	日本文教幼稚園	常盤町141-20	ー				ー		
176		(仮)HugMe プリスクール原島 ※新設園	原島町552	466-1555(※7)	15	6カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	篠ヶ瀬幼稚園	篠ヶ瀬町286	ー				ー		

※5 それいゆ保育園は、令和8年度末をもって閉園予定です。令和8年度は2歳児クラスのみを募集します。
※6 ぬくもりのうち保育西ヶ崎園と若宮こども園(保育園機能)との連携は、令和8年度末をもって終了予定です。詳細はぬくもりのうち保育西ヶ崎園へお問い合わせください。
※7 設置者である法人または同法人が経営している施設の電話番号を記載しています。

【旧西区】

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
177		佐鳴保育園	入野町6361	448-5268	19	産休明	7:30～18:30	○	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	志都呂幼稚園	志都呂町1302	ー				ー		
		さなる幼稚園	大平台四丁目9-1	ー				ー		
178		いりの森。浜松幼稚舎	入野町16104-1	482-9383	12	6カ月	7:30～18:30	ー	8:30～16:30	◎
	(連携施設)	志都呂幼稚園	志都呂町1302	ー				ー		
179		入野保育園	入野町10824-1	401-1004	10	6カ月	7:00～18:00	ー	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	入野こども園(保育園機能)	入野町10827-1	ー				ー		
180		ヒーローズおおひらだい保育園	大平台二丁目17-28	489-5366	19	3カ月	7:00～18:00	○	8:00～16:00	◎
	(連携施設)	さなる幼稚園	大平台四丁目9-1	ー				ー		
		浜名幼稚園	舞阪町浜田76	ー				ー		

★受託年齢の「産休明」とは産後 57 日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

《小規模保育事業》

(令和8年4月1日予定)

【旧南区】

◎:利用可能時間前後の延長保育実施 ○:利用可能時間後の延長保育実施
●:利用可能時間前の延長保育実施 -:延長保育実施なし

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
181		すこやか保育園	三島町103-1	444-3730	19	6カ月	7:30~18:30	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	平和こども園(保育園機能)	三島町1200	—						
	(連携施設)	ずだじこども園(幼稚園機能)	恩地町291	—						
182		ニチイキッズ南浜松保育園	安松町12-10	467-5031	19	産休明	7:00~18:00	—	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	ずだじこども園(幼稚園機能)	恩地町291	—						
183		みつばち保育園	瓜内町844-3	444-3282	18	産休明	7:30~18:30	—	8:00~16:00	—
	(連携施設)	ずだじこども園(幼稚園機能)	恩地町291	—						
184		えんのき保育園	参野町128	424-6822	12	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	りょうけさくらこども園(保育園機能)	領家三丁目23-13	—						
185		こどものおうち すいーとびー	恩地町297-2	427-2332	12	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	ずだじこども園(保育園機能)	恩地町291	—						
186		たいようナーサリールーム	飯田町1461-1	424-6630	12	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	太陽こども園(幼稚園機能)	飯田町1507	—						
		太陽こども園(保育園機能)	飯田町1507	—						
		太陽第二こども園(保育園機能)	白羽町1231	—						
187		ゆりのき保育園	三島町1226-2	424-8911	12	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	なかよしこども園(保育園機能)	三島町1230	—						
		なかよしこども園(幼稚園機能)	三島町1230	—						

【旧北区】

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
188		なごみ保育室	三方原町1364-5	525-9666	12	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	なごみこども園(保育園機能)	三方原町1367-1	—						
189		もくば保育園	初生町1303-5	437-5300	17	6カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	上池さくらこども園(保育園機能)	城北二丁目25-43	—						
		旭ヶ丘幼稚園	初生町1139	—						
190		nursery garden こぐま	豊岡町416-2	401-1780	9	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	なかざわこども園(幼稚園機能)	中沢町58-9	—						
		なかざわこども園(保育園機能)	中沢町58-9	—						
		こども園ことり(幼稚園機能)	(浜名区)内野5221-5	—						
		こども園ことり(保育園機能)	(浜名区)内野5221-5	—						
191		nursery ちいさいおうち	豊岡町416-4	401-0740	9	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	なかざわこども園(幼稚園機能)	中沢町58-9	—						
		なかざわこども園(保育園機能)	中沢町58-9	—						
		こども園ことり(幼稚園機能)	(浜名区)内野5221-5	—						
		こども園ことり(保育園機能)	(浜名区)内野5221-5	—						

浜名区

【旧浜北区】

No.	施設名称		所在地	電話番号	定員	受託年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
192		ヒーローズ貴布祢保育園	貴布祢2484	443-9290	19	3カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	早出幼稚園	(中央区)早出町1414-1	—						
		(仮)ヒーローズはまきたこども園(保育園機能)	高畑474	—						
193		トットハウス浜北なかぜ ²	中瀬2628-16	401-5360	19	6カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	○
	(連携施設)	北浜幼稚園	貴布祢409	—						
194		浜名の星保育園	小松514	544-5885	19	産休明	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	北浜幼稚園	貴布祢409	—						
195		(仮)北浜のひのび保育園 ※新設園	貴布祢409	586-2855(※8)	19	11カ月	7:30~18:30	—	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	北浜幼稚園	貴布祢409	—						

※8 設置者である法人または同法人が経営している施設の電話番号を記載しています。

★受託年齢の「産休明」とは産後 57 日からの受入可能施設であり、産前・産後休暇制度の利用の有無は問いません。

《事業所内保育事業》

(令和8年4月1日予定)

中央区

【旧中区】

◎:利用可能時間前後の延長保育実施 ○:利用可能時間後の延長保育実施
●:利用可能時間前の延長保育実施 ー:延長保育実施なし

No.	施設名称		所在地	電話番号	地域枠 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
196		聖隷浜松病院ひばり保育園 (聖隷浜松病院)	住吉二丁目24-4	474-3123	20	産休明	7:30~18:30	○	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	聖隷こども園めぐみ(保育園機能)	和合町555-1	ー						
	(連携施設)	聖隷こども園ひかりの子(保育園機能)	天王町1896	ー						
197		あゆみ保育園 (浜松医療センター)	佐鳴台五丁目9-5	454-0804	20	5カ月	7:15~18:15	○	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	あけぼの幼稚園	城北二丁目5-28	ー						
		駅南幼稚園	寺島町478	ー						
		朝田幼稚園	法枝町116-1	ー						
		城北幼稚園	文丘町27-3	ー						
		追分幼稚園	葵東二丁目10-23	ー						
		美波幼稚園	大柳町50	ー						
		百花幼稚園	根洗町1497-2	ー						
198		キッズホームてんとうむし (特別養護老人ホームグリーンヒルズ東山)	花川町819	414-6011	9	産休明	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	湖東幼稚園	湖東町1169-179	ー						
199		しんえい保育園 (有限会社伸栄総合サービス)	泉二丁目31-10	476-5955	16	11カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	浜松葵幼稚園	幸四丁目27-1	ー						
200		遊歩の丘まちなかナーサリー (社会福祉法人一葉会福祉事業団)	中央一丁目2-2 102号	401-4441	21	産休明	7:00~18:00	ー	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	遊歩の丘かみにしこども園(保育園機能)	上西町853-2	ー						
		遊歩の丘みなみプレスクール (保育園機能)	新橋町917	ー						
201		KIKI保育園 中島園 (合同会社REON)	中島四丁目8-5	544-9818	6	産休明	7:30~18:30	ー	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	ずだじこども園(幼稚園機能)	恩地町291	ー						
		平和こども園(保育園機能)	三島町1200	ー						
202		あいあい保育ルーム (株式会社アイケア、株式会社遠江、 株式会社アイケアサービス、 株式会社あいの手、 医療法人社団愛寿会あいの街クリニック、 株式会社愛の食宅)	高丘東三丁目38-5	414-5577	9	3カ月	7:00~18:00	○	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	湖東幼稚園	湖東町1169-179	ー						
		松城幼稚園	鹿谷町1-1	ー						
		上池さくらこども園(保育園機能)	城北二丁目25-43	ー						

【旧西区】

No.	施設名称		所在地	電話番号	地域枠 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
203		湖東の森保育園 (特別養護老人ホーム湖東の杜)	湖東町1074	486-3513	8	3カ月	7:00~18:00	○	8:30~16:30	○
	(連携施設)	湖東幼稚園	湖東町1169-179	ー						
204		こりす保育園 (西山病院)	西山町518-6	485-7011	5	6カ月	7:30~18:30	○	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	富塚幼稚園	富塚町659	ー						

【旧南区】

No.	施設名称		所在地	電話番号	地域枠 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
205		すみれ保育園 (すずかけセントラル病院)	法枝町227-3	443-1155	8	産休明	7:30~18:30	ー	8:00~16:00	◎
	(連携施設)	花園幼稚園(幼稚園機能)	篠原町9376-1	ー						
		さざんかこども園(保育園機能)	篠原町25654	ー						

浜名区

【旧北区】

No.	施設名称		所在地	電話番号	地域枠 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
206		かもめ保育園 (しむら歯科医院、金子コード株式会社)	都田町8786	428-5202	17	6カ月	7:30~18:30	○	9:00~17:00	◎
	(連携施設)	駅南幼稚園	(中央区)寺島町478	ー						
		朝田幼稚園	(中央区)法枝町116-1	ー						
		城北幼稚園	(中央区)文丘町27-3	ー						
		追分幼稚園	(中央区)葵東二丁目10-23	ー						
		美波幼稚園	(中央区)大柳町50	ー						
		百花幼稚園	(中央区)根洗町1497-2	ー						

【旧浜北区】

No.	施設名称		所在地	電話番号	地域枠 定員	受託 年齢	保育標準時間		保育短時間	
	(連携施設)	施設名称					利用可能時間	延長保育	利用可能時間	延長保育
207		十全双葉保育園 (十全記念病院)	平口1969-1	585-4345	10	産休明	7:15~18:15	ー	8:30~16:30	◎
	(連携施設)	風の子こども園(保育園機能)	平口1973	ー						

詳細についてはこちらからご確認ください



認可保育施設の入園申込みのことについて知りたい

チャットボット



認可保育施設入園申込みに必要な書類について知りたい

認可保育施設必要書類判定ナビ



認可保育施設の年度途中の募集人数について確認したい

ぴっぴ > 知りたい > 保育園・幼稚園・こども園 > 認可保育施設の利用手続き
> 年度途中の認可保育施設募集人数一覧



認可保育施設の申込み・在園中の手続きに必要な書類や専用封筒をダウンロードしたい

ぴっぴ > 知りたい > 保育園・幼稚園・こども園 > 認可保育施設の利用手続き
> 認可保育施設入園申込み等に必要な書類



認可保育施設の一覧を確認したい

ぴっぴ > 知りたい > 保育園・幼稚園・こども園 > 認定こども園・認可保育施設



一時預かり事業（一時保育）について知りたい

ぴっぴ > 知りたい > 一時的な子どもの預け先 > 一時預かり保育
> 認定こども園・認可保育園・地域型保育事業の一時預かり事業（一時保育）



病児・病後児保育について知りたい

ぴっぴ > 知りたい > 一時的な子どもの預け先 > 病児・病後児保育
> 病児・病後児保育 利用手順と必要書類（浜松市委託事業）



こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について知りたい

ぴっぴ > 知りたい > 保育園・幼稚園・こども園
> こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）





問合せ内容	連絡先	
・認可保育施設の入園手続き（転園を含む）に関する相談 ・入園申込み希望施設の変更・きょうだい申込み区分の変更に関する相談・受付 ・こどもの預け先について（認可外保育施設・保育所等） ・一時預かり事業（一時保育）、病児・病後児保育の利用について ・広域入所について	幼保支援課 保育相談センター	053-457-2833
・認可保育施設に在園中の児童について ・在園児下の子に関する相談 ・保育料の決定について ・市立幼稚園の利用について	幼保支援課 入所管理グループ	053-457-2867
・こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について【利用の申請に関すること】 ・幼稚園を利用中の児童について ・幼稚園、認可外保育施設の無償化について ・企業主導型保育事業を利用するにあたっての認定について	幼保支援課 給付グループ	053-457-2826
・保育料の支払いについて ・私立幼稚園の2歳児預かりについて ・一時預かり事業（一時保育）の免除申請について ・認証保育所の保育料負担軽減認定制度について	幼保支援課 事業グループ	053-457-2118
・病児・病後児保育の免除申請について ・こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について【制度に関すること】	幼保支援課 企画・制度グループ	053-457-2827
・医療的ケア児の相談	幼保運営課 指導グループ	053-457-2117



認可保育施設の申込みには
マイナンバーカードが便利です。



この用紙は「雑がみ」として
リサイクルしよう！



認可保育施設利用案内

令和7年10月発行

編集・発行 浜松市こども家庭部
幼保支援課

〒430-0933

浜松市中央区鍛冶町100番地の1

ザザシティ浜松 中央館5階

☎ 053-457-2833

FAX 053-457-2039